

第 7 回出雲地区合併協議会提出

協議事項 別添資料目次

協議第 25 号	新市の名称について	… p 1 - 2
協議第 26 号	慣行の取扱いについて（第 1 小委員会付託）	… p 3 - 6
協議第 27 号	各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）	… p 39 - 48
協議第 28 号	各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて（第 1 小委員会付託）	… p 49 - 60
協議第 29 号	介護保険事業の取扱いについて（第 2 小委員会付託）	… p 61 - 70
協議第 30 号	各種事務事業（病院・診療所関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）	… p 71 - 82
協議第 31 号	各種事務事業（環境関係その 1）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）	… p 83 - 96
協議第 32 号	各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）	… p 97 - 98
協議第 33 号	各種事務事業（文化・スポーツ関係その 1）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）	… p 99 - 104
協議第 34 号	各種事務事業（学校教育関係その 1）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）	… p 105 - 116
協議第 35 号	各種事務事業（農林計画関係その 2）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）	… p 117 - 148

協議第 36 号	各種事務事業(観光商工関係その 1)の取扱いについて(第 3 小委員会付託)	… p 149	- 156
協議第 37 号	各種事務事業(建設関係その 1)の取扱いについて(第 3 小委員会付託)	… p 157	- 163

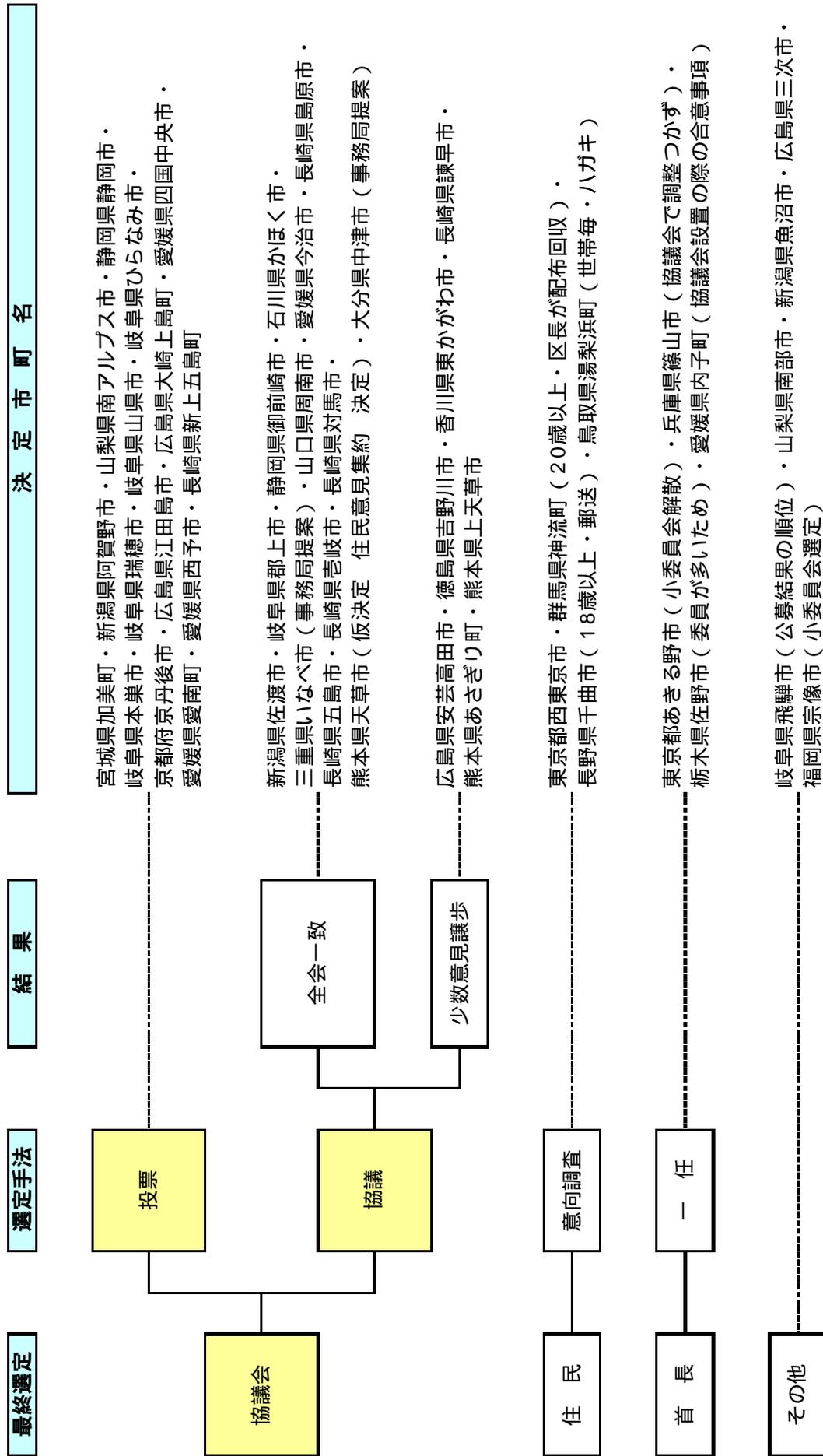
出雲地区合併協議会の調整方針

新市名称・庁舎検討小委員会

協議項目	新市の名称について	協議細目
調整の方針	新市の名称は、「市」とする。	
新市名称・庁舎検討小委員会名称候補		
名称候補 選 定 理 由		
出雲市	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史と伝統がある名称で、なじみやすい。 ・出雲大社、出雲神話、出雲そばなどが有名で、出雲という地名が全国的に広く認知されている。 ・出雲という地名を持つ地域イメージが強く、全国へのアピール度も高い。 ・広域的な地域としての慣れ親しんできた名称でもあり、合併後の地域住民が一体感を持つことができる。 	
出雲大社市	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史と文化の象徴、歴史的・文化的財産、ランドマークである。 ・出雲大社が有名なので、場所の特定がしやすい。 ・知名度が高い出雲大社を前面に押し出した全国的に例の少ない名称で、新市の知名度を上げることができるとともに、市名を全国の人に覚えてもらいやすい。 ・出雲大社は縁結びの神様であり、市町村合併で良い縁を結ぶというイメージにつながる。 	
いずも市	漢字表記と同様の選定理由に加え、かな表記にする選定理由として	<ul style="list-style-type: none"> ・「イズモ」という読みは変えずに、対等合併の精神と、新しい市になることを、新しい名称としてPRする。 ・子どもにも読み書きできる、わかりやすい、読みやすい表記。 ・やわらかく、優しく、親しみが持ちやすいイメージ。

[参考資料]

新市町名称最終選定方法



出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 1-1

協議項目		協議細目		慣行			
<p>市章について、合併時に定め、市民憲章については、新市において制定する。 市の花、木、鳥、魚及び歌については、新市において検討する。</p>							
現 況							
出雲市		斐川町		佐田町			
<p>【市章】 制定年月日：昭和22年11月3日</p>  <p>イメージ：出雲市の「出」を表し、飛ぶ鳥の姿をも示したもので、躍進する出雲市を表しています。</p>	<p>【市章】 制定年月日：昭和30年10月20日</p>  <p>イメージ：平田市の「ヒラ」を図案化したもので、丸く円を構成して市民の和と団結を現わし、「ヒラ」の中央部分を山形に切り抜いて平田市の将来の発展を表し、中央白抜部分によって田園都市の「田」と平田の「田」を表現したものです。</p>	<p>【市章】 制定年月日：不詳</p>  <p>イメージ：「ひ」と「川」の組み合わせによって、斐川を表し、肥沃な平野を清流斐伊川が取り巻いている地形的象徴を示し、「ひ」を大鷹の頭、胴、尾に「川」をその翼にみたて大きくはばたく鳥の如く発展する姿を象徴したものです。</p>	<p>【市章】 制定年月日：昭和54年1月1日</p>  <p>イメージ：佐田町の頭文字「サ」をマーグ化したもので、「円満」と発展「活躍」気持ちをこめられています。</p>	<p>【市民憲章】 制定年月日：昭和46年11月</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、郷土を愛し 健康で平和なまちをつくりましょう 一、自然を愛し清潔につとめ 美しいまちをつくりましょう 一、感謝の心で社会につくし 福祉のまちをつくりましょう 一、根性をもって仕事に励み 豊かなまちをつくりましょう 一、創意をこらして未来をひらき、 のびゆくまちをつくりましょう 	<p>【市民憲章】 制定年月日：昭和60年11月</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 恵まれた自然と文化を愛し、 勤労を尊び、豊かな町にしましょう 1. お互いに敬い、信じあい、 心のかよふ、温かい町にしましょう 1. 自らをたかめ、力をあわせ、 未来へ、伸びゆく町にしましょう <p>みんなが、それぞれの立場で、実行のめあてを定め、力強く進みましょう（合併30周年にあたり制定）</p>	<p>【市民憲章】 制定年月日：平成2年11月</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> わたしたちは、きれいな水とみどりにかこまれ、あたたかい人間性を誇る平田市民です。 知恵と力を出し合い、しあわせで活力あるまち平田をつくるため、手をたすえ進みます。 1 自然をいっしょくしめ、 水とみどりを豊かなまちをつくりましょう 1 教養を高め、 文化のおおひだきようまちをつくりましょう。 1 働く喜びを大切にし、 産業の栄えるまちをつくりましょう。 1 若い力を生かし、 希望と活力のあるまちをつくりましょう 1 心身ともに健康で、 明るい福祉のまちをつくりましょう <p>制定経緯：平田市民憲章審議会を設置</p>	<p>【市民憲章】 制定年月日：昭和31年12月21日</p>  <p>1. 郷土の歴史と自然を愛し、 美しい町をつくります。</p> <p>1. 心身ともに健康な若い力を育て、 高い教養と文化の町をつくります。</p> <p>1. 働くことに誇りをもち、 産業を振興して豊かな町をつくります。</p> <p>1. 善意と信頼に満ちた、 心のかよひあふむ町をつくります。</p> <p>1. あすをみつめて力をあわせ、 伸びゆく平和な町をつくります。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-2

協議項目		協議細目		協議細目		協議細目	
協議項目		協議細目		協議細目		協議細目	
<p>調整の方針</p> <p>市章については、合併時に定め、市民憲章については、新市において制定する。 市の花、木、鳥、魚及び歌については、新市において検討する。</p>							
<p>出雲市</p> <p>【市の花・木・鳥・魚等】 市の花：菊（昭和46年9月23日制定） 四季を通じて咲き、花期が長く、香りもよい 無数の花が集まって一つの美をなす（連帯感） 作りやすく強健で繁殖力が抜群（普及性） 花言葉は「清楚」「潔白」「剛健を象徴し、進取の気性」 伸びゆく出雲市を象徴する 市の木：黒松（昭和49年6月10日制定） 心算が一番多かった 日本人の生活に密着し親しまれている 浜山公園や築地松など歴史的風土的にゆかりが深い 市の鳥：該当なし 市の魚：該当なし</p> <p>【市民の歌】 出雲市民の歌（昭和26年制作） 作詞 須賀鷹夫、作曲 板垣孝太郎 市制10周年を記念してつくられた 出雲讃歌～天地ゆめつちゆめつらば～ （平成13年制作） 作詞 大岡 信、作曲 鈴木輝昭 市制60周年を記念してつくられた</p>		<p>平田市</p> <p>【市の花・木・鳥・魚等】 市の花：もみじ（昭和49年11月2日制定） 名刹鱗淵寺の「もみじ」は、わたくしたちの誇る心のふるさとです。 わたくしたちは、「もみじ」の新緑に知性と平和を求め、紅葉に情熱と発展を託して、豊かで住みよい平田市を築きましょう。 市の木：さつき（昭和49年11月2日制定） さわやかな5月の緑と風のなか、野に山に庭に咲きほこる「さつき」の花のように、わたくしたちは、力を合わせて美しい平田市を築きましょう。 市の鳥：該当なし 市の魚：該当なし</p> <p>【市民の歌】 平田市民の歌（昭和40年4月制定） 作詞 宮田朝海、作曲 森山俊雄 平田市イメージソング（平成12年11月制定） 作詞 加瀬澤茂、作曲 多々納好夫 市制施行45周年記念事業として制作</p>		<p>斐川町</p> <p>【市の花・木・鳥・魚等】 市の花：つつじ（昭和49年11月15日制定） 町の木：やまもも（平成7年11月3日制定） 町の鳥：該当なし 町の魚：該当なし</p> <p>【市民の歌】 ふるさと斐川のうた（平成12年11月3日制定） 作詞 関本大憲、作曲 飯沼信義</p>		<p>佐田町</p> <p>【市の花・木・鳥・魚等】 市の花：やまゆり（ササユリ）（昭和45年11月3日制定） 町の木：あかまつ（昭和54年11月3日制定） 町政施行10周年を記念して制定 町の鳥：該当なし 町の魚：該当なし</p> <p>【市民の歌】 佐田町民歌（昭和43年10月3日） 作詞 宮田 隆、作曲 長岡俊夫 佐田音頭（昭和49年10月10日） 作詞 佐田町教育委員会、作曲 稲田剛明 佐田町子ども歌（昭和37年3月19日） 作詞 森山しげる、作曲 森山俊雄</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1 - 3

協議項目		協議細目		慣行
慣行の取扱いについて				
調整の方針	市章及び市民憲章については、新市において定める。 市の花、木、鳥、魚及び歌については、新市において検討する。			
現況				
多岐町	湖陵町	大社町	町章】 制定年月日：昭和36年9月26日	
<p>町章】 制定年月日：昭和41年9月30日</p>  <p>イメージ：丸と弧は「和」を象徴し、みんなの力で町を支え、目標に向かって固い団結と協力によって前進する形を暗示している。</p> <p>町民憲章】 制定年月日：昭和51年11月3日</p> <p>内容 海と光、緑と水、わたしたちの住む多岐町は、美しく豊かな自然と先人のたゆまぬ努力によって今日の繁栄をもちました。 わたしたち多岐町民はここに誇りを感じ、健康で明るく豊かな生活を築くために、多岐町民の願いをこめて、この憲章を定めました。</p> <ol style="list-style-type: none"> わたしたちは向上心をもち礼儀を正し わたしたちは健康に気をつけ運動に励み わたしたちは規則を守り環境を整え わたしたちは未来をにぎやかな子供たちのために明るく健全な町をつくりましょう わたしたちは自然の資源を大切にし豊かで美しい町をつくりましょう 	<p>町章】 制定年月日：昭和44年11月3日</p>  <p>イメージ：湖陵の「L」の字を円形に図案化し、丘陵を盛り込んだもの</p> <p>町民憲章】 制定年月日：昭和54年3月</p> <p>内容 わたしたちは、先人から受けついで進取の気性と、ねばり強い湖陵の町民です。 郷土の限りない発展とみんなのしあわせをねがい、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緑と水の美しい自然を愛し環境を大切にしましょう。 温かい心のふれあいを深め、住みよいまちを育てましょう 若人に希望を、老人には生きがいのある明るいまちをつくりましょう 文化と教養を高め創意を生かして豊かな未来をひらきましょう スポーツを楽しみ、仕事に励み心身の若さを保ちましょう 	<p>町章】 制定年月日：昭和36年9月26日</p>  <p>イメージ：大社町の「大」を表現</p> <p>町民憲章】 制定年月日：昭和46年</p> <p>内容 わたしたちは、出雲大社のひざもとにあって、古代文化の伝統と神話の渾身の自然の中で生活している大社町民であることに誇りと責任を感じ、より明るく豊かで住みよい町をつくるために町民憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 郷土の歴史と自然を愛し清潔で美しい町をつくりましょう 教養を高め、若い力を育て、新しい文化の町をつくりましょう きまを守りだれにも親切にして住みよい町をつくりましょう 健康に心がけ、仕事にげんま、活気にあふれる町をつくりましょう すべての人の幸せを願い、明るい平和な町をつくりましょう 	<p>町章】 制定年月日：昭和36年9月26日</p> <p>新市の名称等を踏まえて、合併時に定める。</p> <p>町民憲章】 新市において、制定する。</p>	
制定経緯：大社町合併20周年を記念し制定				

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-4

協議項目		協議細目		慣行
<p>慣行の取扱いについて</p> <p>市章及び市民憲章については、新市において定める。 市の花、木、鳥、魚及び歌については、新市において検討する。</p>				
調整の方針				
現 況				
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>町の花・木・鳥・魚等】 町の花：さくら(平成3年9月30日制定) 空気の清澄なところによく育ち、多伎町には多くの種類が見られる。青い海、濃い緑を背景に咲き誇るさくらはひとさわり美しく町民の愛着が強い花である。 町の木：やまもも(平成3年9月30日制定) 植生が多伎町の気候風土に適しており、特に海岸部の山野に多く自生している。常緑樹で姿が美しく、しつかりと大地に根つき樹勢は強健である。 美しく豊かな自然に囲まれ、強くたくましく、いづれ町づくりへの願いと意欲を象徴する木である。 町の鳥：該当なし</p> <p>町の魚：わかな(平成3年9月30日制定) 多伎町の沿岸に回遊する魚種の中で最も多くの漁獲高があり、古くから町民の日常生活に深く関わりを持ち親しまれてきた。体形は典型的な紡錘形で、成長段階に応じ五つの名前をもつ出生魚。</p> <p>町民の歌】 多伎町民歌(昭和41年9月0日制定) 作詞 柳栄金一郎、作曲 柳栄義徳 合併10周年を記念してつくられた</p>	<p>町の花・木・鳥・魚等】 町の花：はまなす(昭和54年3月制定) 町の木：黒松(昭和54年3月制定) 町の鳥：該当なし 町の魚：該当なし</p> <p>町民の歌】 湖陵町民の歌(昭和54年3月制定) 作詞 本田一雄 作曲 錦織清子</p>	<p>町の花・木・鳥・魚等】 町の花：菊(昭和46年)合併20周年記念 町の木：くすのき 町の鳥：ウミネコ(昭和56年)合併30周年記念 日御碕経島は、ウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている。 町の魚：該当なし</p> <p>町民の歌】 大社音頭 大社小唄</p>	<p>町の花・木・鳥・魚等】 新市において、検討する。その際、選考委員会などを組織し、多くの人の意見を聞いて選定すべきである。 現在のものについては、旧自治体の木、花等として伝承するなど、何らかの形で残すべきである。</p> <p>町民の歌】 新市において検討する。 なお、現在各市町が保有する歌は、旧自治体の歌として伝承するなど、何らかの形で残すべきである。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目	国際友好都市交流事業
調整の方針	姉妹都市及び友好都市については、現行のとおりに新市に引継ぐ。		
現況			
出雲市	<p>協定締結の状況]</p> <p>米国カリフォルニア州サンタクララ市(約10万人) 昭和61年10月 姉妹都市協定締結 中国陝西省漢中市(約360万人) 平成3年7月 漢中地区と友好関係締結 平成8年11月 地区から漢中市に昇格し友好都市協定締結</p> <p>仏国オートサボア県エビアン市(約8,000人) 平成14年2月 文化観光友好都市協定締結事業]</p> <p>高校生海外体験学習事業 [出雲市国際交流事業補助金交付要綱] ホームステイによる相互交流(週間程度) 期間:春休みに派遣、夏休みに受入</p> <p>サンタクララ市 2名 10万円(1人当り補助額) エビアン市 2名 15万円(1人当り補助額)</p> <p>トキ認養事業(漢中市) 陝西省洋果トキセンターのトキ2羽を認養 認養費1羽1万円(約15万円)/年 漢中市研修生受入れ企業補助金(漢中市) 漢中市から来雲する研修生を受け入れる企業に対して研修生の住居費の一部を補助 対象企業4社 繕造、縫製、紡績、配管 研修生受入れ数9名/年 研修期間3年 エビアン出雲文化交流事業(エビアン市) エビアン日本文化交流フェスティバル参加団体補助 補助額150万円</p>	平田市	斐川町
平田市	<p>平田市国際地域交流センターが窓口となりドイツザールシュテット市と交流</p> <p>市及び市議会において、大韓民国イェチョン郡と交流が続いている</p> <p>平成13年度より、中華人民共和国敦煌市との交流が継続している</p>	佐田町	田町

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目	国際友好都市交流事業
調整の方針	姉妹都市及び友好都市については、現行のとおり新市に引継ぐ。		
現 況			
<p>協定締結の状況] フィンランド共和国カラヨキ市(約9,000人) 平成15年5月8日 姉妹都市協定締結 8月 多伎町から芸能団体を派遣 秋 :カラヨキ市から合唱団が来町予定。</p> <p>フィンランドカラヨキ たき交流の架け橋事業 (H13~) ・中学生の相互交流。 8月に中学生を派遣しホームステイしながら交流。 10月、カラヨキ市から訪問団が来町し、多伎町でホームステイしながら交流。</p>		大 社 町	<p>調整の具体的内容</p> <p>姉妹都市及び友好都市については、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>姉妹都市及び友好都市に係る事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 2 - 1

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目	国際交流活動事業
調整の方針	国際交流活動事業については、現行の事業を新市に引継ぎ、新市において速やかに調整する。		
現 況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
団体補助関係 民間国際交流団体事業補助金 [出雲市国際交流事業補助金交付要綱] 1団体あたり年間 50万円以内 交付団体 8団体	団体補助関係 国際理解、友好親善及び国際協力を促進する交流活動や事業等に対し補助要綱(要領) ・H9.4.1~補助金額) 対象経費の1/2以内	団体補助関係	団体補助関係
事業補助関係 少年少女親善訪問事業 [出雲市国際交流事業補助金交付要綱] サンタクララ市、漢中市、韓国各都市を少年少女10名以上で訪問する団体に対する補助金(1人当たり補助額) ・サンタクララ市 5万円 ・漢中市 4万円 韓国各都市2万円 ・その他引率等に補助有り (実 績) ・サンタクララ市訪問(出雲国際交流協会) ・韓国金海市訪問(いずも長浜 JK 委員会、ボーイスカウト)	事業補助関係	事業補助関係	事業補助関係 文化団体海外派遣事業 ・人材育成事業による 必要経費の1/2(ただし、上限300万円)

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2 - 2

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて			協議細目	国際交流活動事業
	現況	現況	現況		
調整の方針	多伎町	湖陵町	大社町	調整の具体的内容	
《団体補助関係》	《団体補助関係》	《団体補助関係》	《団体補助関係》	《団体補助関係》 現行のとおり新市に引継ぎ、出雲市の例により補助金交付要綱を検討し、新市において定めるものとする。	
《事業補助関係》	《事業補助関係》	《事業補助関係》	《事業補助関係》 21世紀を築く地域づくり事業補助金で対応。自主的な国際交流活動支援、女性の翼などの参加者への補助 町内団体) 外国青年と大社町を築く会 (島根県国際交流青友会大社地区) 外国の若人と集う会 大社国際交流協会	《事業補助関係》 現行のとおり新市に引継ぎ、出雲市の例により補助金交付要綱を検討し、新市において定めるものとする。	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2 - 3

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目	国際交流活動事業
調整の方針	国際交流活動事業については、現行の事業を新市に引継ぎ、新市において速やかに調整する。		
現 況			
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町
<p>〈営事業関係〉</p> <p>日本語教室 在住外国人を対象とする日本語教室 日本語講師養成講座 日本語教室のボランティア講師養成 ワールドカップ出雲キャンペーン記念文化交流事業 (アイルランド共和国) 【友好交流に関する覚書】 平成14年10月 アイルランドフットボール協会と締結 このうち、スポーツに関する交流事業は、 教育文化専門部会で掲載</p>	<p>〈営事業関係〉</p> <p>中学生ドイツ環境学習の旅 町内の中学3年生を毎年20名ドイツに派遣 オランダ学生受け入れ事業 毎年2名の学生を斐川町で受け入れ、地域の国際化をすすめる</p>	<p>〈営事業関係〉</p> <p>韓国慶尚北道(高靈郡)との子供交流会、中学生の隔年相互交流</p>	<p>〈その他関係〉</p>
<p>〈その他関係〉</p>	<p>〈その他関係〉</p>	<p>〈その他関係〉</p>	<p>〈その他関係〉</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2 - 4

協議項目	各種専務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて			協議細目	国際交流活動事業
	多 伎 町	現 況	大 社 町		
調整の方針	国際交流活動事業については、現行の事業を新市に引継ぎ、新市において速やかに調整する。				
〈営業事業関係〉 フィンランドウィーク、スオミイベントなどの実施	〈営業事業関係〉 青年海外派遣事業 毎年2名の40歳以下を対象に、国際感覚を養う目的で指定スケジュール(環境施策・ホームステイ等)に沿って実施	〈営業事業関係〉	〈営業事業関係〉 現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後2年を目途に実施方法等について検討する。		
〈その他関係〉 県の国際交流フェスタなどに参加	〈その他関係〉	〈その他関係〉	〈その他関係〉 現行のとおり引き継ぐ。		

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目	外国青年(国際交流員)招致事業
調整の方針	外国青年(国際交流員)招致事業については、現行のとおり、新市に引継ぐ。		
現況			
出雲市 (財)自治体国際化協会(CLAIR)の事業により受入 受入人数) ・3名(米国、中国、韓国) 報酬) ・386万円 / 1人年間 住な事業) 語学講座・文化探訪講座 翻訳 通訳 交流会 各種イベント参加	平田市	斐川町	佐田町

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目	外国青年(国際交流員)招致事業
調整の方針	外国青年(国際交流員)招致事業については、現行のとおり新市に引継ぐ。		
現 況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
フィンランド共和国から国際交流員(CIR)を1名招致。(H12~)来年度も招致希望。 (住な事業) 学校などの訪問、交流会、各種イベント参加を通じて文化紹介と交流を行っている。			外国青年(国際交流員)招致事業については、現行のとおり新市に引継ぐ。

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 4-1

協議項目	各種専務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目
調整の方針	国内友好都市については、現行のとおり新市に引継ぐ。	国内友好都市交流事業
現 況		
出 雲 市	平 田 市	佐 田 町
昭和56年7月に2市と友好交流都市締結 ・岡山県津山市 ・長崎県諫早市 (内容) ・まちづくり会議、職員相互派遣を実施	斐 川 町	田 町
		散居村サミット7市町

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて	協議細目	国内友好都市交流事業
調整の方針	国内友好都市については、現行のとおり新市に引継ぐ。		
多	伎	町	湖
現	大	社	町
況	平成元年10月に友好都市締結 ・奈良県桜井市 (内容) ・スポーツ交流、産業まつり等参加 平成11年10月に防災相互援助協定締結	調整の具体的内容	国内友好都市については、現行のとおり 新市に引継ぐ。

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会出納分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(金融機関等の指定)の取扱い	協議細目	指定金融機関の指定
調整の方針	指定金融機関については、いづも農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。		
現 況			
出	雲 市	平 田 市	佐 田 町
指定金融機関 いづも農業協同組合 (事務店舗) 出雲市役所支店	指定金融機関 いづも農業協同組合平田市役所支店	指定金融機関 斐川町農業協同組合	指定金融機関 いづも農業協同組合

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会管財出納分科会 1-2

協議項目	各種専務事業(金融機関等の指定)の取扱い			協議細目	指定金融機関の指定
調整の方針	指定金融機関については、いずれも農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。				
現 況					
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容		
指定金融機関 いずれも農業協同組合 (専務店舗)多伎支店	指定金融機関 いずれも農業協同組合	指定金融機関 いずれも農業協同組合			
<p>指定金融機関の指定 いずれも農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。 【指定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斐川町を除く6市町が現在指定しており実績がある。 ・ 圏域内の店舗数が最も多い。 ・ 海岸部や山間部に店舗を有しており、住民の利便性が高い。 ・ 収納件数が最も多い。 ・ 経営状況が良好である。 					

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会出納分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(金融機関等の指定)の取扱い	協議細目	指定代理金融機関、収納代理金融機関の指定
調整の方針	指定代理金融機関については、山陰合同銀行、島根銀行、出雲信用組合及び斐川町農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。 収納代理金融機関については、鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、しまね信用金庫、山陰労働金庫、みずほ銀行、島根信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定する方向で合併時までに調整する。		
現 況			
出 雲 市	1.指定代理金融機関 山陰合同銀行 島根銀行 出雲信用組合 2.収納代理金融機関 みずほ銀行 山陰労働金庫 島根信用漁業協同組合連合会 日本郵政公社	1.指定代理金融機関 山陰合同銀行 島根銀行 出雲信用組合 2.収納代理金融機関 鳥取銀行 日本郵政公社	斐 川 町
平 田 市	1.指定代理金融機関 山陰合同銀行 島根銀行 出雲信用組合 2.収納代理金融機関 みずほ銀行 山陰労働金庫 島根信用漁業協同組合連合会 日本郵政公社	1.指定代理金融機関 山陰合同銀行 島根銀行 出雲信用組合 2.収納代理金融機関 鳥取銀行 日本郵政公社	佐 田 町
山 陰 県	1.指定代理金融機関 山陰合同銀行 島根銀行 出雲信用組合 2.収納代理金融機関 みずほ銀行 山陰労働金庫 島根信用漁業協同組合連合会 日本郵政公社	1.指定代理金融機関 山陰合同銀行 島根銀行 出雲信用組合 2.収納代理金融機関 鳥取銀行 日本郵政公社	山 陰 県

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会管財出納分科会 2-2

協議項目	各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱い	協議細目			指定代理金融機関、収納代理金融機関の指定
調整の方針	指定代理金融機関については、山陰合同銀行、島根銀行、出雲信用組合及び斐川町農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。 収納代理金融機関については、鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、山陰信用金庫、みずほ銀行、島根信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定する方向で合併時までに調整する。				
現況					
多	伎	町	湖	陵	町
1. 指定代理金融機関 山陰合同銀行 2. 収納代理金融機関 島根銀行 出雲信用組合 島根中央信用金庫 山陰労働金庫 島根県信用漁業協同組合連合会 日本郵政公社			1. 指定金融機関 山陰合同銀行 2. 収納代理金融機関 島根銀行 出雲信用組合 島根中央信用金庫 山陰労働金庫 日本郵政公社	1. 指定金融機関 指定なし 2. 収納代理金融機関 山陰合同銀行 島根銀行 出雲信用組合 島根県信用漁業協同組合連合会 日本郵政公社	調整の具体的内容 1. 指定代理金融機関 山陰合同銀行、島根銀行、出雲信用組合、斐川町農業協同組合の4つの金融機関を指定する方向で合併時までに調整する。 【指定理由】 ・ 現在圏域の市町で指定金融機関又は指定代理金融機関に指定されている。 ・ 圏域に店舗を有する金融機関の中で収納件数・債権者件数が多い。 ・ 経営状況が良好である。 2. 収納代理金融機関 鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、山陰労働金庫、みずほ銀行、島根信濃連、日本郵政公社の7つの金融機関を指定する方向で合併時までに調整する。 【指定理由】 ・ 圏域内の7市町のいずれかで収納代理金融機関に指定されている。 ・ 収納実績がある。 ・ 圏域市内に店舗を有する。のみずほ銀行を除く ・ 経営状況が良好である。

2市5町の指定金融機関等に関する資料

1. 指定金融機関の指定について

(1) 指定、指定代理、収納代理金融機関、郵便局の指定と店舗数

指定金融機関、 指定代理、 収納代理、 (H15)郵便局()は市町外

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	市町	店舗
J A いずも	24	12		6	3	3	3	6	51
J A 斐川町			10					1	10
島根信漁連		1		5			1	3	7
山陰合銀	9	2	2	1	1	1	1	7	17
島根銀行	3	1	1	1	()	()	()	7	6
鳥取銀行	2		(1)					2	2
出雲信組	10	1	2	3		()	()	6	16
島根中信金	4					()	()	3	4
しまね信金	2							1	2
山陰労金	1	(1)			(1)	(1)	(1)	5	1
みずほ銀行	(1)	(1)						2	(1)
指定の小計	9	7	5	5	4	6	7	11	
店舗の小計	55	17	15	16	4	4	5		116
郵便局	33	16	3	6	7	1	3	7	69
指定の合計	10	8	6	6	5	7	8	12	
店舗の合計	88	33	18	22	11	5	7		185
朝鮮銀行									
J A くにびき									

(2) 指定金融機関の担保の金額と種類と期間

(金額：万円)

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	市町	合計
J A いずも	1,000	800		300	200	200	300	6	2,600
J A 斐川町			500					1	500
種類	定期	定期	定期	証券	定期	定期	定期		
期間	自動継続	自動継続	自動継続	自動更新	自動継続	自動継続	自動継続		

(3) 指定金融機関の定期預金、長期借入金

(金額：億円、平成15年3月1日現在)

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	市町	合計
J A いずも 定期	39	26		18	11	7	10	6	111
J A いずも 借入	125	38		49	3	2	0.1	6	217
差し引き	8.6	1.2		3.1	8	5	9.9		106
J A 斐川 定期			19					1	19
J A 斐川 借金			21					1	21
差し引き			2						2

(4) 預金、一時借入金の引合方法(指定、指定代理、収納代理との関係)

- 出雲市 8つの市内金融機関から、電話で引合を行い、利率で決定する。
- 平田市 指定、指定代理の中から、電話又は文書で引合入札を行い、決定する。但し、金融機関相互の預金量、借入金のバランスを考慮する。
- 斐川町 預金は基準なし。一時借入金は指定金のみ(定期担保)
- 佐田町 指定金としての特殊性、各機関の安全性、地域性、有利性を考慮する。
- 湖陵町 定期は借入金との相殺を考える。一時借入金は指定金(定期担保)
- 多伎町 預金は指定、指定代理、収納代理から引合する。

(5) 平成13年度指定金融機関の一般・特別会計の金額と件数 (億円、件数：千件)

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	市町	合計
歳入金額	645	227	229	127	60	44	65	6	1,397
歳出金額	632	220	225	125	60	55	70	6	1,387
合計	1,277	447	454	252	120	99	135	6	2,784
収入件数	250				13	57		3	320
支払件数	100				5	8	16	4	129
合計	350				18	65	16	4	449

(6) 庁舎内の支店・派出所の経費負担の金額 (金額：万円)

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	市町	合計
営業時間	8.5	8.5	8.5	8.5	1	1	1	7	37
経費負担	1	1	15	5	10	10	10	7	52

2. 指定代理、収納代理金融機関の指定と店舗数について

1. (1)に計上

3. 郵政公社の指定

(1) 指定の時期・店舗・収納件数等 (窓口収納件数：百件、窓口手数料：万円)

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	市町	合計
指定平成年	14	12	15	14	14	15	15	7	
店舗数	33	16	3	6	7	1	1	7	69
窓口収納件数	47	15	なし	1	2	6	6	6	76
窓口手数料	45		なし	1	2	4	4	5	57

4. 収納手数料について

(1) 指定・指定代理・収納代理の平成14年度収納手数料等 (収納件数：万円、手数料：万円)

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	市町	合計
導入平成年	14	12	15	13	14	15	15	7	
収納件数	45	36	なし	20	5	なし	なし	4	106
手数料金額	450	360	なし	200	50	なし	なし	4	1,060

各市町の指定金等金融機関ごとの収納取扱件数・構成比（平成14年3月末現在）

（単位：件）

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多岐町	計	構成率（%）
J A いずも	198,986	143,893		84,839	19,671	36,932	46,896	531,217	39.4
J A 斐川町			139,865					139,865	10.4
島根信漁連		3,203		4,726			1,791	9,720	0.7
山陰台銀	119,980	149,401	83,919	52,161	4,154	21,785	14,918	446,318	33.1
島根銀行	12,052	30,917	8,647	9,805	399	531	353	62,704	4.7
鳥取銀行	4,106		255					4,361	0.3
出雲信組	29,501	9,370	21,616	39,579		459	282	100,807	7.5
島根中央信金	8,425					557	1,213	10,195	0.8
しまね信金	4,330							4,330	0.3
山陰労金	1,734	2,946			169	84	211	5,136	0.4
みずほ銀行	1,848	815						2,663	0.2
郵便局	4,433	8,480		4,318	2,309		9,573	29,113	2.2
計	385,395	349,025	254,302	195,428	26,694	60,348	75,237	1,346,429	100.0

金融機関別債権者件数・構成比 (平成15年5月末現在)

(単位：件)

	出雲市	平田市	斐川町	大社町	佐田町	湖陵町	多伎町	計	構成率(%)
J A いずも	2,865	1,066	56	453	525	1,394	1,548	7,907	29.5
J A 斐川町		6	448	3				457	1.7
島根信漁連		28		3			22	53	0.2
山陰合銀	5,588	2,595	966	575	435	1,578	1,846	13,583	50.7
島根銀行	365	453	42	32	16	45	59	1,012	3.8
鳥取銀行	169	14	10	4				197	0.7
出雲信組	683	143	49	102		16	21	1,014	3.8
島根中央信金	196	14	5	3		24	35	277	1.0
しまね信金	99	3	4	2				108	0.4
山陰労金	47	21	3		3	4	1	79	0.3
みずほ銀行	130	30	63	16		45		284	1.1
その他の	591	101	803	49	113	179		1,836	6.8
合計	10,733	4,474	2,449	1,242	1,092	3,285	3,532	26,807	100.0

平成13年度(2001) 3月決算の金融機関の経営状況

平成14年(2002)3月31日現在

名 称	単 位	J A い ず も	山 陰 合 同 銀 行	出 雲 信 用 組 合	島 根 銀 行	鳥 取 銀 行	鳥 根 中 央 信 金	しまね信用金庫	山 陰 労 働 金 庫	J A 斐 川 町	島 根 信 漁 連
創 立 年	年 月	1996・4	1941・7	1949・6	1989・8	1949・10	1948・9	1971・10	1955・5	1951・12	1950・2
本店所在地	市	出雲市	松江市	出雲市	松江市	鳥取市	大田市	松江市	松江市	斐川町	松江市
資本金・出資金	億 円	60	207	12	64	90	5	4	10	32	16.15
正職員数	人	565	2,529	194	397	764	162	120	193	158	96
市内拠点 / 全拠点	店	24/48	9/183	10/18	3/35	2/68	4/18	2/15	1/15	0/10	1/14
自己資本比率	%	14.01	10.47	8.73	8.85	9.29	11.46	9.18	10.12	21.74	9.06
T i e r 1 資 本 比 率	%	-	9.61	7.91	7.27	8.47	10.88	8.10	9.76	-	8.27
正常債権比率	%	97.55	93.75	89.19	95.02	96.04	90.82	93.25	99.04	99.80	94.42
リースク管理債権比率	%	1.95	5.90	11.31	4.89	3.95	9.34	5.41	0.01	0.20	5.58
破綻債権比率	%	0.08	0.63	1.50	0.69	0.55	0.85	0.69	0.08	0	0.95
延滞債権比率	%	0.36	1.01	6.36	1.47	0.29	4.92	2.37	0.74	0	4.03
3月以上延滞債権比率	%	0.61	0.10	0.30	0.02	0.03	0.03	0.12	0.09	0.21	0.01
貸出条件緩和債権比率	%	0.89	4.16	3.15	2.72	3.07	3.54	2.23	0.04	0.01	0.59
リースク債権のアンカバー比	%	10.60	22.90	10.37	0	43.79	5.67	0	10.04	0	50.81
格付機関の各付	-	-	A+	-	-	-	-	-	-	-	-
株 価	円	-	391	500	-	335	-	50	-	-	-
1株当たり配当割合	%	1.00	2.50	3.00	10	10.00	4.00	4.00	5.0	3.0	-
預金量の残高	億 円	2,101	31,292	910	2,833	6,874	923	735	1,904	0.46	495
前年度預金比較増減	億 円	40	302	18	24	114	10	19	86	0.2	26.80
前年度預金の増減割合	%	1.88	0.98	1.88	0.84	1.09	1.07	2.58	4.73	0.04	0.05
当期利益	億 円	2	34	1	5	5	2	2	7	2.18	2.41
前年度当期利益増減	億 円	4	45	0	3	4	1	1	3	0.27	0.10
前年度当期利益増減割合	%	59.64	57.31	13.59	250.00	41.64	19.31	42.00	75.0	14.14	0.02
経常利益	億 円	3	58	2	7	2	3	5	6	1.58	1.89
前年度経常利益比較	億 円	4	80	0	3	23	1	1	0	33	1.58
前年度経常利益増減割合	%	58.12	58.26	36.11	175.00	90.80	18.17	40.61	0	17	0.45
総資金利鞘	%	0.25	0.52	0.43	0.45	0.14	0.20	0.68	0.47	0.33	0.43
前年度貸出金の増減	億 円	3	126	19	12	29	12	10	52	12.15	1.01
預貸率(貯貸率)	%	45.72	68.57	76.10	77.17	73.53	69.01	64.32	64.84	39.45	32.7
預証率(貯証率)	%	7.29	33.83	0.15	19.28	17.54	15.81	21.90	11.61	6.07	12.1
資金運用の株の割合	%	0.05	6.64	0.04	5.77	4.72	0.32	0.35	0.01	0	0
資金運用の国内債券等の割合	%	6.01	47.61	-	73.84	95.28	10.91	17.10	8.80	3.80	0.07
資金運用の外国債券等の割合	%	-	11.76	0.10	13.68	-	2.96	3.15	1.25	0	4.26
総資産利益率	%	0.10	0.16	0.15	0.17	0.07	0.22	0.20	0.34	0.39	0.45
自己資本利益率	%	2.10	1.54	2.89	3.82	1.45	4.03	-	6.34	-	-
経 費 率	%	1.14	1.46	2.00	1.67	1.64	1.96	1.93	1.69	-	-

指定金融機関の概要

金融機関を指定するためには、議会の議決が要件とされている。(自治令 168・)。議会の議決は、指定契約の内容までの議決を求める必要はなく、どの金融機関を指定金融機関とするかの認否議決で足り、地方公共団体の長の発案以外の金融機関に修正議決することはできない。

指定金融機関の指定は、「株式会社 銀行」のように、法人指定の形式で議決を求めても、あるいは「株式会社 銀行 支店」と店舗を指定する形で議決を求めても差し支えない。なお、指定金融機関を株式会社 銀行として指定した場合は、指定契約で別段の制限をしていない限り、本・支店の全部を含むものとなる。

指定金融機関は1地方公共団体ごとに1金融機関を指定するものである。また、公金の収納事務と支出事務ごとの単一ではなく、収納と支払の両方を取扱う指定金融機関が単一であるということである。

普通地方公共団体の長は、指定金融機関を定め、又は変更したときはこれを告示しなければならない。(自治令 168・)

指定は、住民の利便等の点から、当該地方公共団体の事務所の所在地に本(支)店を有する金融機関を指定することが適当であるが、事務所の所在地に確実な金融機関がない場合は、必ずしもこれによることを要しない。

指定金融機関として指定されるための必要要件

- ・ 地方公共団体からの預金の受入れができること。
- ・ 地方公共団体の預金口座への第3者からの振込を受領できること(自治令 168の3)
- ・ 地方公共団体が当該金融機関を支払人とする小切手を振出し得ること(自治法 232の6)
- ・ 口座振替の取扱をなし得ること(自治法 232の5、自治令 165の2)
- ・ 手形交換所における手形交換に参加し得ること。
- ・ 遠隔地の債権者に対する送金手続(内国為替取引)ができること(自治法 232の5、自治令 165)

指定金融機関の責務等

指定金融機関は指定代理金融機関、収納代理金融機関の公金の収納又は支払いの事務を総括する責務がある。(自治令 168の2・)

指定金融機関は、公金の収納又は支払いの事務につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する(自治令 168の2・)

この責任は公金の収納又は支払いの事務に関してのみである。また、その責任は、自己の金融機関のみでなく、指定代理金融機関、収納代理金融機関において、取扱う事務を含むものである。

そしてこの責任の性質は、私法上の関係として民事上の損害賠償に関する規定の適用を受けるので、地方自治法上の賠償責任の規定が働く余地はない。

指定代理金融機関の概要

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をしてその取扱う収納及び支払の事務の一部を、金融機関のうちから指定して、いわゆる指定代理金融機関として、取扱わせることができます。(自治令168条第3項)。これを指定代理金融機関といい、指定の対象の金融機関には制限はありません。また、地域についての制限もありません。また、地方公共団体の長が認めれば数についての制限もありません。指定代理金融機関は、指定金融機関の取扱う事務、すなわち収納及び支払の両方の事務を指定金融機関に代理して取扱いその効果は、当該地方公共団体に帰属するものであります。

指定代理金融機関は、地方公共団体の長があらかじめ指定金融機関の意見を聞いて指定するが、議会の議決は必要ない。実体的には指定金融機関が指定代理金融機関をおくことを承諾し、地方公共団体と指定金融機関において意思の合致(契約の締結)があって、はじめて指定代理金融機関ということになります。

指定代理金融機関として指定できる金融機関は、指定金融機関との間に為替取引契約が設定されている必要があります。すなわち指定代理金融機関は、指定金融機関の取扱う公金の収納又は支払事務の一部を代理して取扱うもので、口座振替払及び送金払において必要となるものです。

なお、指定代理契約は、地方公共団体と当該指定代理金融機関との間で締結するものでないことに注意を要します。つまり、指定代理金融機関は、長が必要があると認めるときに、指定金融機関をしてその取扱う収納及び支払の事務の一部を金融機関をして取扱わせるものです(自治令第168条第3項)。指定代理契約は、指定金融機関と指定代理金融機関との間で締結しなければならないものです。

収納代理金融機関の概要

地方公共団体の公金を取扱う金融機関の一つとして、指定金融機関の意見を聞いたうえで長限りにおいて指定をする収納代理金融機関があります。

収納代理金融機関の業務は、指定金融機関の収納事務を代理して行うものです。そして、その役割は、指定金融機関又は指定代理金融機関の場合と異なり、単に公金を収納することのみです。この金融機関は、地方公共団体の歳入の大きい部分を占める税収入について、県(市町村)内全域のほか他県(市町村)にも納税義務者が存する状況から、納税義務者の利便と納税確保の見地から指定されるものです。したがって、支出事務の場合のように口座振替払、隔地払等の事務が発生しないため、指定金融機関との間に為替取引があることを要しないものです。

なお、指定金融機関との間における直接的資金決済のない金融機関を指定すること及び法令において公金取扱業務に係る規定がない場合、又は制限があるような場合にあっては十分検討を要するものです。

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 福祉分科会 1-1

協議項目	介護保険事業の取扱い	現 況	協 議 細 目	介 護 保 険 事 業
調 整 の 方 針 別紙のとおり	出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町
	雲 市	田 市	川 町	田 町
	<p>1 介護保険事業計画 【介護保険事業計画】</p> <p>介護保険法第11条の規定に基づき、3年ごと、5年ごと、5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付費の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>事業期間</p> <p>第1期事業期間 平成12年度から平成16年度 第2期事業期間 平成15年度から平成19年度 第3期事業期間 平成18年度から平成22年度</p> <p>定める事項</p> <p>1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>2 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策</p> <p>3 サービス提供者事業者相互間の連携の確保に関する事業その他サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>4 保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事業</p>	<p>1 介護保険事業計画 【介護保険事業計画】</p> <p>出雲市に同じ</p> <p>事業期間</p> <p>出雲市に同じ</p> <p>定める事項</p> <p>出雲市に同じ</p>	<p>1 介護保険事業計画 【介護保険事業計画】</p> <p>出雲市に同じ</p> <p>事業期間</p> <p>出雲市に同じ</p> <p>定める事項</p> <p>出雲市に同じ</p>	<p>出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため、出雲市に同じ</p>
	<p>2 介護保険料の決定</p> <p>料率</p> <p>第1段階 18,090円 (標準額×0.45) 第2段階 28,140円 (標準額×0.7) 第3段階 40,200円 (標準額) 第4段階 52,260円 (標準額×1.3) 第5段階 62,310円 (標準額×1.55)</p> <p style="text-align: right;">保険料賦課資料の作成は、構成市町</p>	<p>2 介護保険料の決定</p> <p>料率</p> <p>第1段階 15,390円 (標準額×0.45) 第2段階 23,940円 (標準額×0.7) 第3段階 34,200円 (標準額) 第4段階 42,750円 (標準額×1.25) 第5段階 51,300円 (標準額×1.5) 第6段階 68,400円 (標準額×2)</p>	<p>2 介護保険料の決定</p> <p>料率</p> <p>第1段階 17,100円 (標準額×0.5) 第2段階 25,650円 (標準額×0.75) 第3段階 34,200円 (標準額) 第4段階 42,750円 (標準額×1.25) 第5段階 51,300円 (標準額×1.5)</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 福祉分科会 1-2

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	介護保険事業
調整の方針	別紙のとおり		
調整の具体的内容			
多岐	現況	支 町	大 社 町
<p>出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ</p>	<p>出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ</p>	<p>出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ</p>	<p>出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ</p>
			<p>1 介護保険事業計画 介護保険事業計画(第2期事業計画)は、現在各保険者で平成15年度を初年度として、5年間の計画を決定したところであり以下の理由から、現行の各保険者の第2期事業計画をそのまま新市の計画とする。数値についてはプラスすることで新市の事業計画数値とする。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各市町の第2期事業計画数値は、介護サービス量(居宅の利用回数、施設数等)を県健康福祉センターにおいて、調整された数値であること 2 平成16年度後半では、第3期事業計画策定のための、調査等に着手する必要があること 3 介護保険スタターして5年後の平成17年度に、制度自体が大きく変更される予定であること <p>2 介護保険料の決定 (平成16年度) 新市の平成16年度(平成17年・1月・2月・3月納期)の保険料額は、被保険者が合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。旧市町間で転居した場合も合併の日の前日に住所をしていた各保険者の賦課保険料額とする。2市5町以外からの転入者は転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。各保険者で保有する介護給付費準備基金は、保険給付費に充てる性格上、全て新市に引き継ぐ。 (平成17年度) 新市での平成17年度保険料設定は、平成17年4月1日時点で住所を有する旧保険者の保険料額とする。 2市5町以外からの転入者は、転入日における各旧保険者の保険料額をもって賦課する。 (平成18年度) 第3期介護保険事業計画に基づき、設定する。</p>
			<p>1 介護保険事業計画 【介護保険事業計画】 出雲市に同じ</p> <p>【事業期間】 出雲市に同じ</p> <p>2 介護保険料の決定 【料率】 第1段階 17,916円 (基準額×0.5) 第2段階 26,874円 (基準額×0.75) 第3段階 35,832円 (基準額) 第4段階 44,790円 (基準額×1.25) 第5段階 53,748円 (基準額×1.5)</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 2-1

協議項目	介護保険事業の取扱い	現	況	協	議	細	目
調整の方針	別紙のとおり						
出雲市	雲市	平田市	斐川町	佐田町			
<p>3 介護保険料減免 触自減免あり 低所得者減免(生活保護に準じて実施)</p> <p>4 介護保険システム 【システム名】 鳥取県市町村介護保険事務処理システム</p>	<p>3 介護保険料減免 触自減免なし</p> <p>4 介護保険システム 【システム名】 鳥取県市町村介護保険事務処理システム</p>	<p>3 介護保険料減免 触自減免なし</p> <p>4 介護保険システム 【システム名】 鳥取県市町村介護保険事務処理システム</p>	<p>3 介護保険料減免 触自減免なし</p> <p>4 介護保険システム 【システム名】 鳥取県市町村介護保険事務処理システム</p>	<p>3 介護保険料減免 触自減免なし</p> <p>4 介護保険システム 【システム名】 鳥取県市町村介護保険事務処理システム</p>	<p>出雲市外 6市町広域事務組合(1市 3町)で実施しているため、 出雲市に同じ</p>		
<p>5 保険給付外事業 介護保険料減免 【実施状況】 内容) 1 区分支給限度額の拡大 要介護3 1.3倍 拡大後 347,750円 要介護4 1.3倍 拡大後 397,800円 要介護5 1.4倍 拡大後 501,620円</p> <p>2 深夜帯のヘルパー利用者負担助成 深夜利用した訪問介護の利用者負担のうち、3分の1を助成 (深夜利用の割引増加分)</p> <p style="text-align: center;">在宅での生活を継続していくための支援策として実施</p>	<p>5 保険給付外事業 【実施状況】 該当なし</p>	<p>5 保険給付外事業 【実施状況】 短期入所利用限度基準額上乘せ事業) 対象者 居宅において自立した日常生活を営むことが困難と認められる要介護被保険者等 痴呆 同居している家族や親族が高 齢、疾病等 その他やむを得ない理由により ・乗せ日数の限度 14日/月 (高額介護サービス費基準額引き下り事業) 対象者 市町村民称非課税世帯で在宅サービスのみの利用者 介護保険法高額サービス費の支給対象額は、法施行令第 22 条 の 2 第 5 項並びに第 6 項及び第 29 条の 2 第 5 項並びに第 6 項に 規定する要介護被保険者等について、各項中 24,600円とあるのを 15,000円及び15,000円とあるのを10,000円とする</p>	<p>5 保険給付外事業 【実施状況】 短期入所利用限度基準額上乘せ事業) 対象者 居宅において自立した日常生活を営むことが困難と認め られる要介護被保険者等 痴呆 同居している家族や親族が高 齢、疾病等 その他やむを得ない理由により ・乗せ日数の限度 14日/月 (高額介護サービス費基準額引き下り事業) 対象者 市町村民称非課税世帯で在宅サービスのみの利用者 介護保険法高額サービス費の支給対象額は、法施行令第 22 条 の 2 第 5 項並びに第 6 項及び第 29 条の 2 第 5 項並びに第 6 項に 規定する要介護被保険者等について、各項中 24,600円とあるのを 15,000円及び15,000円とあるのを10,000円とする</p>				

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 2-2

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	介護保険事業
調整の方針	別紙のとおり		
多 岐 市	現 況	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ	出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ	3 介護保険料減免 【システム名】 島根県市町村介護保険事務処理システム	<p>3 介護保険料減免 低所得者減免を実施することし、出雲市外6市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。</p> <p>4 介護保険システム 各市町(保険者)と島根県介護保険事務処理システムを制度ス ター時点から使い、安定稼働している。 現在、出雲市外6市町広域事務組合に設置しているサーバ容量 は、2市5町対応が可能なものであり引き続き新市においても現 システムで対応する。 新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理 や調整が前提であり新市の組織体制も考慮しつつ、合併時まで に調整する。</p> <p>5 保険給付外事業 単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本 に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整 する。</p>
出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ	出雲市外6市町広域事務組合(1市3町)で実施しているため 出雲市に同じ	3 介護保険料減免 【システム名】 島根県市町村介護保険事務処理システム	<p>3 介護保険料減免 低所得者減免を実施することし、出雲市外6市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。</p> <p>4 介護保険システム 各市町(保険者)と島根県介護保険事務処理システムを制度ス ター時点から使い、安定稼働している。 現在、出雲市外6市町広域事務組合に設置しているサーバ容量 は、2市5町対応が可能なものであり引き続き新市においても現 システムで対応する。 新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理 や調整が前提であり新市の組織体制も考慮しつつ、合併時まで に調整する。</p> <p>5 保険給付外事業 単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本 に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整 する。</p>

介護保険事業計画

介護保険法第117条

市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

計画の内容

各年度の介護給付等の対象サービスの種類ごとの量の見込み
 上記の見込み量の確保のための方策
 サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 その他保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項

【第2期事業期間】 平成15年度から平成19年度

以下の数値は、出雲広域、平田市、斐川町、大社町の事業計画上の数値をプラスしたものです。

【人口推計】

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出雲広域	102,561	102,598	102,582	102,516	102,410
平田市	28,529	28,371	28,212	28,013	27,813
斐川町	27,436	27,642	27,849	28,001	28,155
大社町	15,608	15,471	15,334	15,172	15,011
計	174,134	174,082	173,977	173,702	173,389

【高齢者数】

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出雲広域	22,950	23,245	23,475	23,775	24,108
平田市	7,270	7,334	7,397	7,409	7,419
斐川町	6,031	6,142	6,253	6,317	6,382
大社町	4,679	4,715	4,728	4,721	4,693
計	40,930	41,436	41,853	42,222	42,602

【高齢化率】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出雲広域	22.4%	22.7%	22.9%	23.2%	23.5%
平田市	25.5%	25.9%	26.2%	26.4%	26.7%
斐川町	22.0%	22.2%	22.5%	22.6%	22.7%
大社町	30.0%	30.5%	30.8%	31.1%	31.3%
計	23.5%	23.8%	24.1%	24.3%	24.6%

【要介護（要支援）認定者数】

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出雲広域	3,587	3,808	3,954	4,086	4,217
平田市	1,001	1,029	1,058	1,082	1,106
斐川町	736	760	783	803	822
大社町	730	768	791	806	820
計	6,054	6,365	6,586	6,777	6,965

【認定率】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出雲広域	15.6%	16.4%	16.8%	17.2%	17.5%
平田市	13.8%	14.0%	14.3%	14.6%	14.9%
斐川町	12.2%	12.4%	12.5%	12.7%	12.9%
大社町	15.6%	16.3%	16.7%	17.1%	17.5%
計	14.8%	15.4%	15.7%	16.1%	16.3%

【サービス利用見込】

居宅サービス利用者見込数（グループホーム・特定施設含む）

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出雲広域	1,946	2,089	2,176	2,270	2,361
平田市	488	507	500	516	532
斐川町	447	448	463	462	476
大社町	528	558	552	565	577
計	3,409	3,602	3,691	3,813	3,946

施設サービス利用者見込数

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出雲広域	848	870	893	896	899
平田市	244	244	280	280	280
斐川町	171	189	193	216	217
大社町	145	148	179	179	179
計	1,408	1,451	1,545	1,571	1,575

【介護保険給付見込額】

単位：千円

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
出雲広域	5,600,448	5,874,603	6,134,833
平田市	1,483,388	1,552,958	1,736,142
斐川町	1,107,287	1,266,041	1,325,923
大社町	945,694	998,326	1,259,496
計	9,136,817	9,691,928	10,456,394

(参考)

【市町介護給付費負担金】

単位：千円

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
出雲広域	700,056	734,325	766,854
平田市	185,424	194,120	217,018
斐川町	138,411	158,255	165,740
大社町	118,212	124,791	157,437
計	1,142,102	1,211,491	1,307,049

【出雲圏域介護保険事業支援計画】

出雲健康福祉センターで策定

出雲圏域介護保険事業支援計画の数値は、出雲広域、平田市、斐川町、大社町で策定した事業計画をプラスした数値で策定されています。

根拠法令

介護保険法第118条

都道府県は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする介護保険事業の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

同一保険料試算

平成17年度介護保険料を同一にした場合の試算

試算の前提

- 1 17年度から同一保険料として試算
- 2 17年度給付費は、4保険者トータル
- 3 調整交付金等再計算
- 4 段階別人数は、シートトータル
- 5 料率は、5段階標準
- 6 基金繰入は、各保険者予定金額

各保険者第2期事業期間月額保険料

現行保険料 a

出雲広域	第1段階	a × 0.45	1,508
	第2段階	a > 0.7	2,345
	第3段階	基準額 a	3,350
	第4段階	a > 1.3	4,355
	第5段階	a > 1.55	5,193

合併後同一保険料 b

試算A	第1段階	1,521	1,368	1,368
試算B	第2段階	2,281	2,129	2,129
試算C	第3段階	3,041	3,075	3,043
	第4段階	3,801	3,801	3,953
	第5段階	4,562	4,562	4,714

差し引き金額 b - a

試算A	13	139	139
試算B	64	216	216
試算C	309	275	307
	554	554	402
	631	631	479

平田市

第1段階	a × 0.45	1,283
第2段階	a × 0.7	1,995
第3段階	基準額 a	2,850
第4段階	a × 1.25	3,563
第5段階	a × 1.5	4,275
第6段階	a × 2	5,700

保険料基準月額(5段階：標準料率)

3,041 円

第3期事業期間への繰越基金

60,985 千円

斐川町

第1段階	a × 0.5	1,425
第2段階	a × 0.75	2,138
第3段階	基準額 a	2,850
第4段階	a × 1.25	3,563
第5段階	a × 1.5	4,275

試算A	0.5	0.45	0.45
試算B	0.75	0.7	0.7
試算C	基準額	基準額	基準額
	1.25	1.25	1.3
	1.5	1.5	1.55

大社町

第1段階	a > 0.5	1,493
第2段階	a > 0.75	2,240
第3段階	基準額 a	2,986
第4段階	a × 1.25	3,733
第5段階	a × 1.5	4,479

保険料基準月額試算	試算A	3,041	3,075	3,043
	試算B	2,993	3,026	3,000
	試算C	3,041	3,075	3,043

6段階は、裏面

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	28	125	125
第2段階	41	111	111
第3段階	55	89	57
第4段階	69	69	221
第5段階	83	83	235

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	238	86	86
第2段階	286	134	134
第3段階	191	225	193
第4段階	239	239	391
第5段階	287	287	439
	1,139	1,139	986

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	1,521	1,368	1,368
第2段階	2,281	2,129	2,129
第3段階	3,041	3,075	3,043
第4段階	3,801	3,801	3,953
第5段階	4,562	4,562	4,714

第1段階	96	57	57
第2段階	143	9	9
第3段階	191	225	193
第4段階	239	239	391
第5段階	287	287	439

区分支給限度額拡大対象見込

		出雲広域	平田市	斐川町	大社町	計
要介護3	人数	8	2	2	2	14
	経費(単位:千円)	356	76	71	79	580
要介護4	人数	6	2	2	1	11
	経費(単位:千円)	127	31	37	29	225
要介護5	人数	5	1	1	1	8
	経費(単位:千円)	356	77	100	75	607
計	人数	19	5	5	4	33
	経費(単位:千円)	838	184	208	183	1,413

出雲広域数値は、4月実績と5月見込平均

年間拡大経費試算	16,950
----------	--------

参考 拡大可能額に占める利用割合(出雲広域)

	拡大可能月額	利用割合
要介護3	80,250	55.37%
要介護4	91,800	25.15%
要介護5	143,320	55.12%
計		42.09%

1市2町の人数は、出雲広域の拡大利用人数割合を1市2町の居宅サービス利用人数に乗じた。

1市2町の経費は、右記の利用割合で試算し、また、居宅サービス費用の状況で補正した。

深夜帯訪問介護利用見込(平成15年4月実績を基に作成)

	出雲広域	平田市	斐川町	大社町	計
人数	7.0	1.8	1.6	1.9	12.3
回数	145	36	33	39	253
経費	17	4	4	5	30

年間深夜帯経費試算	357
-----------	-----

1市2町の数値は、出雲広域の深夜帯利用人数割合等を1市2町の居宅サービス利用者人数に乗じた。

ショート上乗せ対象見込(年間)

	出雲広域	平田市	斐川町	大社町	計
予算			2,400		2,400

月額 200千円

現時点で試算が難しく、区分支給限度額拡大と類似した制度であるため、2つを調整することで対応。

高額介護サービス費対象見込

上段が実人数(単位:人) 下段が年間支給見込額(単位:千円)

	出雲広域	平田市	斐川町	大社町	計
15,000	39	6	9	11	65
	218	36	50	59	362
10,000	1	0	0	0	1
	60	0	0	0	60

年間独自高額経費試算	422
------------	-----

年間独自支援経費試算	17,729
------------	--------

在宅と施設（特養）との介護費用比較

費用は、利用者負担も含んだもの

拡大利用者見込

要介護3	14
要介護4	11
要介護5	8
計	33

在宅で区分支給限度額拡大を利用した場合の費用

	対象者 a	区分支給限度額 b	年間保険内費用額 $a \times b > 12$ 月(c)	拡大年間費用額 d	在宅年間総費用額 c + d (e)
要介護3	14	267,500	44,940,000	7,735,989	52,675,989
要介護4	11	306,000	40,392,000	3,001,881	43,393,881
要介護5	8	358,300	34,396,800	7,286,086	41,682,886
計	33		119,728,800	18,023,955	137,752,755

特別養護老人ホーム利用の場合の費用

特別養護老人ホームの1日当たりの費用（ひまわり園単価）

	介護費用 単位:円	食事費用 単位:円	計
要介護3	8,350	2,120	10,470
要介護4	9,060	2,120	11,180
要介護5	9,760	2,120	11,880

年間総費用

	対象者 f	1日費用 g	年間費用総額 $f \times g \times 365$ 日(h)
要介護3	14	10,470	53,501,700
要介護4	11	11,180	44,887,700
要介護5	8	11,880	34,689,600
計	33		133,079,000

在宅と施設（特養）との介護費用比較

	在宅	施設	在宅 - 施設
要介護3	52,675,989	53,501,700	825,711
要介護4	43,393,881	44,887,700	1,493,819
要介護5	41,682,886	34,689,600	6,993,286
計	137,752,755	133,079,000	4,673,755

試算によると、在宅の場合が一月一人当たり11,800円費用が多く必要。

現行予算と新市全体で実施した場合の比較

	現行予算	新市全体で実施	比較
出雲広域	10,182	17,729	5,097
斐川町	2,450		
計	12,632		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康医療分科会 1

協議項目	各種事務事業の取扱い(病院、診療所関係)	協議細目	地域医療事業																	
調整の方針	別紙のとおり																			
調整の具体的内容																				
<p>1. 平田市立病院事業</p> <p>【名称】 平田市立病院 【所在地】 平田市瀬分町613番地 【開設年月日】 昭和27年5月26日 【開設者】 平田市市長岡秀人 【管理者】 院長山本俊 【法適用】 一部適用 【敷地面積】 18,732.419㎡ 【建物面積】</p>	現況		<p>1 平田市立病院事業 現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行うにつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>																	
<p>【診療科目】 内科、外科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、小児科、整形外科、放射線科、放射線科、泌尿器科、精神科、脳神経外科、皮膚科、消化器科、循環器科、リハビリテーション科</p> <p>【病床数】 一般病床202床 療養病床60床 (平成15年8月1日より適用)</p> <p>【医療の形態】 一般病床 群入院基本料2 看護配置 2.5対1 看護補助加算 1.5対1 夜間勤務等看護加算 3 看護配置 2.0対1 入院時医学管理加算 105/100 入院基本料1 看護配置 5対1 看護補助配置 4対1 夜間勤務等看護加算4 看護・看護補助配置 2.0対1 型 特別食加算 特別管理加算 選択メニュー加算 型 型 理学療法 検体検査管理加算</p> <p>【附帯事業】 介護老人保健施設事業「愛宕苑」・・・病院内併設 ・開設年月日 平成7年6月4日 ・管理者 院長山本俊(病院長併任) ・定員 入所50人 通所1日20人以内</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構造</th> <th>延面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館棟・管理棟・放射線棟</td> <td>RC4階</td> <td>4,390.42</td> </tr> <tr> <td>東館棟</td> <td>RC4階</td> <td>4,084.54</td> </tr> <tr> <td>南館棟</td> <td>RC5階</td> <td>7,056.73</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>151.27</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>15,682.96</td> </tr> </tbody> </table>	区分	構造	延面積(㎡)	本館棟・管理棟・放射線棟	RC4階	4,390.42	東館棟	RC4階	4,084.54	南館棟	RC5階	7,056.73	その他		151.27	合計		15,682.96	
区分	構造	延面積(㎡)																		
本館棟・管理棟・放射線棟	RC4階	4,390.42																		
東館棟	RC4階	4,084.54																		
南館棟	RC5階	7,056.73																		
その他		151.27																		
合計		15,682.96																		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康医療分科会 2-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(病院、診療所関係)				協議細目	地域医療事業
調整の方針	別紙のとおり					
現況						
出雲市	平田市	田市	斐川町	佐田町		
<p>2.診療所事業</p> <p>【名称】出雲市国民健康保険 乙立里家診療所</p> <p>【設立年度】昭14年3月 県立診療所として開設</p> <p>昭30年3月 出雲市国保直営立久患診療所に改名</p> <p>平7年7月 現診療所に移転新築</p> <p>【所在地】出雲市乙立町3136番地(乙立里家ツカ之内)</p> <p>【開設者】出雲市長</p> <p>【管理者】所長 恒松 徳五郎 (元 県立看護短大所長)</p> <p>【診療科目】内科</p> <p>【診療体制】所長及び島根医大派遣医師12名による輪番制</p> <p>【看護師】2名(嘱託)</p> <p>【診療時間】月～金曜日 14時～18時(4時間)</p> <p>土曜日 9時～12時(3時間)</p> <p>休診日:日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12/30～翌年1/4</p> <p>【患者数】外来患者数 14.3人/日 (H13年度)</p> <p>【時記事項】H14.4～週4日診療体制 週6日診療体制</p> <p>H14.10 電子カルテ・システム導入、稼働</p>	<p>2.診療所事業</p> <p>【名称】平田市塩津診療所</p> <p>【設立年度】昭32年度開設</p> <p>【所在地】平田市塩津町101番地2</p> <p>【開設者】平田市長</p> <p>【管理者】所長 山本 俊 (平田市立病院 院長兼務)</p> <p>【診療科目】内科</p> <p>【診療体制】医師(所長)</p> <p>【看護師】2名(平田市立病院兼務)</p> <p>【診療時間】毎週水曜日 午後(診察・住診)</p> <p>【患者数】外来患者数 4.7人/日 (H13年度)</p>	<p>2.診療所事業</p> <p>該当なし</p>	<p>2.診療所事業</p> <p>【名称】佐田町国民健康保険 橋波診療所</p> <p>【設立年度】昭26年12月 開設</p> <p>平11年2月 現診療所に移転新築</p> <p>(木造平屋建 76.63㎡)</p> <p>【所在地】佐田町下橋波31番地</p> <p>【開設者】佐田町長</p> <p>【管理者】所長 加藤 哲夫 医師</p> <p>【診療科目】内科</p> <p>【診療体制】医師1名</p> <p>【看護師】1名(嘱託)</p> <p>【診療時間】週2日(月・木)午後</p> <p>【開所時間】8:30～17:00(看護婦は月～金の勤務)</p> <p>【患者数】外来患者数 5.0人/日 (H13年度)</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 2-2

協議項目	各種事務事業の取扱い【病院、診療所関係】			協議細目	地域医療事業	
調整の方針	別紙のとおり					
現況						
多岐	町	湖陵	町	社	町	
2.診療所事業 該当なし	2.診療所事業 該当なし	2.診療所事業 該当なし	2.診療所事業 該当なし	2.診療所事業 <p>【名称】 鷺浦診療所 【設立年度】 昭和57年度 【所在地】 大社町大字鷺浦104 【開設者】 鷺鷺猪目地域医療対策協議会 【管理者】 上野良亮医師 【診療科目】 内科 【診療時間】 毎週火・木曜日 午前 【患者数】 外来患者数 平均 7.4人/日 (H13年度)</p>	2.診療所事業 <p>【名称】 日御碕診療所 【設立年度】 昭和55年度 【所在地】 大社町大字宇竜338-3 【開設者】 日御碕地域医療対策協議会 【管理者】 西尾崇医師 【診療科目】 (診療担当医:西尾医師、中島医師) 内科 【診療日】 毎週月・金曜日 【患者数】 外来患者数平均 8.7人/日 (H13年度)</p>	2.診療所事業 <p>いずれも医療過疎対策として存続が必要であり 現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康医療分科会 3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い【病院、診療所関係】	協議細目	地域医療事業
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
	出雲市	平田市	斐川町
<p>3 在宅当番医制度</p> <p>目的等】 休日、祝日、年末年始を除く平日の夜間における急病患者の医療確保</p> <p>実施方法】 出雲医師会に委託</p> <p>診療科目】 内科、小児科、外科、その他</p> <p>受付時間】 午後11時まで</p> <p>診療体制】 出雲医師会会員による輪番制</p> <p>当該日出雲市、平田市、簸川郡内の医師2名が自医院で診療</p> <p>委託料】 平成15年度委託料 4,296千円</p> <p>財源】 2/3は県補助 1/3は2市5町の人口割で按分して負担</p> <p>出雲市 723千円 平田市 239千円 斐川町 220千円 佐田町 37千円 多伎町 34千円 湖陵町 47千円 大社町 132千円</p>	<p>3 在宅当番医制度 出雲市に同じ (2市5町による事業)</p>	<p>3 在宅当番医制度 出雲市に同じ (2市5町による事業)</p>	<p>3 在宅当番医制度 出雲市に同じ (2市5町による事業)</p>
<p>4 休日診療所事業 (出雲市外6市町広域事務組合)</p> <p>目的等】 休日、祝日、年末年始における急病患者の医療確保</p> <p>実施方法】 出雲医師会に委託</p> <p>診療科目】 内科、外科、小児科</p> <p>診療日】 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1/2~3、12/31</p> <p>診療所】 出雲市今市町72-3</p> <p>【年度別利用者数】</p> <p>8年度 2,166人 9年度 1,753人 10年度 1,684人 11年度 1,471人 12年度 1,217人 13年度 1,342人 14年度 1,684人</p>	<p>4 休日診療所事業 出雲市に同じ (出雲市外6市町広域事務組合所管)</p>	<p>4 休日診療所事業 出雲市に同じ (出雲市外6市町広域事務組合所管)</p>	<p>4 休日診療所事業 出雲市に同じ (出雲市外6市町広域事務組合所管)</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い【病院、診療所関係】	協議細目
調整の方針	別紙のとおり	
現況		
多岐	町	町
3	<p>在宅当番医制度 出雲市に同じ(2市5町による事業)</p>	<p>3 在宅当番医制度 出雲市に同じ(2市5町による事業)</p>
4	<p>休日診療所事業 出雲市に同じ (出雲市外6市町広域事務組合所管)</p>	<p>4 休日診療所事業 出雲市に同じ (出雲市外6市町広域事務組合所管)</p>
調整の具体的内容		
		<p>3 在宅当番医制度 2市5町共通の事業であり、合併後も、継続して出雲医師会に委託して実施する。</p>
		<p>4 休日診療所事業 出雲圏域の休日診療を担っているものであり、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

平田市立病院事業の現況

沿革

- 昭和25年12月28日 平田町外十一村病院組合設立
- 昭和27年 5月26日 平田町外4村組合立平田博愛病院 診療開始
- 昭和30年 1月 1日 市制施行により平田市立平田博愛病院と改称
- 昭和47年 4月 1日 平田市立病院と改称
- 昭和59年 2月14日 救急病院指定
- 昭和61年11月27日 自治体立優良病院表彰
- 平成 7年 6月 4日 病院拡張及び老人保健施設「愛宕苑」竣工
- 平成10年 6月 1日 療養型病床群設置
- 平成12年 4月 1日 介護保険制度施行に伴い、愛宕苑及び療養型病床群が介護保険医療施設として運営開始

診療体制等 「組織図」別添資料 参照

1. 診療科目 は非常勤医師

内科・消化器科・外科・眼科・産婦人科・小児科・整形外科・放射線科・泌尿器科
リハビリテーション科・脳神経外科・循環器科・精神科・皮膚科・耳鼻咽喉科

2. 病床数

病院事業 262床【うち一般病床202床、療養病床60床（うち介護保険適用50床）】
介護老人保健施設「愛宕苑」 50床

患者数

【外来患者】

(単位:人)

年度	H10	H11	H12	H13	H14
年間延患者数	104,024	106,765	114,301	108,579	97,421
一日当たり患者数	426.3	439.4	468.4	445.0	397.6

【入院患者】

(単位:人)

年度	H10	H11	H12	H13	H14
年間延患者数	77,809	78,920	79,522	74,580	78,519
一日当たり患者数	213.2	215.6	217.9	204.3	215.1

市町村別利用状況（外来患者は平成13年度実績、入院患者は平成11年度調査実績）

市町村	平田市	斐川町	出雲市	その他
外来患者(%)	84.32	12.04	1.72	1.92
入院患者(%)	76.62	21.39		1.99

入院患者については「平成11年島根県患者調査」中「出雲圏」の調査数値

職員数

病院事業

(H15.1.1 現在)

職 種	職員数	職 種	職員数
医師	21	看護師	92 (2)
薬剤師	5	准看護師	15 (14)
診療放射線技師	6	助産師	4
臨床検査技師	8 (1)	看護助手・補助員等	43 (43)
管理栄養士	3	施設管理等	5 (3)
理学療法士	2	事務職員	21 (9)
介護福祉士	1	合計	226 (72)

() は臨時、嘱託職員等の内書き

介護老人保健施設事業

(H15.1.1 現在)

職 種	職員数	職 種	職員数
看護師	5 (1)	介護福祉士	2
准看護師	2 (1)	介護員	16 (8)
理学療法士	1	事務職員	5 (3)
		合計	31 (13)

() は臨時、嘱託職員等の内書き

個別事業の状況

介護老人保健施設事業

平田市介護老人保健施設「愛宕苑」は介護保険法に基づき、利用者が家庭において、自立した日常生活を継続できるように、必要なリハビリテーション等を提供する施設です。

看護や介護の必要なお年寄りを一時的に受け入れ、明るく、家庭的な雰囲気のもと、老人の日常生活の自立を促し、家庭復帰ができるよう機能回復訓練・看護・介護を中心とした医療ケアと日常生活のケアを一体的に提供しています。

なお、この事業は市立病院の附帯事業として病院事業会計(公営企業会計)に位置付けられています。

【定 員】 入所50人 通所1日20人以内

【利用者】 要介護認定を申請された人で、40歳以上の要介護者等に限定

検診、人間ドック事業

市内外の事業所健診、学校検診、住民検診などの各種検診事業を行っています。人間ドックは入院、外来及び脳ドックを行っており、病気の予防と健康管理を目的とした事業を行っています。

各種検診検査件数：8,386件/年

人間ドック受診者数：1,432人/年

(H13年度実績データ)

救急医療事業

平田市立病院は救急告示病院として、県地域医療計画では「第2次救急医療機関」に位置付けられています。

- [救急体制区分] 第 1 次救急医療・・・外来処置で帰宅可能な急患に対応
 第 2 次救急医療・・・入院が必要な急患に対応
 第 3 次救急医療・・・生命の危機にある重篤な急患に対応 《県立中央病院》
 平田市立病院は初期(第 1 次)救急医療及び第 2 次救急医療の機能を担っています。

【救急患者数の推移】 (単位：人)

年 度	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
患者延数	3,772	4,555	4,662	5,166	4,893	5,087
うち入院患者数	571	501	457	519	448	439
1 日当たり患者数	10.3	12.5	12.7	14.2	13.4	13.9
救急車受入件数(件)	279	283	304	280	240	406

地域リハビリテーション支援センター事業(島根県からの受託事業)

出雲圏域内において、地域のリハビリテーション実施機関(地域の救急医療施設を含む医療機関、介護保険施設、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、市町村等)の従事者に対し、技術援助や研修の実施などを行うことにより、介護保険サービスやその他の保健福祉事業等について適切な介護やリハビリが提供されるよう地域のリハビリ実施機関(スタッフ)の支援を目的としています。

(1) リハビリテーション実施機関の従事者に対する実地の技術援助及び地域住民への対応に係る支援

現任訓練 出雲市：5 施設 平田市：2 施設 斐川町：2 施設 佐田町：1 施設
 多伎町：1 施設 湖陵町：1 施設 大社町：1 施設

(実施施設は介護老福・訪問看護 ST・ファミサポホームなど)

(2) リハビリテーション実施機関の従事者に対する研修

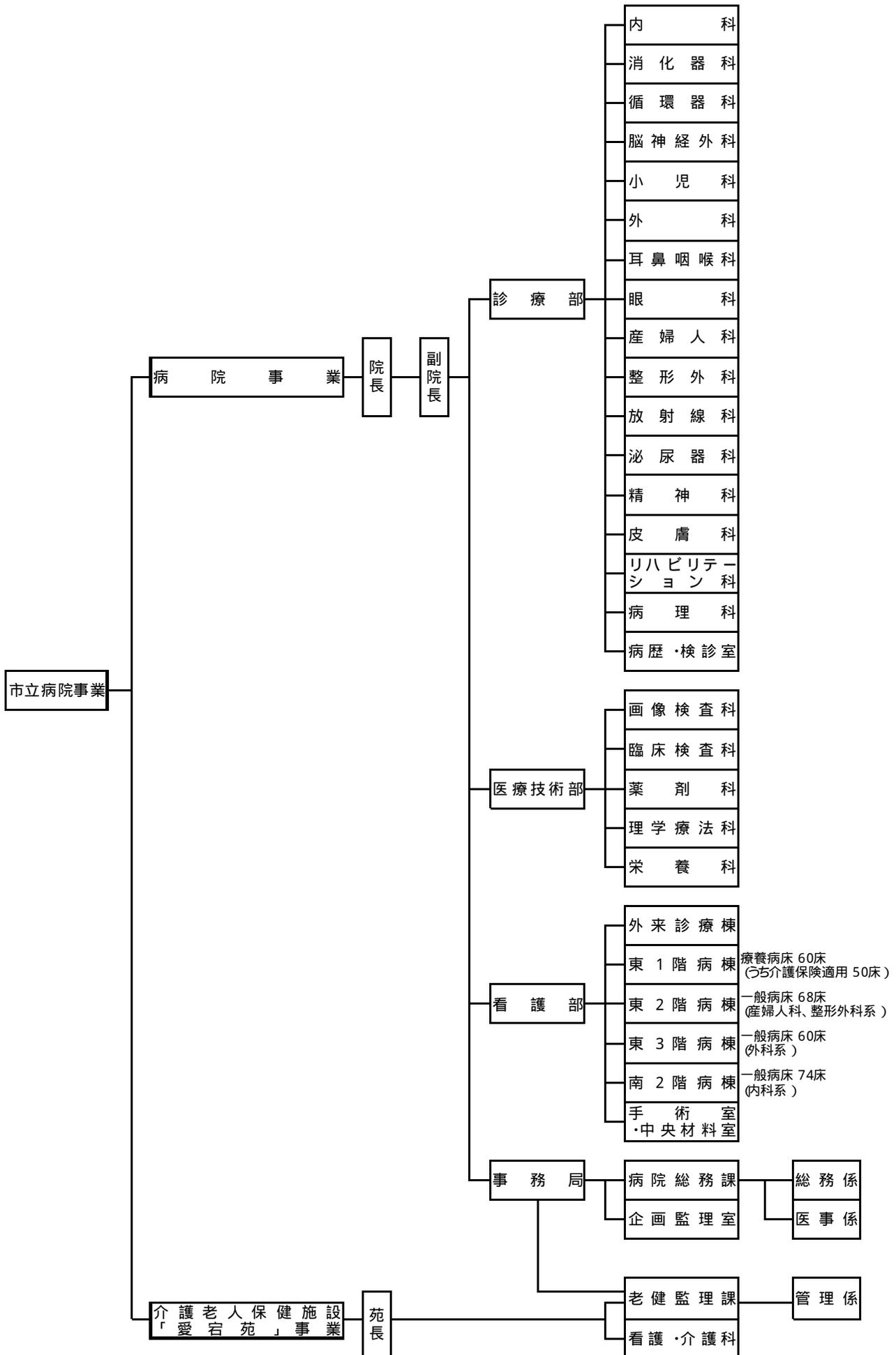
(3) 地域リハビリテーション推進のための連絡調整

経営状況 「県内の公立病院事業決算」別添資料 参照

財政健全化計画終了後平成 7 年度決算まで黒字基調が続いていたが、平成 7 年度の老健開設及び病院増床以後、減価償却費と支払利息の増加により平成 8 年度以降赤字決算が続いている。この間、給食業務の民間委託、院外処方の実施、委託業者の見直しなど経営努力を行い、赤字縮小を図ってきたが、近年の医療費抑制政策による診療報酬の減、医療費個人負担増政策に伴う「診療控え」による患者数の減などにより、経営環境は悪化している。

【収支状況】 (単位：千円)

年 度	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
病院事業収益	3,355,629	3,490,521	3,549,651	3,307,351
医業収益	2,928,987	3,053,345	3,109,952	2,894,240
医業外収益	426,642	437,176	439,699	413,111
病院事業費用	3,425,650	3,540,790	3,554,400	3,336,516
医業費用	2,915,445	3,000,935	3,020,137	2,844,129
医業外費用	510,205	539,855	534,263	492,387
経常損益	70,021	50,269	4,749	29,165
純損益	70,021	50,269	4,749	29,165
前年度繰越利益剰余金	338,234	268,213	217,944	213,195
当年度未処理剰余金	268,213	217,944	213,195	184,030
医業収支比率(%)	100.46	101.75	103.00	101.76



県内の公立病院事業決算(平成13年度)

資料

損益計算書 (単位:千円・%)

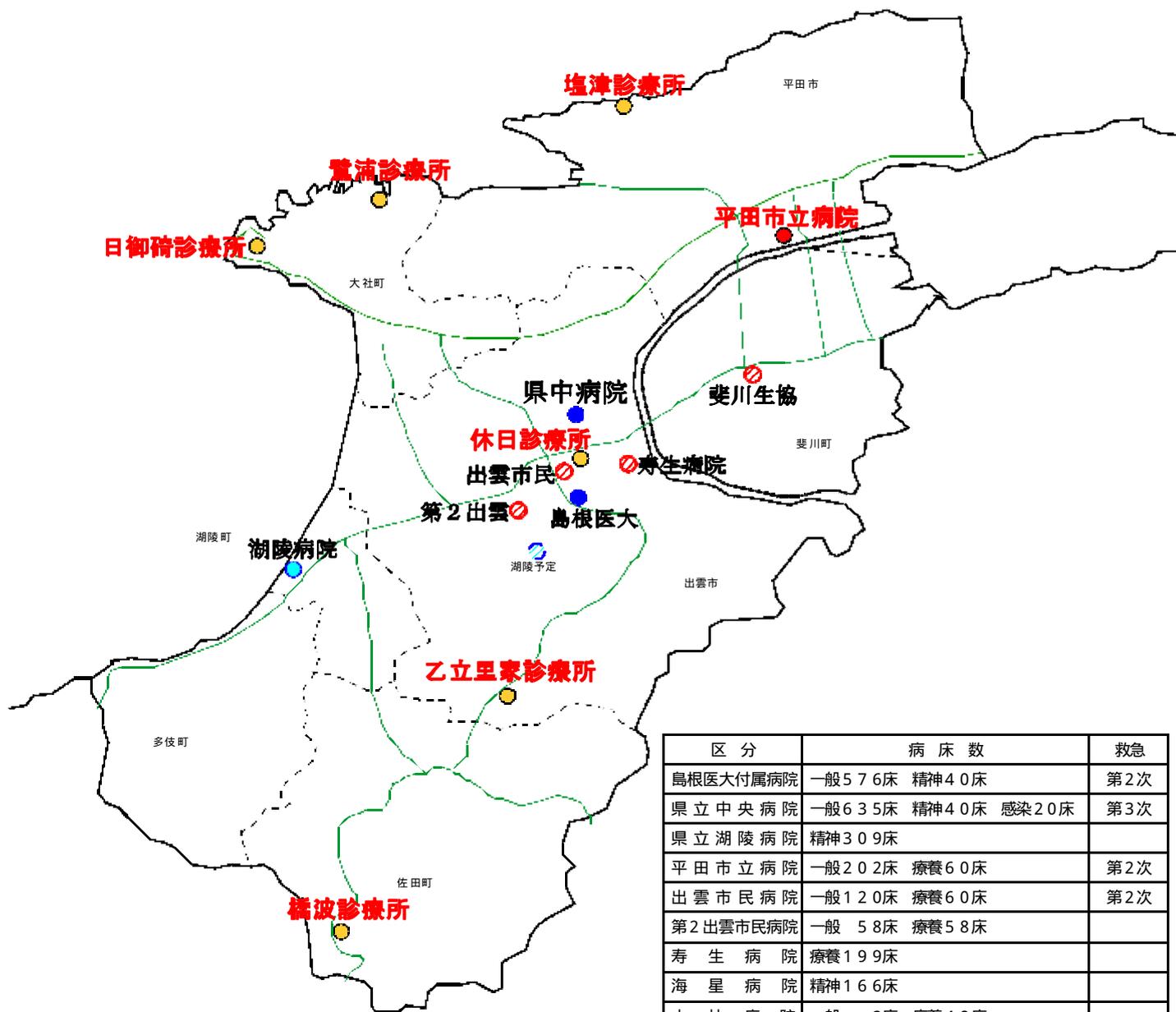
項目	団体名										
	島根県										
病院名	中央病院	湖陵病院	市立病院	市立病院	市立病院	広瀬病院	仁多病院	頼原病院	公立雲南総合病院	公立邑智病院	隠岐広域連合
(1) 施設及び業務概況に関する調査											
1. 事業開始年月日	S.23. 4. 1	S.43. 4. 1	S.23. 4. 1	H.11. 2. 1	S.27. 5.26	S.35. 7. 1	S.28. 7.28	S.49. 5. 1	S.36. 4. 1	S.57.10. 2	H.11. 9. 1
2. 法適用年月日	S.39. 4. 1	S.43. 4. 1	S.34. 4. 1	H.11. 2. 1	S.40. 4. 1	S.37.11. 1	S.43. 4. 1	S.49. 5. 1	S.36. 4. 1	S.57. 4. 1	H.11. 9. 1
3. 法適用区分	一部適用	一部適用	全部適用	一部適用	一部適用	全部適用	一部適用	一部適用	一部適用	一部適用	一部適用
4. 管理者	首長	首長	首長以外	首長	首長	首長以外	首長	首長	首長	首長	首長
5. 施設											
(1) 病院区分	一般	精神	一般								
(2) 病床数											
ア. 一般病床	635	-	416	335	262	217	144	48	283	98	110
イ. 結核病床	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ. 精神病床	40	309	50	-	-	-	-	-	50	-	44
エ. 感染症病床	20	-	4	4	-	-	-	-	4	-	-
オ. 計	695	309	470	339	262	217	144	48	337	98	154
(6) 救急病棟の告示											
ア. 告示の有無	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
イ. 告示病床数	50	-	4	5	7	4	2	1	10	1	5
6. 業務											
(2) 1日平均患者数											
ア. 1日平均入院患者数	609	287	416	288	211	198	137	33	278	85	106
病床稼働率	87.63	92.88	88.51	84.96	80.53	91.24	95.14	68.75	82.49	86.73	68.83
イ. 1日平均外来患者数	1,208	101	1,045	821	445	447	311	161	727	328	565
ウ. 計	1,817	388	1,461	1,109	656	645	448	194	1,005	413	671
7. 職員数											
(1) 計	659	183	381	257	154	233	95	62	294	130	181
(2) 損益勘定所属職員	659	183	376	257	154	232	95	62	294	130	181
(2) 損益計算書											
1. 総収益	14,734,288	2,328,752	7,721,368	4,792,194	3,307,351	3,161,347	2,093,159	885,585	4,579,231	1,903,065	2,723,441
(1) 医業収益	12,314,840	1,597,202	7,112,173	4,599,692	2,894,240	2,923,723	1,794,096	682,879	4,044,100	1,567,319	2,170,725
ア. 入院収益	8,683,715	1,348,546	5,054,735	2,979,535	1,799,718	1,888,188	1,020,349	283,762	2,596,816	838,966	956,437
イ. 外来収益	2,801,608	196,312	1,529,709	1,398,363	896,430	771,590	609,382	349,105	1,172,408	667,850	1,117,408
ウ. その他医業収益	829,517	52,344	527,729	221,794	198,092	263,945	164,365	50,012	274,876	60,503	96,880
うち											
ア. 他会計負担金	428,655	38,057	193,722	129,344	63,075	140,172	66,048	2,263	87,984	12,975	58,941
イ. 産科差額収益	198,283	-	42,697	22,626	35,150	20,309	6,398	-	10,493	6,299	10,407
(2) 医業外収益	2,417,594	728,455	609,195	192,502	413,111	237,624	299,063	202,706	535,131	335,746	552,716
ア. 受取利息配当金	1,707	574	12	67	5,510	165	397	8	633	887	238
イ. 看護学院収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ. 国庫補助金	51,555	-	8,353	5,844	-	-	2,163	3,617	46,103	-	24,562
エ. 都道府県補助金	-	-	3,299	5,845	-	-	2,163	3,617	11,707	52,293	46,786
オ. 他会計補助金	420,191	68,549	145,781	57,591	65,724	92,751	137,533	25,710	117,617	28,078	70,069
カ. 他会計負担金	1,426,585	626,428	359,589	82,728	89,415	122,077	139,808	163,644	239,912	247,520	401,286
キ. その他医業外収益	517,556	32,904	92,161	40,427	252,462	22,631	16,999	6,110	119,159	6,968	9,775
(3) 特別利益	1,854	3,095	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち											
ア. 他会計繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ. 固定資産売却益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 総費用	16,823,127	2,311,634	7,763,368	4,644,262	3,336,516	3,238,610	2,251,679	951,170	4,720,723	1,808,431	2,797,378
(1) 医業費用	15,168,733	2,259,984	7,323,036	4,422,293	2,844,129	2,922,870	2,108,466	913,493	4,331,215	1,727,388	2,646,129
ア. 職員給与費	6,570,069	1,750,675	4,003,445	1,907,251	1,226,430	1,570,436	1,083,479	439,755	2,295,909	829,287	1,494,943
イ. 材料費	3,385,232	207,546	1,984,231	1,141,478	749,988	570,053	428,211	234,717	862,379	438,653	659,456
ウ. 減価償却費	2,240,292	52,163	410,333	499,684	222,105	268,867	308,026	72,367	383,223	151,131	151,262
エ. 経費	2,930,914	241,101	876,423	860,926	634,238	497,382	280,930	149,695	772,554	302,313	326,451
オ. 研究研修費	39,173	8,048	45,606	8,906	9,826	13,989	4,546	13,915	13,306	5,785	11,033
カ. 資産減耗費	3,053	451	2,998	4,048	1,542	2,143	3,274	3,044	3,844	219	2,984
(2) 医業外費用	1,642,712	48,339	440,332	221,969	492,387	217,904	143,213	37,677	389,508	81,043	114,037
ア. 支払利息	833,792	21,801	119,788	80,185	134,123	142,451	112,050	36,449	175,182	80,085	57,076
うち企業債利息	833,790	21,801	114,043	80,185	134,123	141,384	112,050	36,125	166,058	80,085	57,076
イ. 企業債取扱諸費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ. 看護学院費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エ. 繰延勘定償却	71,953	-	184,545	44,621	29,145	27,619	-	-	64,745	-	11,532
オ. その他医業外費用	736,967	26,538	135,999	97,163	329,119	47,834	31,163	1,228	149,581	958	45,429
(3) 特別損失	11,682	3,311	-	-	-	97,836	-	-	-	-	37,212
3. 経常利益又は経常損失	-2,079,011	17,334	-42,000	147,932	-29,165	20,573	-158,520	-65,585	-141,492	94,634	-36,725
(減価償却費を除いた収支)	161,281	69,497	368,333	647,616	192,940	289,440	149,506	6,782	241,731	245,765	114,537
4. 純利益又は純損失	-2,088,839	17,118	-42,000	147,932	-29,165	-77,263	-158,520	-65,585	-141,492	94,634	-73,937
5. 前年度繰越利益剰余金又は前年度繰越欠損金	-4,137,729	-1,381,696	-2,584,464	-120,250	213,195	-19,462	-565,715	-262,583	-592,235	-	-983,601
6. 当年度未処分利益剰余金又は当年度未処理欠損金	-6,226,568	-1,364,578	-2,626,464	27,682	184,030	-96,725	-724,235	-328,168	-733,727	94,634	-1,057,538
7. 他会計繰入金再掲	2,275,431	733,034	699,092	269,663	218,214	355,000	343,389	191,617	445,513	288,573	530,296
(特別利益分を除く)											
8. 経常収支比率	87.6	100.8	99.5	103.2	99.1	100.7	93.0	93.1	97.0	105.2	98.7
9. 医業収支比率	81.2	70.7	97.1	104.0	101.8	100.0	85.1	74.8	93.4	90.7	82.0

平田市立病院事業 貸借対照表

(単位:円)

区 分		年 度	H 13	H 12	H 11	H 10
資 産 の 部	1. 固定資産					
	(1) 有形固定資産					
	ア 土地		225,081,909	225,081,909	225,081,909	225,081,909
	イ 建物		3,021,830,971	3,021,830,971	3,008,978,851	3,018,677,946
	ウ 構築物		97,087,444	97,087,444	97,087,444	97,087,444
	エ 給排水施設		462,992,251	460,492,251	439,131,315	431,731,315
	オ 電灯電力施設		426,824,349	426,824,349	425,842,714	424,468,714
	カ 冷暖房施設		857,380,299	856,960,299	855,054,990	852,904,990
	キ 医療器械備品		1,399,099,232	1,365,105,382	1,320,883,782	1,290,497,622
	ク その他有形固定資産		237,864,055	236,083,055	228,347,055	231,577,055
	ケ 建設仮勘定		0	0	11,940,000	0
	減価償却累計額		3,006,441,851	2,773,627,390	2,507,782,903	2,240,554,274
	有形固定資産合計		3,721,718,659	3,915,838,270	4,104,565,157	4,331,472,721
	(2) 無形固定資産					
	ア 電話施設利用権		2,405,590	2,405,590	2,405,590	2,405,590
	イ その他無形固定資産		5,335,350	5,550,576	5,765,802	5,981,028
	無形固定資産合計		7,740,940	7,956,166	8,171,392	8,386,618
	固定資産合計		3,729,459,599	3,923,794,436	4,112,736,549	4,339,859,339
	2. 流動資産					
	(1) 現金預金		1,769,571,578	1,544,530,325	1,261,323,056	1,139,359,125
(2) 未収金		842,654,085	929,571,316	958,374,318	863,203,226	
(3) 貯蔵品		34,775,531	42,251,913	44,895,793	28,559,832	
(4) その他流動資産		0	0	0	0	
流動資産合計		2,647,001,194	2,516,353,554	2,264,593,167	2,031,122,183	
3. 繰延勘定						
(1) 退職給与金		80,141,290	77,549,298	73,464,069	97,863,551	
(2) 控除対象外消費税額		79,425,956	81,837,899	81,972,004	84,606,471	
繰延勘定合計		159,567,246	159,387,197	155,436,073	182,470,022	
資産合計		6,536,028,039	6,599,535,187	6,532,765,789	6,553,451,544	
負 債 の 部	4. 流動負債					
	(1) 未払金		162,066,426	200,177,025	155,711,586	136,062,345
	流動負債合計		162,066,426	200,177,025	155,711,586	136,062,345
負債合計		162,066,426	200,177,025	155,711,586	136,062,345	
資 本 の 部	5. 資本金					
	(1) 自己資本金		39,338,094	39,338,094	39,338,094	39,338,094
	(2) 借入資本金					
	ア 企業債		3,649,560,468	3,782,701,468	3,924,190,421	4,090,979,796
	資本金合計		3,688,898,562	3,822,039,562	3,963,528,515	4,130,317,890
	6. 剰余金					
	(1) 資本剰余金					
	ア 資本剰余金		2,007,716,367	1,871,488,319	1,715,387,525	1,560,415,326
	イ 国庫補助金		93,307,000	93,307,000	87,295,000	83,836,000
	ウ 県補助金		315,868,000	315,868,000	314,364,000	313,499,000
	エ 受贈財産評価額		1,851,500	5,005,700	7,369,700	10,038,040
	オ その他資本剰余金		25,790,000	21,954,000	14,665,000	9,280,000
	資本剰余金合計		2,444,532,867	2,307,623,019	2,139,081,225	1,977,068,366
	(2) 利益剰余金					
ア 減債積立金		56,500,000	56,500,000	56,500,000	56,500,000	
イ 当年度未処分利益剰余金		184,030,184	213,195,581	217,944,463	253,502,943	
利益剰余金合計		240,530,184	269,695,581	274,444,463	310,002,943	
剰余金合計		2,685,063,051	2,577,318,600	2,413,525,688	2,287,071,309	
資本合計		6,373,961,613	6,399,358,162	6,377,054,203	6,417,389,199	
負債資本合計		6,536,028,039	6,599,535,187	6,532,765,789	6,553,451,544	

出雲地域医療機関状況



区分	病床数	救急
島根医大付属病院	一般576床 精神40床	第2次
県立中央病院	一般635床 精神40床 感染20床	第3次
県立湖陵病院	精神309床	
平田市立病院	一般202床 療養60床	第2次
出雲市民病院	一般120床 療養60床	第2次
第2出雲市民病院	一般58床 療養58床	
寿生病院	療養199床	
海星病院	精神166床	
小林病院	一般2床 療養48床	
斐川生協病院	療養50床	

【その他医療機関】 山尾医院（一般19床 救急あり）出雲市

【医療機関数・病床数】

区分		合計	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
病院	病院数	10	7	1	1	0	0	1	0
	病床数	2,643	2,022	262	50	0	0	309	0
	一般	1,593	1,391	202					
	療養型	475	365	60	50				
	その他	575	266					309	
診療所	診療所数	158	97	23	14	5	2	4	12
	病床数	372	290	15	34	0	0	0	33
歯科医院	医院数	62	34	9	9	1	1	2	6

出雲地区区合併協議会の調整方針

住民 福祉専門部会 環境分科会 3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)			
調整の方針	別紙のとおり			
現況				
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町
<p>1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】市内全域 【受入施設】</p> <p>可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外 6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 出雲クリーンプラザ(出雲市外 6市町広域事務組合)</p> <p>2 分別方法 可燃ごみ 破碎ごみ 埋立ごみ 筒型乾電池 粗大ごみ 資源ごみ ア 飲料用空き缶 イ 空き瓶 ウ 古紙</p> <p>3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 戸別収集方式 粗大ごみ、可燃、不燃(中心市街地のみ) 《タージョン(集積場方式)》河燃 2500 箇所、不燃 1500 箇所 可燃ごみ 破碎ごみ 埋め立てごみ 飲料用空き缶 空きびん 筒型乾電池 拠点回収方式 古紙 2.3箇所</p> <p>事業系ごみ 家庭ごみに準ずる量のもものは収集する。 それ以外は直接搬入又は許可業者委託。</p>	<p>1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】市内全域 【受入施設】</p> <p>可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外 6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 平田市立不燃物処理センター(市営)</p> <p>2 分別方法 可燃ごみ プラスチックごみ 金物・ビン・陶磁器ごみ 大型ごみ 資源ごみ ア 古紙 イ 飲用缶 ウ リターナルビン エ 廃食用油</p> <p>3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 戸別収集方式 該当なし 《タージョン(集積場方式)》75箇所(老人世帯等は戸別あり) 可燃ごみ プラスチックごみ 金物 ビン 陶磁器 古紙 飲用缶 拠点回収方式 大型ゴミ 42 箇所 リターナルビン 13 箇所 廃食用油 13 箇所</p> <p>事業系ごみ 家庭系に準ずるものは収集、量等が多い場合は直接搬入もしくは許可業者による搬入。</p>	<p>1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】町内全域 【受入施設】</p> <p>可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外 6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 斐川クリーンステーション(町営)</p> <p>2 分別方法 可燃ごみ ビニールプラスチック カン ビン 陶器 破碎ごみ 乾電池 蛍光球、蛍光管類 体温計 鏡 取り灰 資源ごみ ア 古紙</p> <p>3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 戸別収集方式 連担地の可燃ごみは個別収集 運担地の不燃ごみは個別収集 《タージョン(集積場方式)》可燃 386 箇所 不燃 240 箇所 可燃ごみ、ビニールプラスチック、カン、びん 陶器、破碎乾電池、蛍光管等、取り灰 拠点回収方式 古紙、カン、布類等 10 箇所</p> <p>事業系ごみ 直接搬入もしくは許可業者による搬入。</p>	<p>1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】町内全域 【受入施設】</p> <p>可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外 6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 佐田町クリーンセンター(町営)</p> <p>2 分別方法 可燃ごみ 破碎ごみ 埋立ごみ 粗大ごみ 資源ごみ ア 空き瓶 イ 空き缶 ウ 古紙</p> <p>3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 戸別収集方式 該当なし 《タージョン(集積場方式)》117 箇所 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ 拠点回収方式 該当なし</p> <p>事業系ごみ 家庭系に準ずるものは収集、量等が多い場合は直接搬入もしくは許可業者による搬入。</p>	

出雲地区区合併協議会の調整方針

協議項目		各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)			協議細目		廃棄物・リサイクル事業		
調整の方針		別紙のとおり							
多岐		現況		大社		町		調整の具体的内容	
1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】町内全域 【受入施設】 可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 出雲クリーンプラザ(出雲市外6市町広域事務組合)		1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】町内全域 【受入施設】 可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 出雲クリーンプラザ(出雲市外6市町広域事務組合)		大社 1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】町内全域 【受入施設】 可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 出雲クリーンプラザ(出雲市外6市町広域事務組合)		町 1 廃棄物収集区域、受入施設 【収集区域】町内全域 【受入施設】 可燃ごみ 出雲エネルギーセンター(出雲市外6市町広域事務組合) 不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ 出雲クリーンプラザ(出雲市外6市町広域事務組合)		調整の具体的内容 1 廃棄物収集区域、受入施設 廃棄物の収集区域は、合併時より2市5町全域とする。ただし、斐川町は、一部事務組合(現在は宍道町斐川町環境衛生組合)の収集区域とする。 可燃ごみの受入施設は、既に出雲エネルギーセンターで統一されており、現行のとおりとする。 不燃ごみの受入施設は、原則として現行のとおりとする。 2 分別方法 分別方法は、次のとおりとし、ペットボトル、プラスチック等の扱いについては、合併時までに検討する。 (1)可燃ごみ(2)破碎ごみ(3)埋立ごみ(4)粗大ごみ(5)資源ごみ 飲料用空き缶 空きびん 古紙(6)有害ごみ 筒型乾電池 蛍光管 体温計 鏡 ア ビン イ 古紙 3 収集方法、収集頻度 収集方法は、ステーション(集積場)単位を基本とし、拠点回収を併せて行う方向で調整する。 収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。	
2 分別方法 可燃ごみ 破碎ごみ 埋立ごみ 筒型乾電池 資源ごみ ア 空き瓶 イ 古紙		2 分別方法 可燃ごみ 破碎ごみ 埋立ごみ 筒型乾電池 資源ごみ ア 空き瓶 イ 古紙		2 分別方法 可燃ごみ 破碎ごみ 埋立ごみ 資源ごみ ア ビン イ 古紙		2 分別方法 可燃ごみ 破碎ごみ 埋立ごみ 資源ごみ ア ビン イ 古紙		2 分別方法 可燃ごみ 破碎ごみ 埋立ごみ 資源ごみ ア ビン イ 古紙	
3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 【戸別収集方式】 可燃ごみ 破碎ごみ、埋立ごみ、筒型乾電池、空きびん 【拠点回収方式】 古紙 28箇所 事業系ごみ 家庭ごみに準ずる量のものは収集する。 それ以外は直接搬入又は許可業者委託。		3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 【戸別収集方式】 可燃ごみ 破碎ごみ、埋立ごみ、筒型乾電池、空きびん 【拠点回収方式】 古紙 2箇所 事業系ごみ 家庭ごみに準ずる量のものは収集する。 それ以外は直接搬入又は許可業者委託。		3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 【戸別、各町内集積場】 可燃ごみ、不燃ごみ(戸別、町内指定集積場) 【タージョ(集積場)方式】 該当なし 【拠点回収方式】 他市町のステーション方式に順ずる 資源ごみ(古紙、ビン) 54箇所 事業系ごみ 家庭ごみに準ずる量のものは収集する。 それ以外は直接搬入又は許可業者委託		3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 【戸別、各町内集積場】 可燃ごみ、不燃ごみ(戸別、町内指定集積場) 【タージョ(集積場)方式】 該当なし 【拠点回収方式】 他市町のステーション方式に順ずる 資源ごみ(古紙、ビン) 54箇所 事業系ごみ 家庭ごみに準ずる量のものは収集する。 それ以外は直接搬入又は許可業者委託		3 収集方法、収集頻度 【収集方法】 家庭系ごみ 【戸別、各町内集積場】 可燃ごみ、不燃ごみ(戸別、町内指定集積場) 【タージョ(集積場)方式】 該当なし 【拠点回収方式】 他市町のステーション方式に順ずる 資源ごみ(古紙、ビン) 54箇所 事業系ごみ 家庭ごみに準ずる量のものは収集する。 それ以外は直接搬入又は許可業者委託	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 環境分科会 3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)				協議細目	廃棄物・リサイクル事業
調整の方針	別紙のとおり					
調整の具体的内容						
現況	現況	現況	現況	現況	現況	現況
多岐	大社	大社	大社	大社	大社	大社
湖	湖	湖	湖	湖	湖	湖
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山	山	山	山
川	川	川	川	川	川	川
海	海	海	海	海	海	海
島	島	島	島	島	島	島
山	山	山	山			

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 環境分科会 3-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)				協議細目			
調整の方針		別紙のとおり							
現況									
出	雲	市	平	田	市	川	町		
6 ぐみ手数料 【収集手数料】 <家庭用> 可燃ぐみ	(大): 40円/袋 (小): 20円/袋 収集券 40円/枚	6 ぐみ手数料 【収集手数料】 <家庭用> 可燃ぐみ	(大) 40円/袋 (小) 30円/袋	斐	6 ぐみ手数料 【収集手数料】 <家庭用> 可燃ぐみ (税込)	(大) 40円/袋 (小) 20円/袋	6 ぐみ手数料 【収集手数料】 <家庭用> 可燃袋 破碎 埋立袋 空き缶 空き瓶リサイクル袋 粗大ぐみ 持ち出し証シール	田	50円/袋 30円/袋 50円/袋 20円/袋 500円/枚
破碎 埋立ぐみ	(大): 40円/袋 (小): 20円/袋 収集券 40円/枚	プラスチック類	40円/袋	不燃ぐみ (税込)	不燃ぐみ (税込)	(大) 30円/袋 (小) 20円/袋	佐	100円/袋	
空き缶 空き瓶リサイクルぐみ	(大): 10円/袋 (小): 5円/袋 収集券 500円/枚	金物ぐみ類	40円/袋	<事業所> 該当なし	<事業所> 可燃袋 (大)=100円/袋		町		
粗大ぐみ	収集券 500円/枚	大型ぐみ	収集券 100円/枚		【直接搬入手数料】 破碎ぐみ 100kg未満 500円 100kg以上350kg未満 1,500円 350kg以上500kg未満 2,200円 500kg以上500kg増す毎に220円加算する。		田		
古紙 筒型乾電池	指定なし 無料						町		
<事業所> 可燃ぐみ	100円/袋 収集券 100円/枚	<事業所> 可燃ぐみ	100円/袋				田		
破碎ぐみ	100円/袋 収集券 100円/枚	プラスチック類	100円/袋				町		
埋立ぐみ	100円/袋 収集券 100円/枚	金物ぐみ類	100円/袋				田		
【直接搬入手数料】 不燃ぐみ 100kgあたり420円 (税込)	100kgあたり420円 (税込) 【区域事務組合】	【直接搬入手数料】 不燃ぐみ 100kgあたり420円 (税込)	100kgあたり420円 (税込)				町		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 環境分科会 3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)	協議細目	廃棄物・リサイクル事業																																																
調整の方針	別紙のとおり																																																		
多岐	現	況	調整の具体的内容																																																
<p>6 ごみ手数料 【収集手数料】 <家庭用> 可燃ごみ 大のみ (1口=1回袋の場合) 315円/月額 (2口=1回袋の場合) 510円/月額</p> <p>空き瓶リサイクル袋 指定袋あり 無料</p> <p>破碎埋立 古紙 筒型乾電池 指定袋なし 無料</p> <p><事業所> 可燃ごみ 大のみ (1口、2口に限らず) 510円/月額</p> <p>空き瓶リサイクル袋 指定袋あり 無料</p> <p>破碎埋立 古紙 筒型乾電池 指定袋なし 無料</p> <p>【直接搬入手数料】 不燃ごみ 100kg あたり420円(税込) (広域事務組合)</p>	<p>6 ごみ手数料 【収集手数料】 <家庭用> 可燃袋 (大) 50円/袋 (小) 30円/袋 収集券 50円/枚</p> <p>空き瓶リサイクル袋 (大)=20円/袋</p> <p>破碎埋立袋 (大)=50円/袋 収集券=50円/枚</p> <p>古紙 筒型乾電池 指定なし 無料</p> <p><事業所> 該当なし</p> <p>【直接搬入手数料】 不燃ごみ 100kg あたり420円(税込) (広域事務組合)</p>	<p>6 ごみ手数料 【収集手数料】 <家庭用> 可燃ごみ (大):40円/枚 (小):20円/枚 定形外シール:40円/枚</p> <p>埋立ごみ 50円/枚</p> <p>破碎・リサイクルごみ 無料</p> <p><事業所> 可燃ごみ 90円/枚</p> <p>埋立ごみ 150円/枚</p> <p>破碎・リサイクルごみ 無料</p> <p>【直接搬入手数料】 不燃ごみ 100kg あたり420円(税込) (広域事務組合)</p>	<p>6 ごみ手数料 ごみ手数料については、合併時から次のとおりとする。 (1)収集ごみ家庭系手数料 (袋容量:大40ℓ、小20ℓ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>分別区分</th> <th>指定袋</th> <th>収集券</th> </tr> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>大 40円/枚 小 20円/枚</td> <td>40円/枚</td> </tr> <tr> <td>破碎ごみ</td> <td>大 40円/枚 小 20円/枚</td> <td>40円/枚</td> </tr> <tr> <td>埋立ごみ</td> <td>大 40円/枚 小 20円/枚</td> <td>40円/枚</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>指定袋なし</td> <td>500円/枚 1,000円/枚</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>大 10円/枚 小 5円/枚</td> <td>指定券なし</td> </tr> <tr> <td>空きびん</td> <td>大 10円/枚 小 5円/枚</td> <td>指定券なし</td> </tr> <tr> <td>古紙</td> <td>指定袋なし 無料</td> <td>指定券なし</td> </tr> <tr> <td>筒型乾電池</td> <td>指定袋なし 無料</td> <td>指定券なし</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯 体温計 鏡</td> <td>指定袋なし 無料</td> <td>指定券なし</td> </tr> </table> <p>(2)収集ごみ事業系手数料 (袋容量:40ℓ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>分別区分</th> <th>指定袋</th> <th>指定券</th> </tr> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>100円/枚</td> <td>100円/枚</td> </tr> <tr> <td>破碎ごみ</td> <td>100円/枚</td> <td>100円/枚</td> </tr> <tr> <td>埋立ごみ</td> <td>100円/枚</td> <td>100円/枚</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>直接搬入</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>古紙</td> <td>原則古紙回収業者への持ち込み、少量の場合は拠点回収</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>(3)直接搬入手数料 出雲市外 6市町広域事務組合、平田市の例により合併時に統一する。</p>	分別区分	指定袋	収集券	可燃ごみ	大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚	破碎ごみ	大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚	埋立ごみ	大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚	粗大ごみ	指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚	資源ごみ	大 10円/枚 小 5円/枚	指定券なし	空きびん	大 10円/枚 小 5円/枚	指定券なし	古紙	指定袋なし 無料	指定券なし	筒型乾電池	指定袋なし 無料	指定券なし	蛍光灯 体温計 鏡	指定袋なし 無料	指定券なし	分別区分	指定袋	指定券	可燃ごみ	100円/枚	100円/枚	破碎ごみ	100円/枚	100円/枚	埋立ごみ	100円/枚	100円/枚	粗大ごみ	直接搬入	なし	古紙	原則古紙回収業者への持ち込み、少量の場合は拠点回収	なし
分別区分	指定袋	収集券																																																	
可燃ごみ	大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚																																																	
破碎ごみ	大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚																																																	
埋立ごみ	大 40円/枚 小 20円/枚	40円/枚																																																	
粗大ごみ	指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚																																																	
資源ごみ	大 10円/枚 小 5円/枚	指定券なし																																																	
空きびん	大 10円/枚 小 5円/枚	指定券なし																																																	
古紙	指定袋なし 無料	指定券なし																																																	
筒型乾電池	指定袋なし 無料	指定券なし																																																	
蛍光灯 体温計 鏡	指定袋なし 無料	指定券なし																																																	
分別区分	指定袋	指定券																																																	
可燃ごみ	100円/枚	100円/枚																																																	
破碎ごみ	100円/枚	100円/枚																																																	
埋立ごみ	100円/枚	100円/枚																																																	
粗大ごみ	直接搬入	なし																																																	
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み、少量の場合は拠点回収	なし																																																	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 環境分科会 3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)	協議細目	廃棄物・リサイクル事業
調整の方針	別紙のとおり		
現 況			
出 雲 市	<p>7 ごみ処理業許可手数料 収集運搬業許可申請手数料 8,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 8,000円 処分業許可申請手数料 8,000円 処分業許可更新申請手数料 8,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 8,000円 処分業変更許可申請手数料 8,000円 許可証の再公布申請手数料 3,000円</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 処理手数料) 13円 18リットル当たり 13円 【収集手数料】 出雲市外6市町広域事務組合基本収集手数料 18リットル当たり 156円(出雲市) 168円(平田市) 165円(斐川町) 189円(佐田町) 159円(多伎町) 156円(湖陵町) 156円(大社町)</p> <p>・最低料手数料1回のみ取りが90リットル以下 のときは90リットルに相当する基本収集手数料とする。 ・各市町の市街地から6km以上で組合の定める区域は基本収集手数料の2割増とする。 ・ごみ取りに困難な区域で組合の定める区域は基本収集手数料の1.5割増とする ・ホースの延長が60メートル以上90メートル以下の場合は100円、90メートルを超える場合は200円を加算する。</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>
平 田 市	<p>7 ごみ処理業許可手数料 収集運搬業許可申請手数料 8,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 8,000円 処分業許可申請手数料 8,000円 処分業許可更新申請手数料 8,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 8,000円 処分業変更許可申請手数料 8,000円 許可証の再公布申請手数料 3,000円</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>
斐 川 町	<p>7 ごみ処理業許可手数料 収集運搬業許可申請手数料 8,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 8,000円 処分業許可申請手数料 8,000円 処分業許可更新申請手数料 8,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 8,000円 処分業変更許可申請手数料 8,000円 許可証の再公布申請手数料 3,000円</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>
佐 田 町	<p>7 ごみ処理業許可手数料 収集運搬業許可申請手数料 8,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 8,000円 処分業許可申請手数料 8,000円 処分業許可更新申請手数料 8,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 8,000円 処分業変更許可申請手数料 8,000円 許可証の再公布申請手数料 3,000円</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>
田 町	<p>7 ごみ処理業許可手数料 収集運搬業許可申請手数料 8,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 8,000円 処分業許可申請手数料 8,000円 処分業許可更新申請手数料 8,000円 収集運搬業変更許可申請手数料 8,000円 処分業変更許可申請手数料 8,000円 許可証の再公布申請手数料 3,000円</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>	<p>7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない</p> <p>8 し尿処理手数料(出雲市外6市町広域事務組合) 出雲市外6市町広域事務組合のとおり</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 環境分科会 3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)	協議細目	廃棄物・リサイクル事業
調整の方針	別紙のとおり		
多 岐 市	<p>7 ごみ処理業許可手数料 収集運搬業許可申請手数料 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 3,000円 処分業許可申請手数料 - 処分業許可更新申請手数料 - 収集運搬業変更許可申請手数料 - 処分業変更許可申請手数料 - 許可証の再公布申請手数料 1,000円</p> <p>8 し尿処理手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p>	現 況	<p>7 ごみ処理業許可手数料 収集運搬業許可申請手数料 3,000円 収集運搬業許可更新申請手数料 3,000円 処分業許可申請手数料 - 処分業許可更新申請手数料 - 収集運搬業変更許可申請手数料 - 処分業変更許可申請手数料 - 許可証の再公布申請手数料 -</p> <p>8 し尿処理手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p>
大 社	7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない	大 社	7 ごみ処理業許可手数料 出雲市、平田市の例により合併時に統一する。
町	7 ごみ処理業許可手数料 徴収していない	町	8 し尿処理手数料(出雲市外 6市町広域事務組合) 出雲市外 6市町広域事務組合が定める汚泥再生センター(仮称)の額をもって、新市の手数料とする。

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 環境分科会 3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)	協議細目	廃棄物・リサイクル事業
調整の方針	別紙のとおり		
現 況			
出 雲 市	<p>9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可手数料 8,000円 一般廃棄物収集運搬業更新許可手数料 8,000円 一般廃棄物処分業許可手数料 8,000円 一般廃棄物処分業更新許可手数料 8,000円 許可証の再交付手数料 3,000円</p> <p>10 浄化槽清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>し尿浄化槽清掃業許可手数料 8,000円 し尿浄化槽清掃業更新許可手数料 8,000円 許可証の再交付手数料 3,000円</p> <p>11 資源ごみ回収団体等への助成 【名称】 リサイクル団体の回収補助金 【制度概要】 リサイクル団体の活動によって回収した、資源ごみの回収量に応じて補助金を交付する。 【補助対象】 市民等で構成された団体(自治会、PTA、子供会等) 【対象品目と補助金額】 古紙類 : 5円/kg 空き缶 : 5円/kg リターナブル瓶 : 2円/本</p>	<p>9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>10 浄化槽清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>10 浄化槽清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし</p>	<p>9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>10 浄化槽清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし</p>
平 田 市	<p>9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>10 浄化槽清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし</p>		
斐 川 町	<p>9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>10 浄化槽清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし</p>		
佐 田 町	<p>9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>10 浄化槽清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり</p> <p>11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 環境分科会 3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)	協議細目	廃棄物・リサイクル事業
調整の方針	別紙のとおり		
多	現	況	調整の具体的内容
9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり	9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり	9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり	9 し尿処理業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから 現行のとおりとする。
10 浄化槽/清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり	10 浄化槽/清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり	10 浄化槽/清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合のとおり	10 浄化槽/清掃業許可手数料 出雲市外 6市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから 現行のとおりとする。
11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし	11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし	11 資源ごみ回収団体等への助成 該当なし	11 資源ごみ回収団体等への助成 新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。

出雲地区区合併協議会の調整方針

住民 福祉専門部会 環境分科会 3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)			
協議細目	協 議 細 目			
調整の方針	別紙のとおり			
現 況				
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	町
<p>12 生ごみ処理機等に対する助成 名 称】 生ごみ処理機器購入経費補助金 【補助対象】 生ごみ処理機器(生ごみを分解、減量、堆肥化させるもの) 【補助金額】 1世帯につき2個まで (限度額 1世帯につき30,000円)</p> <p>13 ステーション(収集ボックス)集積場設置に対する助成 名 称】 生ごみ処理機器購入経費補助金 【補助対象】 生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ばかし肥料容器 【補助金額】 購入金額の1/2 (限度額 16,000円)</p>	<p>12 生ごみ処理機等に対する助成 名 称】 生ごみ処理容器等設置費補助金 【補助対象】 生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ばかし肥料容器 【補助金額】 購入金額の1/2 (限度額 20,000円)</p> <p>13 ステーション(収集ボックス)集積場設置に対する助成 名 称】 燃えるごみ収納箱設置費補助金 【補助対象】 燃えるごみ収納箱を設置しようとする自治体等 【補助条件】 設置経費が1万円以上であること。 利用世帯が概ね10世帯以上であること。 と、ただし、分譲宅地等で確実に世帯が増える見込みがある場合を除く。 【補助金額】 補助対象経費の1/2 (限度額 5万円) 利用世帯が20世帯以上 補助対象経費の全額 (限度額 10万円) 【その他】 マンション、アパート等集合住宅、宅地分譲(5世帯以上)区画整理事業も対象とする。</p>	<p>12 生ごみ処理機等に対する助成 名 称】 生ごみ処理機器購入経費補助金 【補助対象】 生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ばかし肥料容器 【補助金額】 購入金額1/2 (限度額 20,000円) 電気式 20,000円</p> <p>13 ステーション(収集ボックス)集積場設置に対する助成 名 称】 生ごみ処理機器購入経費補助金 【補助対象】 生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ばかし肥料容器 【補助金額】 1世帯につき1個まで</p>	<p>12 生ごみ処理機等に対する助成 名 称】 生ごみ処理機器購入経費補助金 【補助対象】 生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ばかし肥料容器 【補助金額】 購入金額1/2 (限度額 20,000円)</p> <p>13 ステーション(収集ボックス)集積場設置に対する助成 名 称】 燃えるごみ収納箱設置費補助金 【補助対象】 燃えるごみ収納箱を設置しようとする自治体等 【補助条件】 設置経費が1万円以上であること。 利用世帯が概ね10世帯以上であること。 と、ただし、分譲宅地等で確実に世帯が増える見込みがある場合を除く。 【補助金額】 補助対象経費の1/2 (限度額 6万円) 【その他】 マンション、アパート等集合住宅、宅地分譲(10世帯以上)区画整理事業も対象とする。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民 福祉専門部会 環境分科会 3-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(環境関係 その1)		協議細目		廃棄物・リサイクル事業	
調整の方針		別紙のとおり					
多 岐 市		現 況		大 社 町		調整の具体的内容	
12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理器設置事業補助金 【補助対象】生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ほかし肥料容器 1世帯につき3個まで 【補助金】購入金額の1/2 (限度額20,000円)	12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理器等設置補助金 【補助対象】生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ほかし肥料容器 1世帯につき2個まで(生ごみ処理機は1個まで) 【補助金】購入金額の1/2 (限度額1世帯につき30,000円)	12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理機(電気、バイオ、コンポスト(他含む)) 1世帯につき3個まで 【補助金】購入金額の1/2 (限度額20,000円)	12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理機等に対する助成 【補助対象】生ごみ処理機(電気、バイオ、コンポスト(他含む)) 1世帯につき3個まで 【補助金】購入金額の1/2 (限度額20,000円)	12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理機等に対する助成 【補助対象】生ごみ処理機(電気、バイオ、コンポスト(他含む)) 1世帯につき3個まで 【補助金】購入金額の1/2 (限度額20,000円)	12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理機等に対する助成 【補助対象】生ごみ処理機(電気、バイオ、コンポスト(他含む)) 1世帯につき3個まで 【補助金】購入金額の1/2 (限度額20,000円)	12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理機等に対する助成 【補助対象】生ごみ処理機(電気、バイオ、コンポスト(他含む)) 1世帯につき3個まで 【補助金】購入金額の1/2 (限度額20,000円)	12 生ごみ処理機等に対する助成 【名称】生ごみ処理機等に対する助成 【補助対象】生ごみ処理機(電気、バイオ、コンポスト(他含む)) 1世帯につき3個まで 【補助金】購入金額の1/2 (限度額20,000円)
13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【名称】廃棄物集積場設置経費補助金 【補助対象】多岐町内に居住する者 【補助条件】町が許可(指定)する廃棄物集積場を設置した場合。 利用世帯が3世帯以上であること 【補助額】補助対象経費の1/3 (限度額5万円)	13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【名称】ごみ収納箱設置補助金 【補助対象】燃えるごみ収納箱を設置しようとする自治会等 【補助条件】町指定のごみ収納箱を購入、設置すること 利用世帯が概ね5世帯以上であること ただし、分譲宅地等で確実に世帯が5世帯以上になる見込みがある場合は、5世帯未満でも対象とする。 【補助額】補助対象経費の1/3 10世帯用の補助額 17,300円又は18,300円(軒数による) 20世帯用の補助額 28,000円	13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【名称】ごみ対策推進補助金 【補助対象】町内会等がごみ箱を設置する事業 【補助条件】規格) 大型 180×90×90 (cm) 小型 上記以外のもの 設置基準) 大型 概ね20世帯に1個 小型 概ね10世帯に1個 【補助額】補助対象経費の2/3 (限度額) 大型 50,000円 小型 33,000円	13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【補助条件】等を次のとおり合併時に統一する。 【補助条件】設置経費が1万円以上。 5世帯以上が利用すること 【補助金額】5世帯～19世帯 = 補助率1/2で上限 5万円 20世帯～29世帯 = 補助率1/2で上限 15万円 30世帯以上 = 補助率1/2で上限 25万円 【その他】5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。 修繕経費は1万円以上を助成対象とする。	13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【補助条件】等を次のとおり合併時に統一する。 【補助条件】設置経費が1万円以上。 5世帯以上が利用すること 【補助金額】5世帯～19世帯 = 補助率1/2で上限 5万円 20世帯～29世帯 = 補助率1/2で上限 15万円 30世帯以上 = 補助率1/2で上限 25万円 【その他】5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。 修繕経費は1万円以上を助成対象とする。	13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【補助条件】等を次のとおり合併時に統一する。 【補助条件】設置経費が1万円以上。 5世帯以上が利用すること 【補助金額】5世帯～19世帯 = 補助率1/2で上限 5万円 20世帯～29世帯 = 補助率1/2で上限 15万円 30世帯以上 = 補助率1/2で上限 25万円 【その他】5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。 修繕経費は1万円以上を助成対象とする。	13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【補助条件】等を次のとおり合併時に統一する。 【補助条件】設置経費が1万円以上。 5世帯以上が利用すること 【補助金額】5世帯～19世帯 = 補助率1/2で上限 5万円 20世帯～29世帯 = 補助率1/2で上限 15万円 30世帯以上 = 補助率1/2で上限 25万円 【その他】5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。 修繕経費は1万円以上を助成対象とする。	13 ステーション(収集ボックス 集積場 設置)に対する助成 【補助条件】等を次のとおり合併時に統一する。 【補助条件】設置経費が1万円以上。 5世帯以上が利用すること 【補助金額】5世帯～19世帯 = 補助率1/2で上限 5万円 20世帯～29世帯 = 補助率1/2で上限 15万円 30世帯以上 = 補助率1/2で上限 25万円 【その他】5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。 修繕経費は1万円以上を助成対象とする。

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 人権・同和分科会 1/2

協議項目	各種事務事業（人権同和関係）の取扱い	協議細目	人権施策基本方針
調整の方針	同和教育啓発基本構想等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、人権施策基本方針の策定に向け、新市において人権問題に関する住民意識調査を実施し、関係者等に参画していただき策定委員会等を設置する。		
現況			
出雲	平田市	斐川町	佐田町
1.人権施策基本方針 出雲市における同和问题啓発 (H11年3月策定)	1.人権施策基本方針 同問題の解決をめざす教育啓発基本構想 (H10年8月策定)	1.人権施策基本方針 同問題・啓発基本構想 (H11年3月作成)	1.人権施策基本方針 佐田町同和教育啓発基本構想 (H13年3月改定)

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 人権・同和分科会 2/2

協議項目	各種事務事業（人権同和関係）の取扱い	協議細目	人権施策基本方針
調整の方針	同和教育啓発基本構想等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、人権施策基本方針の策定に向け、新市において人権問題に関する住民意識調査を実施し、関係者等に参画していただき策定委員会等を設置する。		
現況			
多	現	況	調整の具体的内容
1.人権施策基本方針 多伎町同和教育啓発基本構想 (H11年3月策定)	1.人権施策基本方針 限行の基本方針等】 湖陵町同和问题啓発・教育基本構想 (H11年3月策定)	1.人権施策基本方針 大社町人権問題の啓発・教育に関する基本指針 (H11年3月策定)	同和教育啓発基本構想等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、人権施策基本方針の策定に向け、新市において人権問題に関する住民意識調査を実施し、関係者等に参画していただき策定委員会等を設置する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育文化専門部会 文化・スポーツ分科会 1-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その1)				協議細目
調整の方針	別紙のとおり				
	現況				
	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	
1 指定文化財 国指定 10件 県指定 12件 市指定 47件	1 指定文化財 国指定 11件 県指定 17件 市指定 6件(重美1件を含む)	1 指定文化財 国指定 2件 県指定 4件 町指定 13件	1 指定文化財 国指定 1件 県指定 5件 町指定 6件	1 指定文化財 国指定 1件 県指定 5件 町指定 6件	
2 文化財保護審議会 定数 10人以内 任期 2年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者	2 文化財保護審議会 定数 10人以内 任期 2年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者	2 文化財保護審議会 定数 10人以内 任期 2年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者	2 文化財保護審議会(佐田町文化財調査委員会) 定数 5人 任期 2年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者	2 文化財保護審議会(佐田町文化財調査委員会) 定数 5人 任期 2年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者	
3 文化財等補助金 保存修理事業 平成15年度 本俣遺構保存修理事業 10,000千円	3 文化財等補助金 保存修理事業 該当なし	3 文化財等補助金 保存修理事業 該当なし	3 文化財等補助金 保存修理事業 該当なし	3 文化財等補助金 保存修理事業 該当なし	
維持管理費等補助事業 【建造物】 山田本俣遺構保存補助(市) 30,000円	維持管理費等補助事業 該当なし	維持管理費等補助事業 該当なし	維持管理費等補助事業 該当なし	維持管理費等補助事業 該当なし	
無形民俗文化財】 見々久神楽 30,000円 三台神社投獅子舞 30,000円 荒茅盆踊り 30,000円 野尻大年神社獅子舞 30,000円 宇那手町火守神社獅子舞 30,000円 乙立神楽 30,000円 中野神楽 30,000円 神西神楽 30,000円 市森神社神事花 30,000円 荒茅神楽 30,000円 外圃神楽 30,000円 高見神楽 30,000円	無形民俗文化財】 黒相講 50,000円 保寿寺のクロマツ 50,000円 長寿寺のクロマツ 50,000円 武部のフジ 30,000円 興林寺のタブノキ 30,000円 今在家の築地松 50,000円 福富の築地松 50,000円 原鹿の築地松 50,000円	無形民俗文化財】 黒相講 50,000円 保寿寺のクロマツ 50,000円 長寿寺のクロマツ 50,000円 武部のフジ 30,000円 興林寺のタブノキ 30,000円 今在家の築地松 50,000円 福富の築地松 50,000円 原鹿の築地松 50,000円	無形民俗文化財】 黒相講 50,000円 保寿寺のクロマツ 50,000円 長寿寺のクロマツ 50,000円 武部のフジ 30,000円 興林寺のタブノキ 30,000円 今在家の築地松 50,000円 福富の築地松 50,000円 原鹿の築地松 50,000円	無形民俗文化財】 黒相講 50,000円 保寿寺のクロマツ 50,000円 長寿寺のクロマツ 50,000円 武部のフジ 30,000円 興林寺のタブノキ 30,000円 今在家の築地松 50,000円 福富の築地松 50,000円 原鹿の築地松 50,000円	
無形民俗文化財】 築地松保存整備補助 50,000×4件	無形民俗文化財】 直江一式飾り 展示補助 50,000円	無形民俗文化財】 直江一式飾り 展示補助 50,000円	無形民俗文化財】 直江一式飾り 展示補助 50,000円	無形民俗文化財】 直江一式飾り 展示補助 50,000円	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育文化専門部会 文化・スポーツ分科会 1-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その1)				協議細目
調整の方針	別紙のとおり				
現況					
多	伎	町	湖	陵	町
大	社	町	大	社	町
<p>1 指定文化財 国指定 0件 県指定 2件 町指定 3件</p> <p>2 文化財保護審議会(多伎町文化財専門委員) 定数 3人 任期 3年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者</p> <p>3 文化財等補助金 保存修理事業 該当なし</p> <p>維持管理費等補助事業 該当なし</p>	<p>1 指定文化財 国指定 0件 県指定 1件 町指定 2件</p> <p>2 文化財保護審議会 定数 10人以内 任期 2年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者</p> <p>3 文化財等補助金 保存修理事業 該当なし</p> <p>維持管理費等補助事業 【熊形民俗文化財】 佐志武神社奉納神事華 佐志武神社奉納神事舞</p> <p style="text-align: right;">50,000 円 50,000 円</p>	<p>1 指定文化財 国指定 15件 県指定 31件 町指定 31件 重要美術品 2件 登録文化財 2件</p> <p>2 文化財保護審議会 定数 10人以内 任期 2年 任命 教育委員会 委員構成 学識経験者</p> <p>3 文化財等補助金 保存修理事業 H14~H17 重要文化財日御崎神社保存修理事業 維持管理費等補助事業 該当なし</p>	<p>1 指定文化財 現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 文化財保護審議会 文化財保護法により、新たに設置する。 定数、任期及び委員構成等は新市において調整する。</p> <p>3 文化財等補助金 現行のとおり新市に引き継ぎ、文化財の状況等を踏まえ、新市において速やかに統一する。</p>	調整の具体的内容	文化財事業

出雲地区指定文化財一覽

【国指定】

市町	種別	指定別	認定日	名称	数量	所在地
大社町	建	国宝	S27.3.29	出雲大社本殿附内殿1基、棟札1枚	1棟	杵築東
大社町	工	国宝	S27.3.29	秋野鹿蒔絵手箱	1合	杵築東
大社町	工	国宝	S28.3.31	白糸威鎖(兜・大袖付)	1領	日御碕
出雲市	彫	重文	M35.7.31	木造薬師如来 両脇土像	3躯	東林木町
出雲市	彫	重文	M35.7.31	木造観世音菩薩立像	2躯	東林木町
出雲市	彫	重文	M35.7.31	木造四天王立像	4躯	東林木町
出雲市	工	重文	S33.2.8	金銅観音菩薩像御正体 金銅蔵王権現像御正体 金銅蔵王権現像御正体	3面	野尻町
平田市	絵	重文	M37.2.18	絹本著色山王本地仏像	1幅	別所町
平田市	絵	重文	M43.4.20	絹本著色毛利元就像	1幅	別所町
平田市	絵	重文	M43.4.20	絹本著色一字金輪曼荼羅図	1幅	別所町
平田市	彫	重文	M35.7.31	銅造観世音菩薩立像	2躯	別所町
平田市	工	重文	S13.8.26	銅鐘	1口	別所町
平田市	書	重文	M43.4.20	紙本墨書後醍醐天皇御願文	1巻	別所町
平田市	書	重文	M43.4.20	紙本墨書名和長年執達状 紙本墨書頼源文書(2通)	2巻	別所町
平田市	書	重文	S61.6.6	大般若経(内補写経4帖)	599帖	野石谷町
平田市	考	重文	S13.8.26	石製経筒 附湖州鏡1面	1合	別所町
佐田町	工	重文	T1.9.3	兵庫鎖太刀	1口	宮内
大社町	建	重文	S28.3.31	日御碕神社社殿附地割図1枚ほか	14棟	日御碕
大社町	工	重文	M42.9.21	糸巻太刀 銘光忠	1口	杵築東
大社町	工	重文	S28.3.31	赤糸威肩白鎧(兜・大袖付)	1領	杵築東
大社町	工	重文	S28.3.31	藍革威腹巻	1領	日御碕
大社町	書	重文	S10.4.30	紙本墨書後醍醐天皇宸翰宝剣代繪旨	1巻	杵築東
大社町	書	重文	S10.4.30	紙本墨書後醍醐天皇王道再興繪旨	1巻	杵築東
大社町	書	重文	S10.4.30	紙本墨書宝治二年遷宮儀式注進状	1巻	杵築東
大社町	書	重文	S47.5.30	絹本著色出雲大社并神郷図	1幅	杵築東
大社町	古	重文	S47.5.30	出雲国造北島家文書(306通)	33巻	杵築東
大社町	考	重文	S28.11.14	銅戈・硬玉勾玉	1口 1顆	杵築東
出雲市	史	国	T13.12.9	上塩冶築山古墳	1所	上塩冶町
出雲市	史	国	T13.12.9	上塩冶地蔵山古墳	1所	上塩冶町
出雲市	史	国	T13.12.9	今市大念寺古墳	1所	今市町
出雲市	史	国	S6.11.26	宝塚古墳	1所	下古志町
出雲市	名天	国	S2.4.8	立久恵	1所	乙立町立久恵
出雲市	史	国	H12.3.30	西谷墳墓群	1所	大津町
平田市	史	国	S32.7.27	上島古墳	1所	国富町
平田市	史	国	S32.7.27	猪目洞窟遺物包含層	1所	猪目町
斐川町	史	国	S12.6.15	出西・伊波野一里塚	2所	富村・神水
斐川町	史	国	S62.1.8	荒神谷遺跡	1所	神庭
大社町	天	国	T11.3.8	経島のウミネコ繁殖地	1所	日御碕
大社町	天	国	S9.5.1	日御碕の大ソテツ	1株	日御碕

【県指定】

市町	種別	指定別	認定日	名称	数量	所在地
出雲市	彫	県	S37.6.12	金銅聖観音菩薩立像	1躯	野尻町
出雲市	彫	県	S41.5.31	木造阿弥陀如来坐像	1躯	芦渡町
出雲市	典	県	S49.12.27	出雲風土記	1冊	東園町
出雲市	古	県	S39.5.26	紙本墨書神門寺文書	18点	塩冶町
出雲市	考	県	S36.6.13	塩冶築山古墳出土品	1括	今市町
出雲市	無民	県	S36.6.13	見々久神楽		見々久町
出雲市	無民	県	S62.4.3	三谷神社投獅子舞		大津町
出雲市	工技	県	H3.1.11	筒描藍染	2名	大津町
出雲市	史	県	S34.9.1	放れ山古墳	1所	古志町
出雲市	史	県	S39.5.26	妙蓮寺山古墳	1所	下古志町
出雲市	史	県	S42.5.30	小坂古墳	1所	馬木町
出雲市	史	県	H12.3.28	光明寺三号墓	1所	上塩冶町
平田市	絵	県	S43.6.7	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	別所町
平田市	絵	県	S43.6.7	絹本著色天台大師像	1幅	別所町
平田市	絵	県	S43.6.7	絹本著色釈迦三尊十六善神像	1幅	別所町
平田市	絵	県	S43.6.7	絹本著色不動明王像	1幅	別所町
平田市	絵	県	S43.6.7	絹本著色文殊菩薩像	1幅	別所町
平田市	絵	県	S43.6.7	絹本著色種子両界曼荼羅図	2幅	別所町
平田市	絵	県	S47.7.28	紙本墨画著色書院障壁画	22面	小境町

市町	種別	指定別	認定日	名称	数量	所在地
平田市	絵	県	S47.7.28	絹本着色阿弥陀三尊像	1幅	小境町
平田市	彫	県	S42.5.30	金銅造如来形立像	1躯	別所町
平田市	書	県	S34.9.1	後村上天皇宸筆願文	1幅	別所町
平田市	書	県	S42.5.30	紺紙金泥妙法蓮華経	8巻	別所町
平田市	古	県	S47.7.28	紙本墨書聖徒明麟置文	1通	国富町
平田市	古	県	S50.8.12	紙本墨書鰐淵寺文書	446通 10冊	別所町
平田市	古	県	S50.8.12	紙本墨書徳川家康起請文	1通	別所町
平田市	無民	県	S35.9.30	埴田神社青獅子舞		園町
平田市	無民	県	S49.12.27	多久神社のささら舞		多久町
平田市	無民	県	S53.5.19	宇賀神社の獅子舞		口宇賀町
斐川町	彫	県	S56.6.9	荘厳寺の木造薬師如来坐像	1躯	上荘原
斐川町	有民	県	S45.10.27	富村の屋敷構え	1所	富村
斐川町	有民	県	H7.10.27	出雲平野の衣食住及び生産用具	1087点	荘原町
斐川町	史	県	S43.6.7	神庭岩船山古墳	1基	神庭
佐田町	建	県	S41.5.31	須佐神社本殿	1棟	宮内
佐田町	絵	県	S44.2.18	老女 石橋和訓筆 油絵 麻布	1面	反辺
佐田町	彫	県	S47.7.28	舞楽面 納首利	1面	宮内
佐田町	無民	県	S36.6.13	須佐神社の念仏踊り		宮内
佐田町	史	県	S58.6.7	朝日たたら跡	1所	高津屋
多伎町	彫	県	S38.7.2	金銅造聖観音菩薩座像	1躯	口田儀
多伎町	史	県	S34.9.1	雲州久邑長沢焼窯跡	1基	久村
湖陵町	天	県	S35.9.30	日本海岸におけるハマナス自生西限地	1所	差海
大社町	建	県	S35.9.30	出雲大社銅造鳥居	1基	杵築東
大社町	建	県	S43.6.7	出雲大社楼門	1棟	杵築東
大社町	建	県	S43.6.7	北島国造家四脚門	1棟	杵築東
大社町	建	県	S62.8.18	藤間家住宅附絵図面 1枚ほか	2棟	杵築南
大社町	建	県	H9.3.28	旧大社駅 附棟札他	1棟	北荒木
大社町	絵	県	S47.3.31	紙本金地著色舞楽図	6曲 1双	杵築東
大社町	彫	県	S47.7.28	木造女神座像	1躯	日御碕
大社町	彫	県	S47.7.28	能面 朝倉尉	1面	杵築東
大社町	彫	県	S47.7.28	能面 白式尉	1面	杵築東
大社町	工	県	S37.6.12	鉄砲 清堯作 附銃箱及び関係文書	1括	日御碕
大社町	工	県	S38.7.2	鉄砲 清堯作 附銃箱	1挺	杵築東
大社町	工	県	S43.6.7	天目形金銀盃 附天目台 1脚	2口	杵築東
大社町	工	県	S44.5.23	縹系威肩白四十八間筋兜 附鳩尾板 1枚	1頭	日御碕
大社町	工	県	S44.5.23	薫韋威喉輪	1懸	日御碕
大社町	工	県	S44.5.23	白系威肩紅喉輪	1懸	日御碕
大社町	工	県	S49.12.27	杵築大社舞楽用具	101点	杵築東
大社町	工	県	S53.5.19	二重亀甲剣花菱紋蒔絵文台、硯箱 附外箱 1合	2具	杵築東
大社町	工	県	S55.6.27	梨子地輪宝蒔絵合口拵 附両鑄造剣	1口	杵築東
大社町	工	県	H8.4.26	越前康継作大小刀 2口 梨地大小太刀拵 1組 附 出雲國日御碕太神宮正殿御遷宮次第事	1巻	日御碕
大社町	書	県	S44.5.23	紙本墨書耕雲明魏日御碕社造営勸進記	1巻	日御碕
大社町	書	県	S50.8.12	紙本墨書日御碕神社勸化簿	2帖	日御碕
大社町	典	県	S36.6.13	出雲国風土記(日御碕本)	1冊	日御碕
大社町	古	県	S47.7.28	紙本着色杵築大社境内絵図	1幅	杵築東
大社町	古	県	S47.7.28	紙本着色杵築大社近郷絵図	1幅	杵築東
大社町	古	県	S50.8.12	紙本墨書出雲大社文書	237通 36冊 4帖	杵築東
大社町	考	県	S49.12.27	猪目洞窟遺跡出土遺物	65点	杵築南
大社町	有民	県	S56.6.9	大社町の吉兆(幡)附吉兆原図 1枚	23流	大社町
大社町	無民	県	S56.6.9	大社町の吉兆神事		大社町
大社町	無民	県	S60.4.23	大土地神楽		杵築西
大社町	天	県	S53.5.19	日御碕の黄金孟宗群落	1所	宇竜

【市町指定】

市町	種別	指定別	認定日	名称	数量	所在地
出雲市	建	市	S35.12.21	本陣遺構	2棟	大津町
出雲市	建	市	H9.4.18	出雲屋敷	1棟	浜町
出雲市	絵	市	S35.5.24	明兆筆 百丈禅師像 仏鑑禅師像 臨濟禅師像	3幅	西林木町
出雲市	絵	市	S35.12.21	絹本著色開闢越山祐超和尚頂相	1幅	神西町
出雲市	絵	市	H9.4.18	弘法寺仏画	36幅	下古志町
出雲市	工	市	S57.11.25	双葉葵蒔絵手箱	1点	今市町
出雲市	工	市	S57.11.25	竹園生之意飾香具	1点	今市町
出雲市	書	市	S57.11.25	康曆二年七月二十日筆 倭漢朗詠集 添状 3通	2巻	塩冶町
出雲市	書	市	S57.11.25	和漢朗詠集	2巻	塩冶町
出雲市	書	市	S57.11.25	庭訓往来 至徳三年霜月三日豊前守朝英筆	2巻	塩冶町
出雲市	書	市	S57.11.25	往来物 佐世元嘉筆	2巻	塩冶町
出雲市	典	市	S35.12.21	訂正風土記密勘春日信正著	1冊	知井宮町
出雲市	典	市	S35.12.21	宝曆四年神門郡南方萬指出帳	1冊	知井宮町
出雲市	典	市	S35.12.21	宝曆四年神門郡北方萬指出帳	2冊	知井宮町
出雲市	古	市	S34.8.1	朝山家文書	9点	松寄下町
出雲市	古	市	S35.12.21	神門寺文書	36点	塩冶町
出雲市	古	市	S35.12.21	春日家文書	12点	下古志町
出雲市	古	市	S35.12.21	牛尾家文書	3点	野尻町
出雲市	古	市	H12.5.11	古志家文書	11点	今市町
出雲市	考	市	S35.12.21	神門寺境内出土古瓦	18点	塩冶町
出雲市	考	市	S35.12.21	大念寺古墳出土品	1括	今市町
出雲市	考	市	H10.5.15	山地古墳出土遺物	1括	今市町
出雲市	有民	市	S34.8.1	神楽面	2面	大津町
出雲市	有民	市	S35.12.21	古型獅子頭	1頭	下古志町
出雲市	有民	市	S48.10.23	築地松(出雲屋敷構え)	4所	荒茅町他
出雲市	無民	市	S34.8.1	荒茅盆踊り		荒茅町
出雲市	無民	市	S34.8.1	野尻大蔵神社獅子舞		野尻町
出雲市	無民	市	S34.8.1	宇那手町火守神社獅子舞		宇那手町
出雲市	無民	市	S35.12.21	乙立神楽		乙立町
出雲市	無民	市	S35.12.21	中野神楽		中野町
出雲市	無民	市	S35.12.21	神西神楽奏楽		神西沖町
出雲市	無民	市	S39.6.1	神西神楽		神西沖町
出雲市	無民	市	S46.11.8	市森神社神事花		稗原町
出雲市	無民	市	S48.10.23	荒茅神楽		荒茅町上向
出雲市	無民	市	S55.2.1	外園神楽		外園町
出雲市	無民	市	S56.2.27	高見神楽		西園町
出雲市	史	市	S34.8.1	深田谷横穴	1所	芦渡町
出雲市	史	市	S34.8.1	矢野貝塚	1所	矢野町
出雲市	史	市	S34.8.1	多聞院貝塚	1所	知井宮町
出雲市	史	市	S34.8.1	大寺古墳	1所	東林木町
出雲市	史	市	S34.8.1	塚山古墳	1所	今市町
出雲市	史	市	S35.12.21	福知寺山横穴群	1所	知井宮町
出雲市	史	市	S35.12.21	神門寺境内廃寺跡	1所	塩冶町
出雲市	史	市	S35.12.21	土椋烽跡	1所	稗原町
出雲市	史	市	S35.12.21	鷲が巢城跡	1所	西林木町
出雲市	天	市	S34.8.1	立久恵峡特殊植物群落	1所	乙立町立久恵
出雲市	天	市	S34.8.1	見々久町畑部落暖地性潤葉樹林	1所	見々久町
平田市	建	市	H1.3.27	鱒淵寺根本堂 附棟札 1枚	1棟	別所町
平田市	絵	市	H9.8.28	紙本著色四季耕作図屏風	6曲 1双	国富町
平田市	古	市	H9.8.28	紙本墨書一畑寺文書	4巻	小境町
平田市	考	市	H1.3.27	上島古墳出土品	1括	国富町
平田市	無民	市	H1.3.27	平田一式飾		平田町
平田市	彫	市(重美)	H9.8.28	銅造不動明王像	1軀	別所町
斐川町	彫	町	H3.2.7	永徳寺の木造十一面観音菩薩立像	1軀	学頭
斐川町	彫	町	H3.2.7	栖雲寺の木造天部形立像(大像小像)	2軀	出西
斐川町	無民	町	H4.7.7	直江一式飾		直江町
斐川町	史	町	H2.11.5	小丸子山古墳	1基	学頭
斐川町	天	町	H2.11.5	建部のフジ	1株	三絡
斐川町	天	町	H4.7.7	今在家の築地松	1所	今在家
斐川町	天	町	H4.7.7	福富の築地松	1所	福富
斐川町	天	町	H4.7.7	原鹿の築地松	1所	原鹿

市町	種別	指定別	認定日	名称	数量	所在地
斐川町	天	町	H6.9.7	興林寺のタブノキ	1株	直江町
斐川町	天	町	H6.9.7	長寿寺のクロマツ	1株	名島
斐川町	天	町	H14.1.8	保寿寺のクロマツ	1株	中洲
斐川町	建	町	H13.1.12	原鹿の旧豪農屋敷(江角家)	1棟	原鹿
斐川町	彫	町	H10.9.2	岩野薬師の木造如来形坐像	1躯	上直江
佐田町	工	町	S62.1.1	征矢、雁股、鎗矢	3本	大呂
佐田町	古	町	S48.4.1	石橋家古文書	7通	下橋波
佐田町	無民	町	S48.4.1	原田神楽		原田
佐田町	史	町	S62.1.1	八幡古墳	1所	大呂
佐田町	天	町	S48.4.1	鎌田家の菩提樹	1株	東村
佐田町	天	町	S62.1.1	郷城の桂の木	1株	朝原
多伎町	彫	町	H9.2.5	木造毘沙門天立像	1躯	久村
多伎町	彫	町	H9.2.5	木造如意輪観世音菩薩座像	1躯	小田
多伎町	考	町	H9.9.12	弥生(初痕付着壺形)土器	1箇	小田
湖陵町	無民	町	S59.12.1	佐志武神社神事舞		差海
湖陵町	無民	町	S59.12.1	佐志武神社神事華		差海
大社町	絵	町	S43.7.2	絹本著色真言八祖像	8面	杵築東
大社町	絵	町	S43.7.2	紙本墨画龍図襖	6面	杵築東
大社町	絵	町	S43.7.2	紙本著彩高土図襖		
大社町	絵	町	S43.7.2	紙本著彩虎図襖	4面	杵築西
大社町	彫	町	S43.7.2	紙本墨画龍図襖		
大社町	彫	町	S43.7.2	木造大日如来坐像	1躯	杵築東
大社町	彫	町	S43.7.2	木造不動明王立像	1躯	杵築東
大社町	彫	町	S45.3.6	木造十王坐像	10躯	杵築北
大社町	彫	町	S45.3.6	木造設彩青面金剛立像 附宮殿式厨子	1躯	杵築東
大社町	彫	町	S45.3.6	木造設彩脇童子立像 附板厨子	2躯	杵築東
大社町	彫	町	S45.3.6	木造設彩三神猿	3躯	杵築東
大社町	考	町	S43.7.2	原山遺跡出土品	1括	杵築南
大社町	考	町	S43.7.2	南原遺跡出土品	1括	杵築南
大社町	考	町	S43.7.2	稲佐遺跡出土品	1括	杵築南
大社町	考	町	S43.7.2	修理免本郷遺跡出土品	1括	杵築南
大社町	考	町	S43.7.2	鹿蔵山遺跡出土品	1括	杵築南
大社町	考	町	S43.7.2	奉納山出土塚塚遺物	1括	杵築南
大社町	考	町	S43.7.2	修理免神光寺旧跡出土品	1括	杵築南
大社町	考	町	S45.3.6	阿部荒神社跡出土品	1括	鷺浦
大社町	有民	町	S43.7.2	獅子頭	1面	遥堪
大社町	有民	町	S43.7.2	常香盤	1台	杵築東
大社町	有民	町	S45.3.6	大社御賑操座本御免札	1枚	杵築東
大社町	有民	町	S45.3.6	江戸時代捕縛用具	6点	杵築南
大社町	史	町	S60.3.6	荒木集落発祥の地 附 古文書1通 伝大楯七兵衛画像1幅	1所	中荒木
大社町	史	町	S60.3.6	出雲大社参道の松並木	1所	杵築東
大社町	天	町	S45.2.1	コマチダケの叢生	1所	中荒木
大社町	天	町	S45.2.1	奉納山の乳房イチョウ	1株	杵築北
大社町	天	町	S48.5.1	ヤマモモの群生	8株	日御碕
大社町	天	町	S48.5.1	ヤマモモの群生	4株	日御碕
大社町	天	町	S48.5.1	クロガネモチの大樹	2株	修理免
大社町	天	町	S49.8.8	中山のトウツバキ	2株	日御碕
大社町	天	町	S54.10.22	フランス海岸松	7本	中荒木
大社町	天	町	H3.3.19	命主社のムクノキの大樹	1株	杵築東
大社町	天	町	H3.3.19	乗光寺の大イチョウ	1株	杵築東

【重要美術品】

市町	種別	指定別	認定日	名称	数量	所在地
大社町	工	重美	S15.2.13	刀 銘奉納出雲国日御碕靈神 小野繁慶	1口	大社町
大社町	工	重美	S17.12.16	銅製鱧口	1口	大社町
平田市	彫	重美	S17.5.30	銅造不動明王像	1躯	平田市

【登録文化財】

市町	種別	指定別	認定日	名称	数量	所在地
大社町		登録	H8.12.20	一畑電鉄出雲大社前駅舎		大社町
大社町		登録	H8.12.20	いなさ会館(旧島根県立第三中学校講堂)		大社町

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)										協議細目	学校教育事業																																			
調整の方針	別紙のとおり																																														
現況																																															
調整の具体的内容																																															
1 小学校の校区の設定																																															
(平成15年5月1日現在、()はうち特殊学級数)																																															
出雲市			平田市			斐川町			佐田町			多伎町			湖陵町			大社町																													
1 今市小学校 児童数 413 学級数 17(5)	1 平田小学校 児童数 471 学級数 15(1)	1 庄原小学校 児童数 470 学級数 17(2)	1 蓮田小学校 児童数 102 学級数 7(1)	1 岐久小学校 児童数 163 学級数 7(1)	1 湖陵小学校 児童数 318 学級数 13(1)	1 大社小学校 児童数 322 学級数 13(1)	2 大津小学校 児童数 646 学級数 22(3)	2 瀬分小学校 児童数 220 学級数 9(1)	2 出東小学校 児童数 273 学級数 10	2 須佐小学校 児童数 136 学級数 7(1)	2 田傳小学校 児童数 58 学級数 8(2)	(湖陵小学校若松分校) 児童数 1 学級数 1	2 荒木小学校 児童数 378 学級数 14(2)	3 上津小学校 児童数 110 学級数 8(2)	3 国置小学校 児童数 185 学級数 8(1)	3 西野小学校 児童数 614 学級数 19(1)	3 通理小学校 児童数 150 学級数 8(2)	4 塩田小学校 児童数 931 学級数 31(4)	4 西田小学校 児童数 81 学級数 8	4 中野小学校 児童数 395 学級数 15(3)	4 鷺鷥小学校 児童数 4 学級数 3	5 神戸川小学校 児童数 638 学級数 21(3)	5 鱈淵小学校 児童数 36 学級数 5(1)	5 日御崎小学校 児童数 63 学級数 7(1)	6 高松小学校 児童数 599 学級数 20(2)	6 鱈淵小学校瀬目分校 児童数 3 学級数 2	7 長浜小学校 児童数 271 学級数 14(2)	7 久美小学校 児童数 170 学級数 8(2)	8 四路小学校 児童数 612 学級数 21(3)	8 榑山小学校 児童数 101 学級数 6	9 高浜小学校 児童数 206 学級数 9(3)	9 東小学校 児童数 172 学級数 8(2)	10 北郷小学校 児童数 567 学級数 19(1)	10 北浜小学校 児童数 59 学級数 6	11 朝山小学校 児童数 109 学級数 7(1)	11 揖漕小学校 児童数 14 学級数 3	12 乙立小学校 児童数 42 学級数 5(1)	12 佐香小学校 児童数 124 学級数 7(1)	13 神原小学校 児童数 119 学級数 6	13 伊勢小学校 児童数 98 学級数 7(1)	14 神西小学校 児童数 268 学級数 13(2)	14 神西小学校 児童数 268 学級数 13(2)	選別校区制度あり	区域外通学基準あり	校区の交錯、内規運用あり	区域外就学あり	特認校制度あり 校区外、区域外基準あり
1 小学校の校区の設定 一部で実施している選択校区制度、特認校制度及びスクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																															

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)						協議細目	学校教育事業
調整の方針	別紙のとおり							
現況								
2 中学校の校区の設定	(平成15年5月1日現在、()はうち特殊学級数)							
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町		
1 第一中学校 生徒数 646 学級数 21(3)	1 平田中学校 生徒数 620 学級数 18(2)	1 斐川東中学校 生徒数 388 学級数 11 2 斐川西中学校 生徒数 552 学級数 17(2)	1 佐田中学校 生徒数 158 学級数 6	1 多伎中学校 生徒数 140 学級数 7(1)	1 湖陵中学校 生徒数 169 学級数 6 (湖陵中学校若松分校) 生徒数 7 学級数 1	1 大社中学校 生徒数 492 学級数 16(3)		
2 第二中学校 生徒数 556 学級数 18(3)	2 旭丘中学校 生徒数 198 学級数 7(1)							
3 第三中学校 生徒数 589 学級数 19(2)	3 光中学校 生徒数 76 学級数 4(1)							
4 河原中学校 生徒数 389 学級数 14(2)	4 佐香中学校 生徒数 67 学級数 4(1)							
5 浜山中学校 生徒数 488 学級数 16(2)								
6 南中学校 生徒数 172 学級数 7(2)								
選択校区制度あり	区域外通学基準あり							
調整の具体的内容	2 中学校の校区の設定 一部で実施している選択校区制度、スクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。							

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目		協議細目	
各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)		学校教育事業	
別紙のとおり			
現 況			
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町
<p>3 校区外通学許可基準 指定学校変更 出雲市立小学校及び中学校の通学区域に関する事務処理要 領に基づき許可している。</p> <p>許可基準】 (1) 保護者が、教育委員会が別に定める選択校区該当地域 内に住所を有する場合。 (2) 児童生徒の保育上必要と認めるとき。 (3) 児童生徒の身体の障害又は虚弱のため、指定した学校 へ通学することが困難と認めるとき。 (4) 児童生徒に対する教育的配慮上必要と認めるとき。 (5) 保護者が近い将来、他の校区に転居することが確実に 認めるとき。 (6) その他特に必要と認めるとき。</p> <p>区域外就学 指定学校変更に準ずる。</p>	<p>3 校区外通学許可基準 指定学校変更 規則と事務処理要領で定められており、保護者からの申請が教 育委員会で承認されることが必要である。</p> <p>許可基準】 (1) 児童生徒の保育上必要と認めるとき。 (2) 児童生徒に対する教育的配慮上必要と認めるとき。 (3) 保護者が近い将来、他の校区に転居することが確実に 認めるとき。 (4) その他特別の事情があると認めるとき。</p>	<p>3 校区外通学許可基準 指定学校変更 保護者から指定学校変更申出があった場合、指定学校変更 通知書という形で許可している。</p>	<p>3 校区外通学許可基準 許可基準なし</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)	協議細目
調整の方針	別紙のとおり	
現況		
多 岐 町	湖 陵 町	大 社 町
<p>3 校区外通学許可基準 許可基準なし</p>	<p>3 校区外通学許可基準 許可基準なし</p>	<p>3 校区外通学許可基準 指定学校変更 校区外、区域外通学の許可基準5項目の基準を設けている。 【許可基準】 (1)児童生徒の保育上必要と認めるとき (2)児童生徒の身体障害又は虚弱のため、指定した学校へ通学することが困難と認めるとき (3)児童生徒に対する教育的配慮上必要と認めるとき (4)保護者が近い将来、他の校区に転居することが確実と認めるとき (5)その他特に必要と認めるとき</p>
		<p>3 校区外通学許可基準 出雲市の例により合併時に統一する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)	協議細目	学校教育事業
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
出雲市	平市	斐川町	佐田町
<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>対象施設 小学校 14校 中学校 6校</p> <p>整備計画の有無 (あり)</p> <p>校舎の老朽度(既設建物の建築年入補助資格及び地域事情等を勘案し、教育施設建設年次計画を策定している。財政課が策定する中期財政計画と調整を図りながら、3年サイクルで見直しをかけ、向こう10年計画を策定している(直近では、平成14年8月から10月にかけて平成23年までの計画を策定)。</p> <p>現況 棟別では約150棟、面積では111,180m²を保有している。昭和の時代に建築した施設も半数は現存している。改築に至るまでの間を、特に、この3か年で年間2億円(幼稚園含む)を予算化し、要修繕箇所を解消している(それまでは、概ね1億円前後の予算額。) なお、統廃合を含む再編計画は今のところ考えていない。</p> <p>耐震診断 国の通達により3か年で実施する予定(診断後の改築等については未定)。・・・約30棟</p>	<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>対象施設 小学校 13校 中学校 4校</p> <p>整備計画の有無 (あり)</p> <p>小学校については、建築後30年以上経過した校舎等が多く、年次計画による建替え、改修等を予定しているが、施設整備にあたっては、統合再編を含めた新築等について検討する必要があると考えている。 中学校については、今後の生徒数の動向等を勘案し、将来的には統合の方針であり、これに伴う施設の新増築等を予定している。</p> <p>現況 ほとんどの学校(特に、小学校)は、校舎、体育館ともに老朽化がかなり進んでおり、緊急性の高いものから逐次予算化して修繕(一般財源のみ)しているが、修繕が追いつかず、抜本的な改修を迫られているのが実情である。</p> <p>耐震診断 診断経費の問題、診断後の取扱い等の問題から、現時点では未定である。</p>	<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>対象施設 小学校 4校 中学校 2校</p> <p>整備計画の有無 (あり)</p> <p>中期財政計画と調整を図りながら、教育施設の建設を計画している。</p> <p>現況 小学校では、大規模改修の未施工校があり、かなり老朽化している。体育館、プールもかなりの年数が経過し老朽化している。 中学校は、建築後15年経過校があり、いろいろ備んできず、小修繕が多々発生している。</p> <p>耐震診断(予定) 16年度 小学校 2校 17年度 小学校 2校</p>	<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>対象施設 小学校 2校 中学校 1校</p> <p>整備計画の有無 (あり)</p> <p>佐田中学校 14年度から教育委員を中心に建築についての検討を進めている。15年度には、正式な建設検討委員会を設置し、新築に向けた方向性(場所、校舎概等)を協議していく。 18年度設計、用地取得、19~20年度建設を予定。</p> <p>現況 佐田中学校 調査すれば危険校舎になる見込み。 窪田小学校 耐震診断、大規模改修事業を終えており、現行特に整備計画なし。 須佐小学校 築後20年が経過している。</p> <p>耐震診断 佐田中学校 対象施設ではあるが、新築を計画しているため、実施予定はない。 窪田小学校 耐震診断、大規模改修事業を終えている。 須佐小学校 対象外である。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)	協議細目	学校教育事業
調整の方針			
別紙のとおり			
現況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容
<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>対象施設 小学校 2校 中学校 1校</p> <p>整備計画の有無 (あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年度 田備小学校大規模改造事業 ・22年度 多伎中学校大規模改築事業 <p>現況 小学校(S38・39年度建築)1校については、築後40年を経過しようとしており早期改築を必要としている。</p> <p>耐震診断 対象校: 城久小学校 (改築を予定しているため実施予定はない。)</p>	<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>対象施設 小学校 1校 中学校 1校</p> <p>整備計画の有無 (あり)</p> <p>第4次湖陵町総合振興計画(平成15年度～平成24年度)による、中学校の改築、改修等計画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 18年度: 湖陵中学校校舎、改修等改修事業 24年度: 湖陵小学校校舎等改築事業 25年度: 湖陵小学校校舎等改築事業 26年度: 湖陵小学校プール等改築事業 <p>現況 小学校(S48年建築)は、築後30年を経過し老朽化しており、校舎・体育館・屋外プールの建て替え等、年次的建築計画を具体化させる時期にきている。</p> <p>中学校(S58年建築)は、耐震診断しなくてもよい施設となっているが、現況では校内LAN、空調設備整備など、未整備(小学校未整備)な箇所があり、小学校とあわせ早急な対応が必要である。</p> <p>耐震診断 16年度計画: 湖陵小学校</p>	<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>対象施設 小学校 5校 中学校 1校</p> <p>整備計画の有無 (あり)</p> <p>教育施設整備5か年計画 施設の老朽化に伴い、15年度から向こう5年間の新・教育施設整備5か年計画を定めて修繕工事を実施</p> <p>学校の机の新JIS規格化計画</p> <p>現況 ほとんどの学校施設で老朽化が進み、緊急性の高いものから逐次修繕をしているが、修繕箇所が多岐修繕が追いつかない状況である。</p> <p>耐震診断 17年度に実施予定 荒木小学校舎、屋体 運埴小学校舎、屋体 観鷺小 屋体</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 4-3

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)		協議細目	学校教育事業
調整の方針	別紙のとおり			
現 況				
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	町
<p>課題</p> <p>増築時における単独分実施の有無 耐震診断の実施及び診断後の改築等 学校敷地の考え方(遊歩及び恒常的不足面積) プール改築の考え方(全小中学校保有)</p> <p>参考</p> <p>神戸小学校整備事業 ・15年度 屋体改築 ・16年度以降引き続き 校舎増改築・大規模改造・プール改築</p> <p>四絡小学校整備事業 ・15年度 校地拡張のための用地取得 ・16年度以降 校舎増改築・大規模改造</p> <p>第二中学校整備事業 ・15年度 屋体改築・プール改築 ・16年度以降引き続き 校舎増改築・大規模改造</p> <p>第三中学校校地移転事業 ・15年度 測量調査 造成設計 ・16年度以降引き続き 用地取得 造成・プール改築</p> <p>長浜小学校プール改築事業 ・16年度 実施設計・プール改築</p>	<p>課題</p> <p>小学校については、建築後30年以上経過した校舎等が多く、年次計画による建替え、改修等が必要である。施設整備にあたっては、統合再編を含めた新築または大規模改修を検討する必要がある。</p> <p>中学校については、今後の生徒数の動向等を勘案し、将来的には統合の方針であり、これに伴う施設の増築等が必要である。</p> <p>職員室等に空調設備のない学校が多くあり、今後施設整備を実施する際にあわせて設置する考えであるが、年次的な施設整備計画の状況によっては、空調設備の整備を早める必要がある。</p> <p>参考</p> <p>・15年度 一般改修事業(一般財源)のみ ・16年度 平田中学校増築事業(予定) 普通教室等の増築を計画している。 ・17年度 未定</p>	<p>課題</p> <p>小学校では、老朽化により大規模改修や体育館、プールが耐用年数がきており改修が必要。 中学校では、グラウンドが腐んでいて整備が必要。</p> <p>参考</p> <p>中部小学校大規模改修事業 ・16年度 実施設計 ・17年度 建築 西野小学校グラウンド整備事業 ・16年度 実施設計 ・17年度 造成 舗装</p>	<p>課題</p> <p>校庭の排水が悪く特に佐田中学校では、降雨時池の状態になる。小学校でも次第に悪くなっており、今後対策が必要である。</p> <p>参考</p> <p>須佐小学校 大規模改修事業を実施する予定。 ・16年度 設計 ・17年度 改造</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 4-4

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その1)		協議細目
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
多 伎 町	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐久小学校 (S38・39年度建築)は老朽化が進み、改築が必要となっている。 ・ 田藤小学校 (S57・58年度建築)及び多伎中学校 (S59・60年度建築)は、今後老朽化の状況を勘案しながら大規模改造する必要がある。 <p>参考</p> <p>岐久小学校改築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度 実施設計 ・18～19年度 改築 	<p>課題</p> <p>小学校校舎、屋根、屋外ブールの建替え 中学校屋体の内部改修等</p>	<p>大 社 町</p> <p>課題</p> <p>小学校は、築後25年以上経過が3校(築後40年以上経過が1校あり、いずれも老朽化が進み、今後早い時期の改築あるいは大規模改修等が必要である。 中学校は、築後20年ではあるが、外壁等の傷みが進み屋根や外壁等の改修が必要である。</p> <p>参考</p> <p>大社小学校改築事業(総事業費 約2.0億円)</p> <p>危険校舎として受理され、新增改築事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年度 屋根、ブール ・15～16年度 校舎 ・17年度 屋外学習施設、外構 <p>遥堤小学校</p> <p>補助資格面積に対し保有面積が小さく特別教室を確保できない状況にある。増築を含めた検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年度 検討 ・16年度 設計 ・17年度 工事
調整の具体的内容	<p>4 学校施設の整備計画</p> <p>各市町の整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。</p>		

小学校の通学区域

【小学校】

出雲市

学校名	通学区域
今市小学校	今市町、今市町北本町、今市町南本町
大津小学校	大津町、大津新崎町、大津朝倉一丁目、大津朝倉二丁目、大津朝倉三丁目
上津小学校	上島町、船津町、西谷町
塩冶小学校	塩冶町、上塩冶町、天神町、塩冶有原町、塩冶神前一丁目、塩冶神前二丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前四丁目、塩冶神前五丁目、塩冶神前六丁目、塩冶町南町一丁目、塩冶町南町二丁目、塩冶町南町三丁目、塩冶町南町四丁目、塩冶町南町五丁目、医大南町一丁目、医大南町二丁目、医大南町三丁目、塩冶原町一丁目、塩冶原町二丁目
神戸川小学校	芦渡町、下古志町、知井宮町、神門町、古志町
高松小学校	高松町、白枝町、松寄下町、浜町、下横町
長浜小学校	荒茅町、西園町、東園町、外園町、長浜町
四絡小学校	小山町、矢野町、姫原町、大塚町、渡橋町、姫原一丁目、姫原二丁目、姫原三丁目、姫原四丁目
高浜小学校	矢尾町、日下町、里方町、平野町、常松町、江田町、八島町
北陽小学校	武志町、荻杼町、稲岡町、中野町、高岡町、東林木町、西林木町
朝山小学校	馬木町、馬木北町、朝山町、所原町、見々久町
乙立小学校	乙立町
稗原小学校	稗原町、野尻町、宇那手町
神西小学校	東神西町、西神西町、神西沖町、神西新町、大島町

平田市

学校名	通学区域
平田小学校	平田町（平田町の下古川の町内を除く。）西平田町
灘分小学校	灘分町、島村町、出島町、平田町の下古川の町内
国富小学校	美談町、西代町、国富町、口宇賀町
西田小学校	西郷町、本庄町、万田町、奥宇賀町
鱒淵小学校	河下町、別所町、唐川町
鱒淵小学校猪目分校	猪目町
久多美小学校	東郷町、東福町、久多見町、野石谷町、上岡田町
檜山小学校	岡田町、多久谷町、多久町、園町の日の出町内
東小学校	園町（日の出町内を除く。）、鹿園寺町、小境町
北浜小学校	小津町、十六島町、釜浦町
塩津小学校	塩津町、美保町
佐香小学校	三津町、小伊津町、坂浦町
伊野小学校	地合町、野郷町、美野町

斐川町

小学校名	通学区域
荘原小学校	斐川町大字学頭・荘原町・神庭・三絡・上庄原 （上庄原の北田波自治会の児童生徒及びその地域内の児童生徒を除く）
出東小学校	斐川町大字沖洲・中洲・黒目・三分市・坂田
西野小学校	斐川町大字阿宮・出西・神氷・求院・併川・富村・名島・鳥井・上直江 （上直江の大島、寺前、メイプル1・2自治会の児童生徒及びその地域内の児童生徒を除く）
中部小学校	斐川町大字直江町・福富・美南・原鹿・今在家と、上直江の大島、寺前、メイプル1・2自治会、上庄原の北田波自治会の児童生徒及びその地域内の児童生徒

佐田町

小学校名	通学区域
窪田小学校	佐田町大字一窪田・佐津目・毛津・高津屋・下橋波・上橋波・東村・八幡原
須佐小学校	佐田町大字朝原・宮内・原田・大呂・反辺・吉野

多伎町

小学校名	通学区域
岐久小学校	多伎町大字小田・多岐・久村
田儀小学校	多伎町大字神原・奥田儀・口田儀

湖陵町

小学校名	通学区域
湖陵小学校	湖陵町全域

大社町

学校名	通学区域
大社小学校	大社町大字杵築東・杵築南・杵築西（字湊原を除く）・杵築北
荒木小学校	大社町大字中荒木・北荒木・修理免・杵築西字湊原
遥堪小学校	大社町大字遥堪・菱根・入南
鵜鷺小学校	大社町大字鷺浦・鵜峠
日御碕小学校	大社町大字日御碕・宇龍

中学校の通学区域

【中学校】

出雲市

学校名	通学区域
第一中学校	今市町、今市町北本町、今市町南本町、大津町、大津新崎町、大津朝倉一丁目、大津朝倉二丁目、大津朝倉三丁目、上島町、船津町、西谷町
第二中学校	塩冶町、上塩冶町、天神町、塩冶有原町、塩冶神前一丁目、塩冶神前二丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前四丁目、塩冶神前五丁目、塩冶神前六丁目、塩冶町南町一丁目、塩冶町南町二丁目、塩冶町南町三丁目、塩冶町南町四丁目、塩冶町南町五丁目、医大南町一丁目、医大南町二丁目、医大南町三丁目、塩冶原町一丁目、塩冶原町二丁目、古志町
第三中学校	小山町、矢野町、姫原町、大塚町、渡橋町、姫原一丁目、姫原二丁目、姫原三丁目、姫原四丁目、矢尾町、日下町、里方町、平野町、常松町、江田町、八島町、武志町、荻杼町、稲岡町、中野町、高岡町、東林木町、西林木町
河南中学校	芦渡町、下古志町、知井宮町、神門町、東神西町、西神西町、神西沖町、神西新町、大島町
浜山中学校	高松町、白枝町、松寄下町、浜町、下横町、荒茅町、西園町、東園町、外園町、長浜町
南中学校	馬木町、馬木北町、朝山町、所原町、見々久町、乙立町、稗原町、野尻町、宇那手町

平田市

学校名	通学区域
平田中学校	平田町、西平田町、灘分町、島村町、出島町、美談町、西代町、国富町、口宇賀町、西郷町、本庄町、東郷町、東福町、久多見町、野石谷町、上岡田町
旭丘中学校	岡田町、多久谷町、多久町、園町、鹿園寺町、小境町、地合町、野郷町、美野町
光中学校	万田町、奥宇賀町、河下町、別所町、唐川町、猪目町、小津町、十六島町、釜浦町、塩津町、美保町
佐香中学校	三津町、小伊津町、坂浦町

斐川町

中学校名	通学区域
斐川東中学校	斐川町大字学頭・荘原町・神庭・三絡・上庄原(上庄原の北田波自治会の児童生徒及びその地域内の児童生徒を除く)・沖洲・中洲・黒目・三分市・坂田
斐川西中学校	斐川町大字阿宮・出西・神水・求院・併川・富村・名島・鳥井・上直江・直江町・福富・美南・原鹿・今在家、上庄原(上庄原の北田波自治会の児童生徒及びその地域内の児童生徒)

佐田町

中学校名	通学区域
佐田中学校	佐田町全域

多伎町

中学校名	通学区域
多伎中学校	多伎町全域

佐田町

中学校名	通学区域
湖陵中学校	湖陵町全域

大社町

中学校名	通学区域
大社中学校	大社町全域

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	米づくりの基本方針
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
出雲	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずも農協と連携しながらコシヒカリの5月下旬植え付けを推進し、稲作こよみによる基本技術励行を徹底 ・消費者が安全な米を安心して購入できるようトレーサビリティシステム導入を検討中 ・その他 ・H15年度において売れる米づくりのあり方、方策等を検討する予定 	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の新たな米政策改革大綱により、売れる米づくりが今後の農業施策の最重要課題となっている。現在、セーフティー（安心・安心）&クオリティー（高品質）による産地確立を目指し、ひかわ米Jのブランド化に向けて取り組みを強化している。 ・その他 	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県JAの主催するシンポジウム等に参加する。 ・堆肥を活用した、付加価値型の米生産を推進。 ・生産管理については、JAにより15年度より農家を指導。 ・作付け時期、防除、カメムシ退治については、JAの指導を受け実施。 ・良質米S等級の導入（5から6年前）精粒80パーセント以上の米について、S等級にランク上げ、1袋当たり1等米より250円高値で買い取る仕組み。（町の補助はなし）JAで対応 ・その他
	平田市	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずも農協と連携しながらコシヒカリの5月下旬植え付けを推進し、稲作こよみによる基本技術励行を徹底 ・消費者が安全な米を安心して購入できるようトレーサビリティシステム導入を検討 ・その他 ・「売れる米」とは何か、「米づくりのあるべき姿」とは何かから検討をはじめめる。 	
	斐川町		
	佐田町		
関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	米づくりの基本方針
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
多 岐 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>基本方針</p> <p>県、JAの方針に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずも農協と連携しながらコシヒカリの5月下旬植え付けを徹底 ・消費者が、安全な米を安心して購入できるよう、トレーサビリティシステムを導入 ・その他 	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずも農協と連携しながらコシヒカリの5月下旬植え付けを推進している ・その他 	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずも農協と連携し稲作ごよみによる基本技術の励行を図る。 ・消費者が、安全な米を安心して購入できるよう、トレーサビリティシステムを導入 ・良質米の推進は、県のがんばる補助金を活用し支援 ・上瀬堤集落営農組合、園山茂（八南西） ・その他 ・米政策改革大綱へ対応するための検討委員会を計画 	<p>米政策の改革に伴い、平成15年度において米づくりの基本方針となる地域水田農業ビジョン（売れる米づくり、米に代わる産地づくりの方針等）を作成することになっている。</p> <p>2市5町の中に、いずも農協と斐川町農協の2つの農協があり、組合の運営方針、農業振興方針等に多少違いがある。特に、米づくり、生産調整、米に代わる産地づくり（麦、大豆）等に違いがあり、短時間での調整は困難である。</p> <p>平成15年度に農協単位（2市4町と斐川町）で策定する地域水田農業ビジョンを、新市に引継ぐ。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 2-1

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	米づくりの推進体制
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
出雲市	基本的にJA県普及部に委ねている。 また、出雲地方米づくり推進本部主催の稲作担当者会において、事業方針・進捗状況の確認および検証を行っている。 * 出雲地方米づくり推進本部 2市5町、JAいずも、JAひかわ、出雲地区農業共済組合、食糧事務所、出雲農林振興センター	斐川町	佐田町
<p>名称 出雲・韮川営農対策協議会により推進 構成 出雲農林振興センター、出雲市農林振興課、平田市農山村整備課、佐田町産業振興課、多伎町産業振興課、湖陵町経済課、大社町農林振興課、いずも農協で構成 内容 (1) 良質米生産の取り組み（品種構成の是正、多品種導入の検討、組織防除体制づくり） (2) いずも米の販売戦略について</p>	<p>名称 斐川町産米改良協会 構成 会長：JA常務 副会長：JA常務 理事 町長 初役、食糧事務所出雲支所長、農林振興センター農畜指導課長、各地区振興区長代表（6人）、各地区生産委員代表（6人）、監事、監査委員（1名）、JA代表監査委員（1名）により推進している。</p>	<p>名称 斐川町産米改良協会 構成 会長：JA常務 副会長：JA常務 理事 町長 初役、食糧事務所出雲支所長、農林振興センター農畜指導課長、各地区振興区長代表（6人）、各地区生産委員代表（6人）、監事、監査委員（1名）、JA代表監査委員（1名）により推進している。</p>	<p>・JA指導員による指導。 ・佐田町採種組合（稲作研究会）</p>
関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	米づくりの推進体制
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
調整の具体的な内容	2市5町に、いづれも農協と斐川町農協2つの農協があり、農協単位で体制づくりを行うべきか、検討する必要がある。 平成16年度需給調整システムの改正に伴い、平成15年度に農協を単位とする地域水田農業ビジョンの推進体制を整備し、新市に引継ぐ。		
町農業技術員、県、JA	現況		
	<p>名称 出雲・漕川営農対策協議会により推進</p> <p>構成 出雲農林振興センター、出雲市農林振興課、平田市農山村整備課、佐田町産業振興課、多伎町産業振興課、湖陵町経済課、大社町農林振興課、いづれも農協で構成</p> <p>内容 (1)良質米生産の取り組み(品種構成の是正、多品種導入の検討、組織防除体制づくり) (2)いづれも米の販売戦略について</p>	<p>名称 出雲地方米づくり本部</p> <p>構成 出雲農林振興センター、出雲市、平田市、斐川町、佐田町、湖陵町、大社町、いづれも農協、斐川農協で構成</p> <p>内容 (1)良質米生産の取り組み(品種構成の是正、多品種導入の検討、組織防除体制づくり) (2)いづれも米の販売戦略について (3)生産調整 (4)麦等の生産</p>	<p>名称 出雲地方米づくり本部</p> <p>構成 出雲農林振興センター、出雲市、平田市、斐川町、佐田町、湖陵町、大社町、いづれも農協、斐川農協で構成</p> <p>内容 (1)良質米生産の取り組み(品種構成の是正、多品種導入の検討、組織防除体制づくり) (2)いづれも米の販売戦略について (3)生産調整 (4)麦等の生産</p>
			行政の具体的な取り組みとしては、主に広報活動を担当している。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	米づくり支援策
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
出雲	市	斐川町	佐田町
該当なし	<p>稲作経営体(育成事業) 大規模水稲耕作者への助成 水稲作付面積 5ha~7ha 40,000円 7ha~10ha 60,000円 10ha以上 90,000円</p> <p>※ブランド化計画(策定事業) 稲作経営体グループへの助成 計画策定費助成 50,000円(初年度のみ)</p> <p>その他 県事業(しまね良質米生産担い手育成事業)を活用</p>	<p>特色ある米作り事業であいかも米の技術確立を図っている。また、長崎ララコープ等に向けて消費拡大のPRを行っている。</p> <p>斐川町特色ある米作り推進協議会 事務局:斐川町農業協同組合米穀課 構成員:出雲農林振興センター(4名)斐川町農林振興課(3名)斐川町農業協同組合(4名)斐川町あいかも稲作部会(1名)で構成</p>	<p>特色ある佐田米生産のため、水田への堆肥散布に対する助成制度。(平成12年度から) 10アール当たり500kgの投入量を基準とし、500kg当たり1,200円の助成(500kg当たり1ha格7,230円(散布込み)) 米生産等級S等級の導入</p>
関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	米づくり支援策
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
該当なし 県単事業を活用	該当なし	該当なし	<p>2市5町に、いげも農協と斐川町農協2つの農協があり、それぞれの農協単位で米づくり支援を行っていくべきか、検討する必要がある。</p> <p>平成15年度に農協の単位で、地域水田農業ビジョンの達成に向けた支援策を検討し、新市に引継ぐ。 2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。</p>
調整の具体的内容			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 5 2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い		協議細目	地域水田農業ビジョン
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。			
現況				
多岐	町	湖 陵	大 社	町
今後の米に対する国等の政策の進め方によっては、大さく状況が変わるが、山間部の条件不利地の水田の荒廃を極力抑えるような施策が必要である。 具体的には転作目標面積等の一律配分等のやり方は農地は勿論集落の荒廃を招く恐れがある。 出雲地域全体の共通的な課題と、各地域ごとの課題に分けて整理をする必要がある。 生産調整対象水田面積は地籍図により全域把握している。	湖陵町水田農業推進協議会 審議内容・配分面積、とも補償の内容等の決定 H114年転作率：39.3% 湖陵町生産調整推進協議会 水田農業推進協議会で決定した生産調整方針の実施機関 町内9地区に代表委員を設置・集落ごとに生産調整推進委員を配置34人（集落数：31）	大社町水田農業推進対策協議会 審議内容・配分面積、とも補償の内容等の決定 H115年転作率：41.6% 大社町水田農業推進対策集落推進委員会 水田農業推進協議会で決定した生産調整方針の実施機関 集落ごとに水田農業推進対策集落推進委員を配置49人（集落数：49）	米政策改革大綱へ対応するために新たな検討委員会を計画している。この委員会において、今後の町の水田経営と特産作物への変換を協議検討する。	生産調整の推進体制、転作率、地域ごとの傾斜配分の有無、地域とも補償の内容、地域とも補償への助成、農地データの管理方法、水田農業振興計画等が異なるので、市町間の調整を図る必要がある。 生産調整は、関係する農業者が多いため、生産者の間に不公平感が生じる可能性があるため、調整には特に慎重を要する。 現在、国においては米政策の抜本的見直しが進められており、平成16年度から数量配分の新方式が導入される予定である。新方式スタートに併せ、とも補償や経営確立助成など生産調整に関する補助金等が見直されることになっており、数年先が予測しにくい状況となっている。 農協単位で、平成15年度に策定し、新市に引継ぐ。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 6 1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い			協議細目	生産調整目標面積の配分
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。				
現 況					
出 雲	市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	
<p>推進体制 水田農業推進協議会においてガイドライン、転作配分率、配分の方法、地域とも補償について決定(毎年1月)</p> <p>配分面積 H15年配分面積:1,035ha H15年転作率:41.4%</p> <p>配分方法 農振平坦地域、農振中山間地域、用途地域の3区分で傾斜配分</p>	<p>推進体制 水田農業推進協議会においてガイドライン、転作配分率、配分の方法、地域とも補償について決定(毎年1月)</p> <p>配分面積 H15年配分面積:710.11ha H15年転作率:42.8%</p> <p>配分方法 一律配分 考慮事項 ・最小限10aの水稲耕作ができるよう配慮 ・台帳面積10a以下の場合、割当ゼロ。 ・10.1~17.4aの場合、台帳面積・10aを割当</p> <p>調整方法 基本的に地区内で調整</p>	<p>推進体制 生産調整割り当て前年9月(秋)時作物対応に、農林事務局において次年度生産調整に関わるガイドライン案を独自の算出により決定。水田農業推進協議会の承認を受け、振興区長会を通じ、農家に次年度生産調整ガイドラインを提示する。</p> <p>国の配分決定を受け、12月に農林事務局において生産調整に関わる転作配分率・地域とも補償案について決定し、1月の水田農業推進協議会に諮り、振興区長会を通じ農家に正式な生産調整内容を提示する。</p> <p>配分面積 H15年度配分面積:924.97ha H15年転作率:39.65% H14年転作実績:104.1%</p> <p>配分方法 一律配分 (ただし、水稲作付可能面積10a以上となるよう調整)</p> <p>調整方法 基本的に振興区内での調整をお願いしているが、地域とも補償事業において、転作受委託事業を実施し、全町での調整を図っている。 委託料:12,000円/10a 受託料:11,000円/10a</p>	<p>割当面積 1,403,303㎡</p> <p>・配分については、地域の実情を考慮する。 考慮する内容 傾斜度 採種の生産</p>		
【関係事例】					

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 6 2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	生産調整目標面積の配分
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
多岐	町	湖陵	町
<p>推進体制 水田農業推進協議会（旧農生産組合長会）においてガイドライン、転作配分率、転作配分率、配分の方法、地域とも補償について決定（毎年1月）</p> <p>配分面積 H15転作配分面積 50.8ha 生産調整率 37.8%</p> <p>H14実施面積 51.5ha 配分方法 目標面積は、前年の転作実施面積割合により配分。対象水田面積は、いちじく植栽、高齢化による不作付け等により超過達成のため、全町の集落間調整により決定。</p>	<p>推進体制 水田農業推進協議会においてガイドライン、転作配分率、配分の方法、地域とも補償について決定</p> <p>配分面積 H15配分面積 :56.74 H15転作率 :39.8%</p> <p>H14年配分面積 :56.74ha 実績 :58.06ha</p> <p>配分方法 一律配分 調整方法 基本的に地区内で調整</p>	<p>推進体制 水田農業推進協議会においてガイドライン、転作配分率、配分の方法、地域とも補償について決定</p> <p>配分面積 H15年配分面積 :97.65ha （水田台帳面積 234.67ha） H15年転作率 :41.6%</p> <p>配分方法 地域傾斜配分は実施していない。 町内ごとに調整標準的町内41.9% 畑地化が進んでいる町内は実面積を配分 水稲作付面積1ha以上の認定農業者、及び2ha以上の農家並びに上遥塔営農組合については緩和措置をとる。（平成15年度7ha）</p>	<p>調整の具体的内容 農協単位で行う地域水田農業ビジョンの作成に併せ、新たな生産調整目標数量の設定、配分等の方針を定め、新市に引継ぐ。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7 1

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	転作促進事業補助金
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
出雲市	<p>転作定着化推進事業 市(4.5%)、JA(4.5%)、生産者(1.0%)で7億円の転作定着化事業基金を積み立て、基金利子により転作の推進、機械・設備に対する助成等ハード・ソフト事業を実施 H16年度で事業終了予定 H17年度予算：17,623千円 水田農業経営確立対策事業 3,280千円 麦団地化推進事業 1,000千円 園芸用ハウス推進事業 2,500千円 乾田化推進事業 860千円 キヤッツリ刈り-育成事業 2,410千円 野菜価格安定事業 1,000千円 転作用機械等助成事業 3,778千円 等</p>	斐川町	佐田町
平田市	<p>【農落営農組織育成事業】 【農業集団経営体育成事業】 転作団地化と集団化を組み合わせた事業 70,000円～200,000円</p>	斐川町	佐田町
関係事例			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7 2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	転作促進事業補助金
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
多岐	町	町	町
地域とも補償で対応 特産振興事業で対応	地域とも補償で対応	該当なし	水田農業ビジョンの産地づくり推進交付金の使途等を定める中で、農協単位で調整を図る。 2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。
調整の具体的内容			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 8 2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	調整の具体的内容
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
調整の状況	現 況		
多岐	<p>【秋田管農推進協議会】 構成員 管農組合長、農業委員、いずも農協、出雲地区農業共済組合、食糧事務所</p> <p>推進員 管農組合長会 10人 (町内10集団で全域をカバー、申告書配布、取りまとめ等を行う。)</p>	<p>【湖陵町水田農業推進協議会】 委員の構成(18名) 町長、議会(議長、経済建設常任委員長)、農業委員会、土地改良区理事長、農振センター(農業振興課長・農畜産指導課長)、いずも農協中央支店長、食糧事務所支所長、生産調整推進協議会各地区代表</p> <p>地区協議会 湖陵町生産調整推進協議会 集落数：37 委員数：37名</p>	<p>【大社町水田農業推進協議会】 12月実施 委員の構成 大社町、大社町議会、食糧事務所、出雲農林振興センター、いずも農業協同組合、大社町農業委員会、出雲地区農業共済組合、大社町土地改良区、大社町農政同盟、大社町農業青年会議、集落営農代表者、認定農業者代表者で構成 委員数 13人</p> <p>地区協議会 大社町水田農業推進対策集落推進協議会 2月末実施 委員数：49人 集落数：49</p>
【推進委員報酬】 会議出席報酬 6,300円 費用弁償 1,000円 集団入推進費(報奨費20,000円) 現地確認賃金 8,000円/日	<p>【推進委員報酬】 委員手当(代表委員のみ)日額 4,900円 地区委員(賞金として支給)日額 4,900円 確認賃金：日額 5,900円</p>	<p>【推進委員報酬】(平成14年度) 年間報酬 8,000円/人 集落会議費 戸当り400円 転作現地確認 1回 1,000円 面積割 0.17円/m² 1人当り平均金額 16,600円</p>	<p>【推進体制】 農協ごとに推進体制を組織し、新市に引継ぐ。</p> <p>【推進委員報酬】 水田農業ビジョンの策定に併せて調整を図る。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 9 1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目		地域とも補償事業
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。			
現況				
出雲市	市からの拠出なし(データをJAに提供)	平田市	斐川町	佐田町
<p>事業内容</p> <p>全国とも補償からの補償金、地区達成加算金を地域とも補償に組み入れ、作物の種類により補償金額に差を設け、奨励作物には厚く配分。1ha以上団地化された場合には加算金を交付</p> <p>キャベツ:25,000円 麦:25,000円 そば:25,000円 ジャガイロ:25,000円 一般作物:12,000円 野菜:11,000円 永年性作物:15,000円 青刈り:9,500円 調整水田:9,500円 実績算入:5,500円 1ha 団地加算:10,000円 2ha 団地加算:14,000円 H13年度実績:198,678円</p>		<p>事業内容</p> <p>全国とも補償事業からの補償金、地区達成加算金を地域とも補償事業に加え、JAにて運営。転作物等への段階式配分、地域内調整など行っている。</p> <p>全国とも補償拠出金 4,000円/10a 水稲作付面積 地域とも補償拠出金 5,000円/10a 水田面積 町・JA助成金 各10,000,000円</p> <p>斐川町とも補償事業内容 水田活用推進費(一般作物・特例作物・永年性作物・景観形成作物) 5,000円/10a 特例作物推進対策費(供販出荷の特例作物・永年性作物) 10,000円/10a 調整水田対策費 5,000円/10a 高度利用促進対策費(一般作物・特例作物の2作物目に加算) 5,000円/10a 秋播転作物推進費(秋播転作物で配分面積を超過した営農組合・地区) 8,000円/10a(H14年度のみ) 転作委託料 12,000円/10a 転作受託料 11,000円/10a</p> <p>H16年度以降事業実施の有無 事業内容等の見直しは必要であるが、引継ぎ実施する方向で検討中。</p>	<p>と補償制度についてもほぼ全戸が加入している。地域とも補償制度の基準統一が必要であるが各市町の作物推進方向が違つたため慎重に検討が必要。</p> <p>全国とも補償拠出金 4,000円/10a-x 水稲作付面積 地域とも補償拠出金 4,000円/10a-x 転作物面積 奨励作物:52,167円 xロン・フロッキー・大國芋 青ネギ・アスパラガス 一般作物:22,167円(含飼料) 特例作物:12,167円 など 団地加算(20a以上) 25,000円/10a-上限 地域とも補償基金負担金 1,300千円</p>	
【関係系例】	H16年度以降事業実施の有無 補償金額を見直し、引き続き実施を検討中			

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目		各種事務事業(農林関係)の取扱い		協議細目		地域とも補償事業			
調整の方針		水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。							
調整の具体的な内容		水田農業ビジョンの策定に伴せ、農協ごとに調整し、新市に引継ぐ。							
協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	地域とも補償事業	協議細目	地域とも補償事業	協議細目	地域とも補償事業		
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。	調整の具体的な内容	水田農業ビジョンの策定に伴せ、農協ごとに調整し、新市に引継ぐ。	調整の具体的な内容	水田農業ビジョンの策定に伴せ、農協ごとに調整し、新市に引継ぐ。	調整の具体的な内容	水田農業ビジョンの策定に伴せ、農協ごとに調整し、新市に引継ぐ。		
多岐	事業内容 全国とも補償からの補償金、地区達成加算金を地域とも補償に組み入れ、作物の種類により補償金額に差を設け、奨励作物には厚く配分。 基金 拠出 多岐町 500,000円 農協 500,000円 水稲作付(全国)、転作(実績算入除く)面積で拠出 4,000円/10a 全国とも補償に上乗せ 果樹(いちじく新規植栽)、JA 幹旋品販売目的の種苗に上乗せ助成 営農集団計画策定助成 20,000円/集団 H16以降の実施の有無 転作の超過達成や、集団的転作・麦、大豆の作付に適さずメリツがないため、今後の助成の仕組みによるが、廃止の方向も含め検討中。	現況	地域とも補償 全国とも補償からの補償金、地区達成加算金を地域とも補償に組み入れ、作物の種類により補償金額に差を設け、奨励作物には厚く配分。 ブドウ:30,000円 麦・大豆:18,000円 飼料作物・特例作物:10,000円 一般作物・永年作物・景觀作物・調整水田・自己保 全管理:5,000円 H17年度実績:1,462千円(町拠出332千円)	町	地域とも補償 全国とも補償からの補償金、地区達成加算金を地域とも補償に組み入れ、作物の種類により補償金額に差を設け、奨励作物には厚く配分。 ブドウ:30,000円 麦・大豆:18,000円 飼料作物・特例作物:10,000円 一般作物・永年作物・景觀作物・調整水田・自己保 全管理:5,000円 H17年度実績:1,462千円(町拠出332千円)	社	とち補償の拠出金については、JAと同額の70万円。 基金予算総額 4,748,000円 平成15年度推進費(10a) メロン・青ネギ・ピーマン 20,000円 新規永年作物(ぶどう) 20,000円 麦・大豆 22,000円 飼料作物 12,000円 その他一般作物 11,000円 特例作物(その他野菜) 11,000円 永年性実績算入(ぶどう) 10,000円 永年性(ぶどう除く) 12,000円 永年性実績算入(ぶどう除く) 10,000円 新規永年性(ぶどう除く) 10,000円 青刈り稲 13,000円 調整水田 9,000円 自己保全管理 9,000円 自己保全管理(実績算入) 7,000円 ただし、平成14年度実績により補正	町	とち補償の拠出金については、JAと同額の70万円。 基金予算総額 4,748,000円 平成15年度推進費(10a) メロン・青ネギ・ピーマン 20,000円 新規永年作物(ぶどう) 20,000円 麦・大豆 22,000円 飼料作物 12,000円 その他一般作物 11,000円 特例作物(その他野菜) 11,000円 永年性実績算入(ぶどう) 10,000円 永年性(ぶどう除く) 12,000円 永年性実績算入(ぶどう除く) 10,000円 新規永年性(ぶどう除く) 10,000円 青刈り稲 13,000円 調整水田 9,000円 自己保全管理 9,000円 自己保全管理(実績算入) 7,000円 ただし、平成14年度実績により補正

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 10 1

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	産地づくり推進交付金
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現況			
出雲市	平市	斐川町	佐田町
水田農業ビジョン 平成15年10月を目途に、今後の水田農業ビジョン、事業内容等を定める予定 事業内容	現時点では不明	新たな米政策改革大綱にともない、地域水田農業ビジョンの中で産地づくり推進交付金の使途及び助成水準を決定することとなっている 現在、斐川町地域水田農業ビジョン策定にあたり、地域農業ビジョン策定プロジェクト（構成：県農林振興センター・農業振興課・農業普及部 町農林振興課・農業委員会・農業公社・JA営農部各課の係長以上）により検討を進めており、平成15年8月に基本的方針、12月に助成水準、内容等を決定する予定である。	
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 10 2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	産地づくり推進交付金
調整の方針	水田農業の推進並びに米の生産調整に関する基本的方針および支援策等については、平成15年度に農協を単位として地域水田農業ビジョンを策定する中で定め、新市に引継ぐ。 この場合、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る。		
現 況			
多 岐	町	湖 陵 町	大 社 町
水田農業ビジョン 平成15年10月を目前に、今後の水田農業ビジョン、事業内容等を定める予定	H16からの産地づくり推進交付金の詳細については、今後検討	水田農業ビジョン 県レベルの検討委員会の日程と検討内容を踏まえ、平成15年6月中を目標に大社町の検討委員会を立ち上げ、協議検討する。 事業内容 今後検討	地域水田農業ビジョンの策定に併せ、農協ごとに産地づくり推進交付金(産地づくり対策)の交付基準等を定め、新市に引継ぐ。
調 整 の 具 体 的 内 容			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 11 1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目		がんばる島根農林総合事業上乘せ補助
調整の方針	新市に移行後、2市5町のそれぞれのニーズ、特色に合った新たな制度として再編する。			
現況				
出雲	市	平田市	斐川町	佐田町
<p>〔対象事業〕 生産活動支援事業(フット)、担い手支援事業、生産振興事業 (農産振興事業、園芸振興事業、畜産振興事業)、環境にやさしい農業条件整備事業 (上乘せ補助率) 2/12</p>	<p>がんばる島根上乘せ 1.担い手支援事業 2/12 2.生産振興事業 2/12 農産振興事業 1/12 園芸振興事業 2/12 畜産振興事業 2/12 3.特認事業 1/12 それそれ以内補助 14863千円</p>	<p>がんばる島根上乘せ補助 全般 2/12 町推進品目上乘せ 1/12 特認事業 1/12</p>		
関係条例)				

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 11 2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	調整の具体的内容
調整の方針	新市に移行後、2市5町のそれぞれのニーズ、特色に合った新たな制度として再編する。		
現況			
多岐	町	社	町
園芸振興事業(末端補助率12分の8) 基盤整備12分の1 施設整備12分の3 農産振興事業(末端補助率12分の6) 施設整備12分の2	湖 陵 町 がんばる島根上乗せ補助 全般 2/12	大 社 がんばる事業の上乗せ 基本1/12 県の上乗せ補助のない地域(中山間地以外) 1/12加算 (地域間格差は設けない。)	現在の制度は、平成16年度までとなっており、17年度以降事業内容、対象者、補助率等が変わる可能性がある。 また、2つのJAがあり、地域の実情、特色が異なっているため、重点振興作物や市町上乗せの考え方、補助率等にバラつきがあり、調整が難しい点もある。 新市に移行後、2市5町のそれぞれのニーズ、特色に合った新たな制度として再編する。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 4 1

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	地産地消の推進事業
調整の方針			
米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業については、新市に引き継ぐこととし、合併後新市の基本方針、背景を検討する中で推進を図る。			
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>【米消費拡大対策】 学校給食会に対し地元産コシヒカリ購入費の差額を助成する。 H15年度予算 1,298千円</p> <p>【地産地消】 推進方針 消費者の安心志向に応え、生産者と消費者との相互理解、信頼関係ができること、農産物の安定的需要の確保、地域農業の活性化につながること等から、顔の見える販売に代表される取り組みを推進する方針</p> <p>取組み内容 有人・無人市等産直市場での販売（18）、学校給食での食材利用、量販店での自然乾燥米等の販売、宅配販売、観光農園・オーナー制度などの取り組みを実施 市町が中心となって実施する事業イベント そば振興事業地場産そばを使った真正正紹出雲そばのブランド化を図るため、観光産業と連携しそばの栽培を推進する。生産物を出雲そば店に供給するとともに、そばを活用したアグリビジネス育成を図る。</p>	<p>【米消費拡大対策】 該当なし 売れる米の安定供給及び販路拡大等について推進していく必要がある。 また、地産地消の取り組みに併せ、学校給食等への供給やご飯を中心とした日本型食生活の普及など特色ある消費拡大対策を講ずる必要がある。</p> <p>【地産地消】 JA、給食センターと連携し、地元の野菜を使うことで検討中平田うまいもん大市の開催</p>	<p>【米消費拡大対策】 該当なし 平成16年からの新たな米政策に向かい、早急に農林事務局内で売れる米づくりプロジェクトの設立が必要。</p> <p>【地産地消】 推進方針 消費者の食への安全安心のニーズが高まる一方で、農産物の価格の低下により生産者は厳しい環境に置かれている。こうした中において、町内で消費される農産物を町内で生産することを主体に、斐川町における食料自給率を基に、関係団体、組織、農業者が連携した地産地消のシステムを構築していく</p> <p>取組み内容 食のまちづくり計画策定委員会（委員数20名） 食のまちづくり計画策定、具体的施策の検討 斐川町食料自給率の算定 斐川町農産物ブランド化プロジェクト 学校給食食材導入プロジェクト 公的施設・社食食材導入プロジェクト 地元市場活性化プロジェクト 農業ふれあい推進プロジェクト 食と農の拠点プロジェクト 町が中心となって実施するイベント ひかわ農業フェスティバル(年2回) 地元農産物のPRとともに地元産大豆製豆腐等農産物加工品の紹介を実施</p>	<p>【米消費拡大対策】 JA、橋渡アグリセンター(農事組合法人)、グリーンワーク(集落営農組織)の三者により、学校給食センターに納入する佐田町産米穀の入札を行っている。 ・直販市場(備前市場)で町内産米穀の販売を行っている。 ・各集落営農組織で、販売。</p> <p>【地産地消】 推進方針 小規模、高齢化、担い手不足の中で、少量多品種を振興し、女性、高齢者の労働力と生産技術を活用し、楽しみながら元気な特産品を生産、大規模、大量生産とひと味違う野菜生産を行う。中山間のイメーヅを生かし、新鮮、昔ながらの手作り生産、こまめな手作業を加えることによる、薬剤の排除、安全、安心の推進を行う。</p> <p>取組み内容 認証野菜制度の導入 平成15年度より実施 まただがネットの組織化及び支援 平成14年度組織化 2,012千円の支援 サポートセンターの設置と支援 平成14年度設置 学校給食利用拡大 平成13年度より利用 農業生産総合事業 ハウス、生産技術研修の補助 15年度予算 1,353千円 堆肥利用促進、認証野菜生産促進、地力増進対策 15年度予算 2,000千円 13年度実績 6,000千円 いきがい農業実践計画策定委員会 島根大学 いきがい農業計画策定委託 アンテナショップの建設、支援 平成14年度 建設 平成15年度 広告料の支援 町が中心となって実施するイベント こつとこいまつり 1回/年</p>
関係条列			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 4 2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	地産地消の推進事業
調整の方針	米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業については、新市に引き継ぐこととし、合併後新市の基本方針、背景を検討する中で推進を図る。		
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
<p>【米消費拡大対策】 該当なし</p> <p>【地産地消】 道の駅朝市の取り組み 学校給食への地元野菜利用（補助なし）</p>	<p>【米消費拡大対策】 学校給食会への地元産コシヒカリは、H15から実施するが、特に助成は考えていない。</p> <p>【地産地消】 湖陵がんばる市を中心に国道9号沿いで産直市がある。他には、かんしょ関係の直売所がある。がんばる市は、立ち上げ時に補助を行なったが、その後の運営補助等は行っていない。また、その他地産地消については、学校給食への地元食材（米等）の利用は行なっている。ただし、補助等はない。</p>	<p>【米消費拡大対策】 米消費の拡大施策として、学校給食の米飯給食を取組んでいる。 精白米 週2回（H14 8,598g） アルファーマー米（町内生産） 週1回</p> <p>【地産地消】 学校給食では毎月20日を「大社食材の日」と設定ぶどうについてはぶどう部会が支援</p> <p>産直市 5団体が実施。 ぶどう観光農園 1園</p>	<p>【米消費拡大対策】 学校給食での地元産米の消費は、全市町で実施されているが、補助金を交付しているのは出雲市のみである。米の生産調整と絡めた消費拡大策として、米だけを特別扱いして補助金を交付するのは、問題があるのではないかと、補助金を交付する場合は、地産地消の観点からも、米だけでなく、重点振興品目も実施すべきではないか。</p> <p>【地産地消】 現在は、市町が直接関わっている事業は多くないが、地産地消の取り組みが近年急速に活発化しており、斐川町のようにならぬように平成15年度以降に事業化されることも考えられる。</p> <p>生産振興を図るため、地場産農畜産物の学校給食での使用を一層進める取り組みの強化と事業化を検討する時期に来ている。</p> <p>米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業については、新市に引き継ぐこととし、合併後新市の基本方針、背景を検討する中で推進を図る。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 13 2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目
調整の方針	当面現行のとおり（継ぎ、合併後、新市で条例化を含め「食のまちづくり」について検討する。	
現況		
多 岐 町	該当なし	大 社 町
多 岐 町	該当なし	観光商工サイトで神在御膳、真菰御膳、みさき井の開発 出雲地区産直市 ネットワークへの参加（2団体） 地産地消協力店 高根ワイナリー
多 岐 町	該当なし	斐川町では、平成14年度に基本構想を定め、企業立地的要素を含む食のまちづくりの取り組みが行われているが、基本条例については15年度制定を予定されており、今後具体化される状況である。 当面現行のとおり（継ぎ、合併後、新市で条例化を含め「食のまちづくり」について検討する。
調整の具体的内容		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 14 2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	バイオマス活用対策
調整の方針	各市町の現在の取り組みを、新市に引き継ぎ、合併後、バイオマスの利活用のあり方、その具体策等を検討する中で推進を図る。		
現況			
多	伎	町	調整の具体的内容
該当なし	湖	町	<p>斐川町で、ひまわりを使ったバイオ・ディーゼル燃料化、佐田町では、木質バイオマスの利活用について平成15年度に検討を進められるが、構想段階で不確定、不確定な点があり、具体化は今後の展開次第である。また、国のバイオマス・ニッポン総合戦略が、昨年12月策定され、各市町で検討され始めている。</p> <p>各市町の現在の取り組みを、新市に引き継ぎ、合併後、バイオマスの利活用のあり方、その具体策等を検討する中で推進を図る。</p>
	陵	社	
	大	町	
	該当なし		

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目		特産物の振興事業
調整の方針		現況		
出雲市		平田市	斐川町	佐田町
<p>【特産物の開発】 21世紀農業生産技術研究協議会(委員14名) 新たな特産品開発のための研究組織 島根大学、島根県、農協、大同青果、出雲市の専門家、職員で構成。 【特産振興事業】 重点振興作物 施設栽培:ぶどう、なし、青ネギ、いちご、メロン、菊、シクラメン 露地栽培:キャベツ、ブロッコリー、アスパラガス、麦、そば 市町単独事業(事業内容等、がんばる島根を除く) (1)アグリサポートセンター支援事業 アグリサポートセンターにより労働力不足を解消し、地域の特性を生かした産地づくりを推進(人件費等の一部補助) その他 H15年度以降に新規事業を検討中</p>	<p>【特産物の開発】 食の邑、構想 (財)地域経済振興センターにより、食品開発等を実践し、地域における食品産業の振興と雇用拡大、第一産業と市内食品製造業との連携による地産地消の推進、生産調整や生産価格の底上げを目指して事業の展開を行っている。 現在までに、何種類かの試験開発を実施しているが、その他として、貧資源の有効利用と生産者収益の向上の観点から、副産物などの利用も模索中である。 【特産振興事業】 重点振興作物 柿、ブロッコリー、青ネギ、シクラメン、肉用牛、乳用牛 振興作物 花卉、アスパラガス、いちじく、ぶどう、菌床椎茸、麦、大豆 市町単独事業 平田市地域農業特別対策事業 H13年度 市・JAより各15,000円補助(事業内容等) ・ハード事業:特産物の生産拡大、生産性、品質向上に係る機械・施設に対する助成(補助率:4/12~6/12) ・ソフト事業:新規作目の調査、新品種の試験研究並びに市場調査や販売促進等PR活動に要する経費に対し助成(補助率:6/12~12/12)</p>	<p>【特産物の開発】 組織化はなし。 必要に応じて、関係団体(町・JA普及部の農林事務局体制中心)で随時構成。 現在、JA斐川町と連携しながらひまわり油を用いた加工商品の開発に取り組もうと計画。 【特産振興事業】 重点振興作物 (がんばる島根農林総合事業で生産基盤の強化を図るため、取り組んでいる品目) 土地利用型作物:水稲、麦、大豆、ひまわり、玉葱、キャベツ 露地園芸品目:土耕トマト、葉たばこ、チューリップ球根、菊、玉葱苗 施設園芸品目:水耕トマト、いちご、青ネギ、ぶどう、切花、シクラメン、鉢花類、野菜苗 市町単独事業 (1)やろ特産支援事業 趣旨:重点園芸作物目の生産振興を推進し特色ある安定的な農業経営の確立を目指す。 対象作物:玉葱、キャベツ、ぶどう、青ネギ、いちご 補助率:1/2以内(町)1/4、JA)1/4) H15当初予算 総事業費 8,000円 町補助金 2,000円 JA助成金 2,000円 事業内容 ・面積要件:玉葱10a以上、キャベツ10a以上、ぶどう10a以上、青ネギ年間作付6a以上、いちご5a以上 対象者:生産拡大に意欲のある農業者 事業種目 ぶどう改植(ぶどう)、生産に必要な施設、機械の導入(全対象作物、事業費10万円以上)、生産に必要な客土・排水施設等の整備(全対象作物、事業費10万円以上)、がんばる事業等の優先調整</p>	<p>【特産物の開発】 特定農山村支援事業(基金の取り崩し事業15年度で終了)を活用して、第三セクター(株式会社すずばる企画)に商品開発を委託 【特産振興事業】 佐田町農業生産総合事業補助金(15年度予算) ・地力増進事業(堆肥購入補助金)2,000円 50袋以上購入の場合 1袋100円 (単価360円/袋) ・野菜生産活動事業 ハウス建設助成 1,100円 限度額:10万円/1人当たり (小型ハウス)1/2以内 ・技術研修助成(研修費等助成) 250円 1グループ50千円以内または経費の1/2以内 ・サポートセンター運営委託料 年間2,212千円(14年度実績) 農業生産販売サポートセンターは、町内にある野菜の生産組織を仲介すると共に、生産、仕入れ、販売に伴う事務を担当すると共に、センターの経営事務を担う。運営経費は、町が主体となり行っている。アグリサポートセンターに委託費を払いアグリサポートセンターは、JAに賃金を払いJAが臨時職員を雇い事務を行っている。事務所はJA佐田支店内に設置している。 職員の賃金・手当等はJAが助成 振興作物 本町の振興作物は、従来から、水稲・メロン・大芋・ブロッコリー・青ネギ・キウが指定されていたが、面積、生産量に限りがあることから、振興の考え方を改めて、少量であっても一定の生産技術を満たした作物を振興作物として取り組む考えである。ある一定の技術とは、農地への堆肥の投入量、化学肥料の低減、農薬の使用量について一定の基準を定めその基準を満たしたもの。 野菜認証制度 上記の振興作物の基準を満たした物は、町が認証し、認証シールを貼り付け、付加価値を高める。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 16 2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	産業専門部会 農林水産分科会 16 2
出雲	市	現況	特産物の振興事業
出雲	市	平田市	佐田町
出雲	市	斐川町	町
		<p>事業実施年度:H14~H16 今後の課題 3か年ごとの継続事業で、新市になってモ小回りのきく補助事業として要望はあるだろうが、JAとの共同事業であることから管内限定事業となる。</p> <p>(2)玉葱・キャベツ栽培面積拡大支援対策事業 趣旨:国の野菜産地指定を受けている玉葱・キャベツは、輸入野菜の急増による単価安や国の本作物化策により重加算された転作助成金で面積拡大する。大田団地のなかにあつて、生産意欲の減退、栽培ほ場の確保も問題となる。そこで、収益性の向上に資して、産地指定の存続に寄与する。</p> <p>対象作物:玉葱、キャベツ 補助率:基準額15,000円/10a</p> <p>事業内容 ・面積要件:いずれも10a以上の栽培者 ・事業種目:共販出荷における平均出荷量を基準とし、収量に応じて増減額を生じさせ、受益者の増産意欲を高める。その額は予算の範囲内において別途定める。</p> <p>事業実施年度:H13~H16</p> <p>(3)チューリップ栽培面積拡大支援対策事業 趣旨:チューリップフェスティバルなど斐川町の顔として県内外に広く認知されているチューリップは、輸入攻勢で出荷球根の価格が低迷し、またバイラス病の多発によって出荷量の減少を招くなど生産意欲が減退していることから、生産者の意欲向上の一助として支援する。</p> <p>対象作物:チューリップ球根 補助率:15,000円/10a</p> <p>事業内容 ・面積要件:10a以上の栽培者 ・事業種目:前年作付面積に対して栽培推進の助成を行う。その額は予算の範囲内において別途定める。</p> <p>事業実施年度:H13~H16</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 16 3

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目		特産物振興事業
現況				
出雲	市	平田市	斐川町	佐田町
			<p>(4)チューリップ球根導入支援事業 趣旨:ウイルス病の多発や輸入球根の増大に伴い、生産意欲の減退を招き、生産面積が減少の一途をたどっている。産地の再生と発展を図り農業所得を安定確保するために、高品質球根の導入により再生産を図ることとし、その支援を行う。</p> <p>対象作目:チューリップ球根 補助率:チューリップ球根費の1/2以内 事業内容 植え付け当該年度のチューリップ球根の購入にかかる球根費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。 事業実施年度:H13~H15</p> <p>その他 広大な農地の基盤整備を進めてきた本町にあって、生産調整の達成と土地利用型作物の振興は重要な課題である。平成16年度からの米大綱や産地づくり推進交付金の動向によつては、来年度から施策的な町単独補助事業の見直しが迫られることも想定される。</p>	
【関係条例】				

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 16 4

協議項目		各種事務事業(農林関係)の取扱い		協議細目		特産物の振興事業	
調整の方針		現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に、地域の特産物を振興発展させる支援策を新たに制度化する。					
調整の具体的内容		現況		大 社 町		調整の具体的内容	
協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	多 岐 町	湖 陵 町	大 社 町	協 議 細 目	特産物の振興事業	
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に、地域の特産物を振興発展させる支援策を新たに制度化する。						
調整の具体的内容	<p>【特産物の開発】 多岐町農業生産振興対策事業 農業生産振興対策事業補助 新たな特産農産物の試験栽培等に対する助成 桜桃試験栽培・施設等補助 補助率 7/10以内 (特別な事由により嵩上げあり) 農業技術員による新規作物導入試験、栽培指導 やまもせりー等 女性組織レディースfigの商品開発委託 650,000円/年</p> <p>【課題】 作目により、地理的条件の違いにより栽培適地が限定されるため、新たな地域振興作物の導入が今後とも必要。いちじくは、山間部の気温の低い地域では栽培はできるが、収穫期間等制限され不利であるため、海岸部以外の振興作物の開発が必要。 加工原料の増加に伴う新商品の開発、販売拡大が必要</p> <p>【特産振興事業】 【重点振興品目】 いちじく、ぶどう 特産いちじく植栽拡大対策事業 植栽補助 2/3 若齢補助成 3年間 初年度 40,000円/10a 2年目 30,000円/10a 3年目 20,000円/10a 借地料助成 3年間 12,000円/10a 貸付奨励金 初年度 10年未満 20,000円/10a 15年未満 40,000円/10a 15年以上 60,000円/10a</p>	<p>【特産物の開発】 特産品(甘藷、しじみ)を使った特産品の開発推進。 【特産振興事業】 優良農地造成による甘藷栽培面積の拡大 かんしよ岩農技術指導員設置補助金 町 10/10 (JAに対して)700千円</p>	<p>【特産物の開発】 ぶどうの振興に力を注いでいる。 ぶどうを使った特産品の開発は民間企業が実施している。 遊休ぶどう畑を活用し、すももの栽培に取り組んだ。 【特産振興事業】 大社町農業マスタープランにおける主要作物 米 大豆 キャベツ ほうれん草、ねぎ、たまねぎ、なす、 トマト きゅうり、ピーマン、メロン かんしよ、ぶどう、かき、葉たばこ 肥育牛、酪農 印は、目標数値設定作目でかつ主要作物</p> <p>重点作物「島根ぶどう」の振興 国補助事業…団地化、高度化ハウス、改植 県補助事業…がんばる島根農林総合事業 町事業…ぶどう園リニューアル補助金 ぶどうハウスのリニューアルに対し補助 補助率 事業費の1/2 要件 概ね5a以上の面積で 事業費25万円以上 原則1人1園を補助対象に H15年度 ぶどうの郷元気倍増事業の創設 取り組むべき課題 拠点型観光農園 大社まるごと観光農園 広域観光農園ルート 観光地型地産地消 産地からの情報発信</p>	<p>【特産物の開発】 各市町さまざまな取り組みがなされている。 合併時の統一は困難 【特産振興事業】 各市町ごとに振興作物が違っており、それぞれ支援策も異なっている。 現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に、地域の特産物を振興発展させる支援策を新たに制度化する。</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 17 1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	野菜の価格補償制度
<p>調整の方針</p> <p>現行のとおり引き継ぎ、平成17年度に、新たに制度化する。</p>			
<p>状況</p>			
<p>出雲市</p> <p>国野菜価格安定事業 指定野菜 冬キャベツ 特定野菜 ブロッコリー</p> <p>鳥根県野菜価格安定対策事業 対象野菜) 青ネギ、スイートコーン キャベツ、きゅうり</p> <p>市町単独野菜価格補償事業 対象野菜) (原事業への上乗せ) キャベツ(青)ネギ、ブロッコリー (市独自) きゅうり、トマトふき、アスパラガス ・作付面積5a以上を対象とし、補てん率は90%で実施 ・原資負担区分 市とJA 72.5% 生産者 27.5%</p>	<p>平田市</p> <p>国野菜価格安定事業 特定野菜: ブロッコリー (4~6月、10~12月、1~3月) 交付予約数量 355t</p> <p>鳥根県野菜価格安定対策事業 対象野菜 青ネギ (4~6月、7~9月、10~12月、1~3月) 交付予約数量 113t</p> <p>市町単独野菜価格補償制度 該当なし</p>	<p>斐川町</p> <p>国野菜価格安定事業 (指定野菜供給産地育成価格差補給事業) 対象野菜) 玉葱(7~10月、全国市場) キャベツ(7~3月、近畿・中国市場)</p> <p>鳥根県野菜価格安定対策事業 対象野菜) 冬キャベツ(4~6月、近畿・中国市場) 青ネギ(周年、近畿・中国市場) そら豆(5~6月、近畿市場) 南瓜(6~7月、中国市場) H15当初予算額: 4,930,000円 (野菜価格安定対策事業補助金) 48,000円 (県野菜価格安定基金協会負担金)</p> <p>市町単独野菜価格補償事業 斐川町野菜価格安定基金(S53年から) 目的 野菜の価格に安値を生じたとき、その損失を補償する事業を主目的とし、加えて会員の生産意欲の向上及び経営の安定を図る事業を行うことにより、野菜産地を形成することを目的とする。</p> <p>対象作目: 玉葱、キャベツ 基金造成額 町 1,500万円 JA 1,500万円 JJA野菜部会員 出荷数量に応じて</p>	<p>佐田町</p> <p>野菜価格安定事業 青ネギ</p>
<p>関係系例)</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 17 2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	野菜の価格補償制度
調整の方針	現行のとおり引き継ぎ、平成17年度に、新たに制度化する。		
現 況			
多 岐 町	湖 陵 町	大 社 町	<p>調整の具体的内容</p> <p>出雲市と斐川町で、それぞれ農協や生産者の拠出により独自の価格補償事業を行っている。振興品目の価格補償については、合併後も制度として必要であるが、2つの農協間の調整が必要となる。</p> <p>現行のとおり引き継ぎ、平成17年度に、新たに制度化する。</p>
該当なし	該当なし	該当なし	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 4-1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	各種イベントの取扱い																																																																								
調整の方針	現行のとおり引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法等を検討する。																																																																										
現況																																																																											
出雲市	平田市	斐川町	佐田町																																																																								
【いずもオロチまつり】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>通年</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>地域経済振興センター</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>会員を募り、田植え、稲刈り、仕込みの見学等に参加してもらう</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>750千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>100人</td></tr> <tr><td>日本酒匠乃交流会</td><td></td></tr> <tr><td>開催期日</td><td>10月</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>地域経済振興センター</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>2,624千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>1,000人</td></tr> <tr><td>ひななで楽しむ新酒の会</td><td></td></tr> <tr><td>開催期日</td><td>3月</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>平田地区酒造研究会</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>96千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>130人</td></tr> <tr><td>ワインディングビジネス</td><td></td></tr> <tr><td>開催期日</td><td>通年</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>平田市</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>平田市漁業協同組合</td></tr> <tr><td>委託先</td><td>委託料</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>1,500千円</td></tr> </table>	開催期日	通年	主催者	地域経済振興センター	イベントの概要	会員を募り、田植え、稲刈り、仕込みの見学等に参加してもらう	市の関わり	事務局	負担金又は補助金	750千円	集客の状況	100人	日本酒匠乃交流会		開催期日	10月	主催者	地域経済振興センター	市の関わり	事務局	負担金又は補助金	2,624千円	集客の状況	1,000人	ひななで楽しむ新酒の会		開催期日	3月	主催者	平田地区酒造研究会	市の関わり	事務局	負担金又は補助金	96千円	集客の状況	130人	ワインディングビジネス		開催期日	通年	主催者	平田市	イベントの概要	平田市漁業協同組合	委託先	委託料	集客の状況	1,500千円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>斐川チューリップ祭実行委員会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>花の見学と出店</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約1万4千人</td></tr> </table>	開催期日	4月中旬	主催者	斐川チューリップ祭実行委員会	イベントの概要	花の見学と出店	市の関わり	事務局	負担金又は補助金	3,000千円	集客の状況	延べ約1万4千人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>11月3日</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>スサノオこっとこいまつり実行委員会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td></td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>495千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約2千人</td></tr> </table>	開催期日	11月3日	主催者	スサノオこっとこいまつり実行委員会	イベントの概要		市の関わり	事務局	負担金又は補助金	495千円	集客の状況	延べ約2千人
開催期日	通年																																																																										
主催者	地域経済振興センター																																																																										
イベントの概要	会員を募り、田植え、稲刈り、仕込みの見学等に参加してもらう																																																																										
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	750千円																																																																										
集客の状況	100人																																																																										
日本酒匠乃交流会																																																																											
開催期日	10月																																																																										
主催者	地域経済振興センター																																																																										
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	2,624千円																																																																										
集客の状況	1,000人																																																																										
ひななで楽しむ新酒の会																																																																											
開催期日	3月																																																																										
主催者	平田地区酒造研究会																																																																										
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	96千円																																																																										
集客の状況	130人																																																																										
ワインディングビジネス																																																																											
開催期日	通年																																																																										
主催者	平田市																																																																										
イベントの概要	平田市漁業協同組合																																																																										
委託先	委託料																																																																										
集客の状況	1,500千円																																																																										
開催期日	4月中旬																																																																										
主催者	斐川チューリップ祭実行委員会																																																																										
イベントの概要	花の見学と出店																																																																										
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	3,000千円																																																																										
集客の状況	延べ約1万4千人																																																																										
開催期日	11月3日																																																																										
主催者	スサノオこっとこいまつり実行委員会																																																																										
イベントの概要																																																																											
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	495千円																																																																										
集客の状況	延べ約2千人																																																																										
【いずもオロチまつり】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>8月11日ごろ</td></tr> <tr><td>花火大会</td><td>8月12日ごろ</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>いずもオロチまつり振興会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>中心市街地を踊りながらパレード 斐伊川河川敷での花火の打ち上げ</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>振興会の一員</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>4,500千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約5万人 延べ約12万人</td></tr> </table>	開催期日	8月11日ごろ	花火大会	8月12日ごろ	主催者	いずもオロチまつり振興会	イベントの概要	中心市街地を踊りながらパレード 斐伊川河川敷での花火の打ち上げ	市の関わり	振興会の一員	負担金又は補助金	4,500千円	集客の状況	延べ約5万人 延べ約12万人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>斐川チューリップ祭実行委員会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>花の見学と出店</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約1万4千人</td></tr> </table>	開催期日	4月中旬	主催者	斐川チューリップ祭実行委員会	イベントの概要	花の見学と出店	市の関わり	事務局	負担金又は補助金	3,000千円	集客の状況	延べ約1万4千人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>11月3日</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>スサノオこっとこいまつり実行委員会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td></td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>495千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約2千人</td></tr> </table>	開催期日	11月3日	主催者	スサノオこっとこいまつり実行委員会	イベントの概要		市の関わり	事務局	負担金又は補助金	495千円	集客の状況	延べ約2千人																																		
開催期日	8月11日ごろ																																																																										
花火大会	8月12日ごろ																																																																										
主催者	いずもオロチまつり振興会																																																																										
イベントの概要	中心市街地を踊りながらパレード 斐伊川河川敷での花火の打ち上げ																																																																										
市の関わり	振興会の一員																																																																										
負担金又は補助金	4,500千円																																																																										
集客の状況	延べ約5万人 延べ約12万人																																																																										
開催期日	4月中旬																																																																										
主催者	斐川チューリップ祭実行委員会																																																																										
イベントの概要	花の見学と出店																																																																										
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	3,000千円																																																																										
集客の状況	延べ約1万4千人																																																																										
開催期日	11月3日																																																																										
主催者	スサノオこっとこいまつり実行委員会																																																																										
イベントの概要																																																																											
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	495千円																																																																										
集客の状況	延べ約2千人																																																																										
【いずもオロチまつり】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>11月2日～4日</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>神在月出雲全国そばまつり実行委員会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>県内外の有名産地のそばの販売</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>実行委員会の一員</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>8,000千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約1万4千人</td></tr> </table>	開催期日	11月2日～4日	主催者	神在月出雲全国そばまつり実行委員会	イベントの概要	県内外の有名産地のそばの販売	市の関わり	実行委員会の一員	負担金又は補助金	8,000千円	集客の状況	延べ約1万4千人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>7月下旬</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>斐川よさこい祭実行委員会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>よさこい踊りのコンテスト</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約6千人</td></tr> </table>	開催期日	7月下旬	主催者	斐川よさこい祭実行委員会	イベントの概要	よさこい踊りのコンテスト	市の関わり	事務局	負担金又は補助金	3,000千円	集客の状況	延べ約6千人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>開催期日</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>主催者</td><td>斐川ひまわり祭実行委員会</td></tr> <tr><td>イベントの概要</td><td>花の見学と出店</td></tr> <tr><td>市の関わり</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>負担金又は補助金</td><td>1,600千円</td></tr> <tr><td>集客の状況</td><td>延べ約2万5千人</td></tr> </table>	開催期日	8月中旬	主催者	斐川ひまわり祭実行委員会	イベントの概要	花の見学と出店	市の関わり	事務局	負担金又は補助金	1,600千円	集客の状況	延べ約2万5千人																																				
開催期日	11月2日～4日																																																																										
主催者	神在月出雲全国そばまつり実行委員会																																																																										
イベントの概要	県内外の有名産地のそばの販売																																																																										
市の関わり	実行委員会の一員																																																																										
負担金又は補助金	8,000千円																																																																										
集客の状況	延べ約1万4千人																																																																										
開催期日	7月下旬																																																																										
主催者	斐川よさこい祭実行委員会																																																																										
イベントの概要	よさこい踊りのコンテスト																																																																										
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	3,000千円																																																																										
集客の状況	延べ約6千人																																																																										
開催期日	8月中旬																																																																										
主催者	斐川ひまわり祭実行委員会																																																																										
イベントの概要	花の見学と出店																																																																										
市の関わり	事務局																																																																										
負担金又は補助金	1,600千円																																																																										
集客の状況	延べ約2万5千人																																																																										

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 4 2

協議項目	各種事務事業（観光商工関係）の取扱い	協議細目	各種イベントの取扱い																								
調整の方針	<p>現行のとおり引き続き、新市において、発展性やより効果的な集客方法を検討する。</p>																										
調整の具体的な内容	<p>市・町が事務局として関わるイベントであり、費用負担の方法としては、負担金又は補助金など違いはあるが、現行のとおり引き続き、新市において、発展性やより効果的な集客方法を検討する。</p>																										
現状	<p>湖陵町</p> <p>該当なし</p>	<p>大社町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>開催期日</td> <td>10月</td> </tr> <tr> <td>主催者</td> <td>出雲國門前市実行委員会</td> </tr> <tr> <td>イベントの概要</td> <td>門前町の復興を目的として、神門通りを活用した歩行者天国でのフリーマーケットステージイベント</td> </tr> <tr> <td>町の関わり</td> <td>実行委員会の一員</td> </tr> <tr> <td>負担金又は補助金</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>集客の状況</td> <td>延べ約1,000人</td> </tr> </table>	開催期日	10月	主催者	出雲國門前市実行委員会	イベントの概要	門前町の復興を目的として、神門通りを活用した歩行者天国でのフリーマーケットステージイベント	町の関わり	実行委員会の一員	負担金又は補助金	2,000千円	集客の状況	延べ約1,000人	<p>町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>開催期日</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>主催者</td> <td>出雲阿国歌舞伎実行委員会</td> </tr> <tr> <td>イベントの概要</td> <td>歌舞伎公演、奉納舞、大お練り</td> </tr> <tr> <td>町の関わり</td> <td>実行委員会の一員</td> </tr> <tr> <td>負担金又は補助金</td> <td>2,500千円</td> </tr> <tr> <td>集客の状況</td> <td>公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人</td> </tr> </table>	開催期日	7月	主催者	出雲阿国歌舞伎実行委員会	イベントの概要	歌舞伎公演、奉納舞、大お練り	町の関わり	実行委員会の一員	負担金又は補助金	2,500千円	集客の状況	公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人
開催期日	10月																										
主催者	出雲國門前市実行委員会																										
イベントの概要	門前町の復興を目的として、神門通りを活用した歩行者天国でのフリーマーケットステージイベント																										
町の関わり	実行委員会の一員																										
負担金又は補助金	2,000千円																										
集客の状況	延べ約1,000人																										
開催期日	7月																										
主催者	出雲阿国歌舞伎実行委員会																										
イベントの概要	歌舞伎公演、奉納舞、大お練り																										
町の関わり	実行委員会の一員																										
負担金又は補助金	2,500千円																										
集客の状況	公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人																										
多伎町	<p>該当なし</p>	<p>大社町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>開催期日</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>主催者</td> <td>出雲阿国歌舞伎実行委員会</td> </tr> <tr> <td>イベントの概要</td> <td>歌舞伎公演、奉納舞、大お練り</td> </tr> <tr> <td>町の関わり</td> <td>実行委員会の一員</td> </tr> <tr> <td>負担金又は補助金</td> <td>2,500千円</td> </tr> <tr> <td>集客の状況</td> <td>公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人</td> </tr> </table>	開催期日	7月	主催者	出雲阿国歌舞伎実行委員会	イベントの概要	歌舞伎公演、奉納舞、大お練り	町の関わり	実行委員会の一員	負担金又は補助金	2,500千円	集客の状況	公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人	<p>町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>開催期日</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>主催者</td> <td>出雲阿国歌舞伎実行委員会</td> </tr> <tr> <td>イベントの概要</td> <td>歌舞伎公演、奉納舞、大お練り</td> </tr> <tr> <td>町の関わり</td> <td>実行委員会の一員</td> </tr> <tr> <td>負担金又は補助金</td> <td>2,500千円</td> </tr> <tr> <td>集客の状況</td> <td>公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人</td> </tr> </table>	開催期日	7月	主催者	出雲阿国歌舞伎実行委員会	イベントの概要	歌舞伎公演、奉納舞、大お練り	町の関わり	実行委員会の一員	負担金又は補助金	2,500千円	集客の状況	公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人
開催期日	7月																										
主催者	出雲阿国歌舞伎実行委員会																										
イベントの概要	歌舞伎公演、奉納舞、大お練り																										
町の関わり	実行委員会の一員																										
負担金又は補助金	2,500千円																										
集客の状況	公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人																										
開催期日	7月																										
主催者	出雲阿国歌舞伎実行委員会																										
イベントの概要	歌舞伎公演、奉納舞、大お練り																										
町の関わり	実行委員会の一員																										
負担金又は補助金	2,500千円																										
集客の状況	公演 延べ約1,800人 奉納舞 約1,000人																										

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 5-1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い		協議細目	産業専門部会 イベント開催補助金
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。			
現況				
出雲市		平田市		佐田町
平成14年度の実績(単位:千円)	平成14年度の実績(単位:千円)		平成14年度の実績(単位:千円)	
イベント等の名称	支払先	決算額	イベント等の名称	支払先
いずもオロチまつり	いずもオロチまつり振興会	4,500	斐川つつじ祭	直江商興会
			斐川シクラマシ祭	斐川町観光協会
				目的・内容
				公園の節付・出店・つつじ苗木の無料配布
				花の見学会と出店
				決算額
				250
				500

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 5-2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	イベント開催補助金
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。</p>		
<p>現況</p>			
<p>多伎町</p>		<p>湖陵町</p>	
<p>(単位:千円)</p>			
イベント等の名称	支私先	決算額	目的・内容
多伎町夏祭り	多伎町夏祭り実行委員会	300	毎年8月13日に開催道の駅下浜辺(キララビーチ)での盆踊り、花火大会
イベント等の名称	支私先	決算額	目的・内容
湖陵どんとこい祭	湖陵どんとこい祭実行委員会	3,640	芸能イベント、花火、出店、
平成14年度の実績(単位:千円)			
イベント支援事業補助金交付要綱			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 5-3

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	イベント開催補助金
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。		
調整の内容的内容	現行のとおり新市に引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。		
状況	町	大	社
校流型イベント補助金】 目的 町民相互の親睦と町の活性化のため、各イベント実行委員会が実行する次に掲げる事業を支援する。 補助金の目的と対象事業	対象事業 ご縁まつり推進事業 出雲阿国歌舞伎お練り・奉納舞い推進事業 ふれあい海のフエスティバル推進事業	補助率 補助対象基準額の1/2 補助対象基準額の1/2 補助対象基準額の1/2	目的・内容 ジョウキ行列、ステーションイベント花火ほか 奉納舞、大お練り、歓迎レセプション ビーチパレー
文化交流型イベント補助金交付要綱	対象事業 ご縁まつり推進事業 出雲阿国歌舞伎お練り・奉納舞い推進事業 ふれあい海のフエスティバル推進事業	補助対象基準額 4,000千円を限度とする 6,000千円を限度とする 200千円を限度とする	支払先 ご縁まつり実行委員会 出雲阿国歌舞伎実行委員会 ふれあい海のフエスティバル実行委員会 大社観光協会
協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	イベント開催補助金
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。		
調整の内容的内容	現行のとおり新市に引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。		
状況	町	大	社
文化交流型イベント補助金交付要綱	対象事業 ご縁まつり推進事業 出雲阿国歌舞伎お練り・奉納舞い推進事業 ふれあい海のフエスティバル推進事業	補助対象基準額 4,000千円を限度とする 6,000千円を限度とする 200千円を限度とする	支払先 ご縁まつり実行委員会 出雲阿国歌舞伎実行委員会 ふれあい海のフエスティバル実行委員会 大社観光協会

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 6 1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	産業専門部会 観光商工分科会																					
調整の方針	合併時に、出雲市の例により統一するよう調整する。																							
現況																								
出雲市	出雲市	斐川町	佐田町																					
<p>出雲市コンベンション開催補助金)</p> <p>1.目的 市内において開催されるコンベンションの開催者等に対してコンベンション開催補助金を交付することによって、市内へのコンベンションの誘致を推進し、もって地域への社会的・経済的波及効果を高め人的交流の増加や文化の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2.対象事業 学会、研究大会、会議、各種大会、見本市等で、次の要件をすべて満たすもの</p> <p>(1) 市内の施設(県立浜山公園を含む)を会場として開催されるもの (2) 参加者が中国地区(2県以上)以上から参集するもの (3) 市内の宿泊施設に宿泊する延べ人数が、50人以上であるもの (4) 産業、学術、文化、芸術又はスポーツの振興に寄与するもの (5) 特定の宗教、政党及び政治団体等に関わらないもの (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益とならないもの</p> <p>3.補助金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>延べ宿泊者</th> <th>中国地区規模(2県以上)</th> <th>中国地区規模を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上99人以下</td> <td>100,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上199人以下</td> <td>150,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上299人以下</td> <td>200,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上399人以下</td> <td>300,000円</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>400人以上499人以下</td> <td>400,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>500人以上</td> <td>500,000円</td> <td>750,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4.補助実績 H.12年度 23大会 6,150円 H.13年度 18大会 4,950円 H.14年度 31大会 5,950円</p> <p>【関係条例】 出雲市コンベンション開催補助金交付要綱</p>	延べ宿泊者	中国地区規模(2県以上)	中国地区規模を超えるもの	50人以上99人以下	100,000円	150,000円	100人以上199人以下	150,000円	200,000円	200人以上299人以下	200,000円	300,000円	300人以上399人以下	300,000円	450,000円	400人以上499人以下	400,000円	600,000円	500人以上	500,000円	750,000円	該当なし	該当なし	該当なし
延べ宿泊者	中国地区規模(2県以上)	中国地区規模を超えるもの																						
50人以上99人以下	100,000円	150,000円																						
100人以上199人以下	150,000円	200,000円																						
200人以上299人以下	200,000円	300,000円																						
300人以上399人以下	300,000円	450,000円																						
400人以上499人以下	400,000円	600,000円																						
500人以上	500,000円	750,000円																						

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目	占用料
調整の方針	<p>認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第19条の2(乙)地に準拠することとし、出雲市の例により統一する。普通河川道路等占用料については、合併時に、道路は、認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市及び平田市の例により統一する。</p> <p>なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時までに調整する。</p>		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>占用料徴収条例</p> <p>市道については、市道及びその付属物占用条例」に規定</p> <p>認定外道路(里道、農道、林道)及び普通河川については、出雲市普通河川道路等管理条例」に規定</p> <p>占用物件及び占用料</p> <p>市道占用料は国(道路法施行令に規定)と基本的に同じ。</p> <p>普通河川道路の占用料は、道路は市道に準拠。水路は県の流水占用料等徴収条例」に準拠</p>	<p>占用料徴収条例</p> <p>市道については、道路占用料徴収条例により規定</p> <p>(指定区間の国道に係る占用料と同じ)</p> <p>準用河川及び普通河川については、準用河川占用料等徴収条例により規定(島根県流水占用料等徴収条例と同じ)</p> <p>認定外道路については、道路占用料徴収条例の規定を準用</p> <p>占用件数</p> <p>H14(平成24)年度 市道 212件、普通河川道路 21件(占用料免除分含む)</p>	<p>占用料徴収条例</p> <p>町道については、斐川町道路占用料徴収条例に規定</p> <p>法定外道路及び普通河川等については、斐川町普通河川道路等管理条例に規定</p> <p>占用物件及び占用料</p> <p>町道占用物件、占用料は道路法施行令に準拠、ただし平成7年度以降未改定</p> <p>法定外道路及び普通河川等については、町道に準拠</p>	<p>占用料徴収条例</p> <p>町道については、佐田町道路占用料徴収条例により徴収。町道以外の農道・林道等法定外道路・普通河川については佐田町普通河川道路等管理条例による。</p> <p>占用物件及び占用料</p> <p>町道占用料は、独自料金を設定</p> <p>普通河川道路については、佐田町道路占用料徴収条例に準拠、準用河川については規定なし。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 1-2

協議項目		各種事務事業(建設関係)の取扱い		協議細目		占用料
現況						
出	雲	市	平	田	市	斐
出	雲	市	平	田	市	斐
占用料の減免規定 ・道路に出入りする通路を設けるための路端、法敷、側溝上占用 ・地先から雨水又は排水のための排水管・排水施設 ・水道管又はガス管の引込管(都市ガス本管は1/2減免) ・恒例により祭典又は縁日のための一時占用 ・公益性をもつ照明灯並びびアーチ横断幕設置 ・その他市長が特に必要と認めたもの(例)JA有線(電柱、ケーブル等)、ICV(CATV用ケーブル、電柱)等						
占用料年間収入額 20,682,708円(H13決算額)	占用料年間収入額 20,682,708円(H13決算額)	占用料年間収入額 6,528,735円(H14)	占用料年間収入額 6,528,735円(H14)	占用料年間収入額 4,229,804円(H14)	占用料年間収入額 4,229,804円(H14)	占用料年間収入額 383,972円(H14)
関係条例】市道及びその付属物占用条例 出雲市普通河川道路等管理条例	関係条例】市道及びその付属物占用条例 出雲市普通河川道路等管理条例	平田市道路占用徴収条例、平田市道路占用規則 平田市普通河川道路等管理条例	平田市道路占用徴収条例、平田市道路占用規則 平田市普通河川道路等管理条例	斐川町道路占用徴収条例、斐川町道路占用規則、斐川町普通河川道路等管理条例、同施行規則	斐川町道路占用徴収条例、斐川町道路占用規則、斐川町普通河川道路等管理条例、同施行規則	佐田町道路占用料徴収条例 佐田町普通河川道路等管理条例、同施行規則

出雲地区合併協議会事務局

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 1-4

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱い	協議細目	占用料
調整の方針	認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第19条の2(乙)地に準拠することとし、出雲市の例により統一する。普通河川道路等占用料については、合併時に、道路は、認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市及び平田市の例により統一する。 なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時までに調整する。		
多岐	現況	大社	町
占用料の減免規定 ・公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路を占用するとき。 ・恒例による祭典、縁日、売出等に際し臨時に道路を占用するとき。 ・道路に出入りするための通路等を設け、又は排水施設を設けるため道路を占用するとき。 ・その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れが極めて少ないと認められるとき。	占用料の減免規定 ・公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するとき ・恒例により祭典又は縁日のための一時占用道路に出入りするための通路を設け、又は排水施設を設けるため道路を占用するとき ・その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れが極めて少ないと認められるとき。		
占用申請件数 平成14年度実績(継続分除く) 町道分29件、普通河川道路分9件 計38件 (内占用料がかかるもの7件)	占用申請件数 H14実績(継続分は含まない) 町道分26件、普通河川道路分4件 計30件 (内占用料がかかるもの2件)		
占用料年間収入額 218,296円(平成14年度)	占用料年間収入額 324,662円(H14決算額)		
【関係条例】多岐町道路占用料徴収条例 多岐町道路占用料規則	湖陵町道路占用料徴収条例、湖陵町道路占用料規則、湖陵町普通河川道路等管理条例、同施行規則	大社町普通河川道路等管理条例及び施行規則	
調整の具体的内容			よって、普通河川道路等占用料については、合併時に道路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市、平田市の例により統一する。 なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時までに調整する。

2市5町道路占用料比較表(認定道路) 単位:円

占用物件			単位	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
法32 条 第1号	電柱	第1種電柱	本/年	1,000	1,000	670	350	390	770	占 用 料 な し
		第2種電柱		1,600	1,600	-	-	-	-	
		第3種電柱		2,200	2,200	-	-	-	-	
	電話柱	第1種電話柱		930	930	250	340	150	690	
		第2種電話柱		1,500	1,500	-	-	-	-	
		第3種電話柱		2,100	2,100	-	-	-	-	
	その他	街灯柱	-	-	210	-	150	-		
		その他柱類	72	72	490	25	-	53		
	変圧器	路上	個/年	700	700	-	-	-	520	
		地下		480	480	-	-	-	360	
		変圧塔等及び公衆電話所		1,400	1,400	620	320	-	1,400	
	郵便差出箱	郵便差出箱		600	600	250	220	-	450	
	広告塔	広告塔	m ² / 年	4,400	4,400	980	320	870	640	
	線類	共架電線その他上空線類	m/年	10	10	50	5	40	7	
地下電線		5		5				4		
その他のもの	線類以外のもの	m ² / 年	1,400	1,400	620	500	-	1,000		
法32 条 第2号	管類 (水管,下水道管, ガス管等)	外径0.1m未満のもの	m/年	48	48	50	20	25	36	
		〃0.1m~0.15m		72	72	(62)				
		〃0.15m~0.2m		95	95				71	
		〃0.2m~0.4m		190	190	100	70	50	360	
		〃0.4m~1.0m		480	480	250			710	
		〃1.0m以上		950	950	500	350	100		
〃第3号	鉄道敷・軌道敷類	m ² / 年	1,400	1,400	500	500	430	1,000		
〃第4号	歩廊、雪よけ類				620	180				
	アーケード		550							
法32 条 第5号	通路及び地下街	上空に設ける通路	m ² / 年	2,900	2,900	490	-	-	430	
		地下に設ける通路		1,500	1,500		-	-	210	
	地下室類	その他		1,400	1,400	500	-	-	1,000	
法32 条 第5号	通路及び地下街	地下街及び地下室(階数1)	m ² / 年	A× 0.003	-	A×0.01	-	-	20	
		地下室類		A× 0.005	-	A×0.016	-	-		
		地下街及び地下室(階数3)		A× 0.006	-	A×0.02	-	-		

占用物件			単位	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
法 32 条 第 6 号	露天及び商品 置場類	祭礼、縁日等一時的に設け るもの	m ² /日	44	44	10	5	-	6	占 用 料 な し
		その他のもの	m ² /月	440	440	98	(m ² / 日)30	240	64	
施行令 第 7 条	看板	一時的	m ² /月	440	440	98	30	20	64	
		その他	m ² /年	2,000	4,400	980	320	180	640	
	標識		本/年	1,100	1,100	500	400	180	810	
	パーキングメーター		本/年	-	-	160	-	-	-	
	旗ざお	一時的	本/日	44	44	10	-	-	6	
		その他	本/月	440	440	98	-	-	64	
	幕	一時的	m ² /日	44	44	10	-	-	6	
		その他	m ² /月	440	440	98	-	45	64	
	アーチ	車道を横断するもの	基/月	3,400	4,400	980	320	390	640	
		その他		2,200	2,200	490	160	190	320	
工事用板囲、足場、詰所等工事用施設及び工 事用材料			m ² /月	440	440	98	30	130	64	
仮設建築物			140	-	62	50	130			
建築物	建築物(階数 1)	m ² /年	A×0.006	-	A× 0.018	-	-	-		
	建築物(階数 2)		A×0.009	-	A× 0.025	-	-			
	建築物(階数 3)		A×0.011	-	A× 0.032	-	-			
	建築物(階数 4)		A×0.013	-	A× 0.036	-	-			
	その他		A×0.018	-	A× 0.018	-	-			

注釈)A は近傍類似の土地の時価を表す。

普通河川道路等占用料比較 単位 :円

占用物件	単位	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
取水施設の設置	m ² /年	180	180	-	道 路 占 用 料 に 準 拠	道 路 占 用 料 に 準 拠	道 路 占 用 料 に 準 拠	なし
排水施設の設置	m ² /年	180	180	-				
係船施設の設置	m ² /年	180	180	-				
漁業施設の設置	m ² /年	180	180	-				
橋梁類の設置	m ² /年	110	110	620				
管類の布設	m/年	220	220	0.2m 未満 50				
				0.2 0.4m 100				
				0.4 1.0m 250				
				1.0m 以上 500				
架空線類の設置	m/年	60	60	50				
軌道・軌条類の設置	m ² /年	150	150	500				
その他横断物の設置	m ² /年	190	190					
電柱類の設置	本/年	560	560	電柱 670				
				電話柱 250				
				その他柱 490				
広告塔	m ² /年			980				
送電塔	m ² /年			500				
日よけに類する施設	m ² /年			620				
看板に類する施設	m ² /年			980				
標識	本/年			500				
旗ざお	本/月			98				
幕	m ² /月			98				
祭典時臨時設置	m ² /日			10				
仮設工作物の設置	m ² /年	260	260	(m ² /月) 98				
耕作地	m ² /年	9	9	-				
竹木・植栽地	m ² /年	30	30	-				

- ・出雲市、平田市は河川については「島根県流水占用料等徴収条例」に準拠(平田市は準用河川についても適用)
- ・斐川町は河川と道路を一体的に規定(道路占用料に準拠)
- ・佐田町、多伎町、湖陵町は道路占用に準拠